

官報号外

令和五年十一月二十四日

○第二百十二回 衆議院会議録 第八号

令和五年十一月二十四日(金曜日)

午後一時 本会議

令和五年十一月二十四日

午後四時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

(山口俊一君外十二名提出)

令和五年度一般会計補正予算(第1号)

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する

法律案(地域活性化・ことど政策・デジタル

社会形成に関する特別委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道

ミサイル技術を使用した発射に抗議する決

議案(山口俊一君外十二名提出)

○議長(額賀福志郎君) 北朝鮮による衛星打ち上

げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射

に抗議する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。山口俊一君。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミ

サイル技術を使用した発射に抗議する決議案

(本号末尾に掲載)

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

○山口俊一君 私は、提出者を代表いたしました。ただいま議題となりました北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)以下、案文の朗読をもちまして趣旨の説明に代えさせていただきます。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

十一月二十一日、北朝鮮は、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行し、沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下したとみられる。

北朝鮮は、昨年以来弾道ミサイルを八十発以上も発射しており、かつてない高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このようなかで、昨年十月及び本年八月に引き続き、我が国の上空を通過する形で発射を強行したことは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平壤宣言への違反であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し重ねて厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国・韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 私は、提出者を代表いたしました。ただいま議題となりました北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)以下、案文の朗読をもちまして趣旨の説明に代えさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

右決議する。

以上であります。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

○議長(額賀福志郎君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) よって、本案は可決いたしました。(拍手)この際、内閣総理大臣から発言を求められます。これを許します。内閣総理大臣岸田文雄君。

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) ただいまの御決議への所信を申し述べます。

十一月二十一日、本年八月に引き続き、北朝鮮が、日本列島の上空を通過する形で、国連安保理決議違反である弾道ミサイル技術を使用した発射を強行したことは、極めて遺憾であり、我が国として断じて容認できません。

北朝鮮の高い頻度で続く一連の挑発行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすもので、我が国を含む国際社会全体に対する深刻な挑戦です。今般の発射は、地域の緊張を一方的に更に高める深刻な挑発行為であり、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、航空機や船舶はもとより、付近の住民の安

全確保の観点からも極めて問題のある行為です。

我が国は、北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難いたしました。

我が国としては、北朝鮮に対し、改めて、関連する国連安保理決議を即時かつ完全に履行するとともに、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け具体的な行動を取るよう、強く求めます。

今後とも、米国、韓国を含む関係国とも緊密に連携しながら、国連安保理決議の完全な履行等を全ての国連加盟国に強く働きかけてまいります。政府としては、引き続き、我が国の平和と安全の確保、国民の安心・安全の確保に万全を期すべく、情報収集、分析の徹底、国民への適時的確な情報提供を行うとともに、防衛力の抜本的強化のための各種施策を着実に実施し、抑止力、対処力を強化してまいります。

最重要課題である拉致問題は、時間的制約のある人道問題です。御家族も御高齢となる中、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力で果断に取り組みます。

ただいまの御決議の趣旨を体し、核、ミサイル、そして最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決に向けて全力を尽くしてまいります。(拍手)

○井野俊郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)、令和五年度特別会計補正予算(第1号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

(号外)

令和五年度一般会計補正予算(第1号)外一案

令和五年度一般会計補正予算(第1号)

十二億円増加し、百二十七兆五千八百四億円となります。

特別会計予算については、エネルギー対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計など十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融資計画については、総合経済対策を踏まえ、八千八百六十億円を追加しております。委員長の報告を求めます。予算委員長小野寺五典君。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小野寺五典君登壇〕

○小野寺五典君 ただいま議題となりました令和五年度一般会計補正予算(第1号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、十一月二日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、「物価高から国民生活を守る」「地方・中堅・中小企業を含めた持続的質上げ、所得向上と地方の成長を実現する」「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」の各項目を実施するために必要な心を確保する」の各項目を実施するために必要な議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

ただいまの御決議の趣旨を体し、核、ミサイル、そして最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決に向けて全力を尽くしてまいります。(拍手)

○井野俊郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

達のために公債を八兆九千億円も追加発行する内容です。

本補正予算において、物価高対策は必要であるものの、それ以外の水膨れしたばらまき財政出動を実施することは、更なる物価高騰を助長し、国民生活を一層圧迫することになります。

補正予算の中身について述べる前に、自民党五派閥の政治団体による合計四千万円の収支報告書を虚偽記載の疑いに触れざるを得ません。

東京地検特捜部は、五派閥の会計責任者に任意で事情聴取を進めていること。この中には、岸田総理が会長の宏池会も含まれています。巨額の不記載がミスであったとは思えず、裏金づくりと疑惑が本當だとされ、立憲民主党・無所属及び国民党・無所属クラブから、それぞれ、令和五年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び各動議について討論採決を行いました結果、各動議はいずれも否決され、令和五年度補正予算二案は賛成多数をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。小山展弘君。

〔小山展弘君登壇〕

○小山展弘君 立憲民主党の小山展弘です。会派を代表して、ただいま議題となりました政務三役を行います。(拍手)

今回の補正予算の規模は約十三兆円ですが、そのうち物価高対策は二兆七千億円一方で公共事業等の予算是四兆三千億円です。この四兆三千億円の中には、明らかに緊要性を欠くものや本予算

で組むべき内容も散見されます。また、財源の調査を行います。

岸田総理御自身や大臣以下政務三役、国会議員の期末手当を含む特別公務員の給与引上げ法案

を、野党の必死の反対にもかかわらず成立させてしまいました。国民が物価高に苦しむ中、経済情勢や国民感情を踏まえないものであり、一層の政

旧統一教会問題について、自民党さんは、被害者救済へのやる気が全く感じられません。これからも旧統一教会の選挙支援を受けたいという下心が見え見えです。被害者救済に取り組む全国弁連や被害者の方々が財産保全の法整備を強く要望しているにもかかわらず、与党が提出した法案では、財産保全措置は見送られました。これでは、教団による財産隠しを防げず、被害者は賠償金を受け取れないおそれがあり、被害者救済は無理です。我々が提出している旧統一教会財産保全法案を成立させることを強く求めます。

補正予算について。

まず、大阪・関西万博の会場建設費に七百五十億円もの関連費用を計上していますが、到底賛成できません。当初の倍近く増額を政府は容認しましたが、しっかりと検証したんでしょうか。三百五十億円もかかるリングと呼ばれる屋根は、日よけとしては豪華過ぎです。安易に費用増額を容認したが、しっかりと検証したんでしょうか。三百五十億円もかかるリングと呼ばれる屋根は、日よけとしては豪華過ぎです。安易に費用増額を容認していただきたい。

メキシコを始め複数の国がパリオ撤退を検討していると報道されており、夢洲の地盤沈下、開催地への交通アクセスが少ないことなど課題山積で、更なる追加費用が懸念されます。万博予算こそ、費用を一から見直して、当初の会場建設費の範囲内で実施を目指す、眞の身を切る改革の姿勢で臨むべきであります。岸田総理が突如として打ち出した所得税、住民税減税にも多くの問題があります。

一方で、この減税は、今後の防衛増税を含む増税をこまかすための偽装減税とのそりは免れ得ません。

また、岸田総理は、今回の減税は過去二年間の

還元どころか、負担を将来にツケ回して、減税といふ出金大セール、大盤振る舞いをするようなものであり、国民を欺くものです。減税を打ち出したのに岸田内閣の支持率が下がっているのは、こうしたからくりを国民に見抜かれているからではないでしょうか。

なお、今回の補正予算では、約八兆九千億円の公債を追加発行する内容になっていますが、決算剩余金が防衛財源に充当されるために補正予算に使うことができず、そのために赤字国債をより多く発行する構造となっていることは明白です。我々が度々指摘した財源ロンドンダーリングが、まさに現実となつたと言わざるを得ません。

今回の補正予算では、異次元の少子化対策と言っているものの、国民が効果が見込める期待できるインバクトのある対策にはなっておりません。子少子化対策や真に支援を必要とする家計、事業者への直接的、重点的支援など、使うべきところに思い切って使うような補正予算こそ求められているのです。

日本経済の再生には実体経済の立て直しこそ必要で、そのためには、一人一人の所得を増やす政策と、これまで手薄であった人への投資を増やし、全ての人に居場所と出番がある、多様で自由な共生社会こそ目指す必要があります。また、環境エネルギー、医療、介護、農業、デジタル化の推進、新産業の創造に思い切った予算配分を行うことが必要です。

有効な物価高対策を打ち出し、国民の生活を守り、実体経済を立て直し、政治に緊張感を取り戻すには、今の与党とは異なるビジョン、国民の生活が第一の姿勢を持つた政党による政権交代こそ必要です。我々こそがその重責を担う、どんな困難があつても信念を貫く覚悟であることを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 大野敬太郎君。

(大野敬太郎君登壇)

○大野敬太郎君 自由民主党の大野敬太郎です。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となつております令和五年度一般会計補正予算及び令和五年度特別会計補正予算、以上二案に對しまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

日本経済は、歴史的転換点を迎えてます。ブル崩壊後の三十年間、コストカット型経済に陥ってきた日本経済は、現在、新たなステージへと移行する千載一遇のチャンスを迎えています。決してデフレに後戻りすることのないよう、国内投資の拡大による供給力の強化、構造的賃上げの実現のための環境整備など、大胆な政策を総動員することが急務であります。日本は韓国以下、現在の岸田内閣の実質実効為替レート指数は田中角栄内閣時の指数をも下回っています。

I M D 世界競争力ランクは三十五位、引用される科学論文数は十三位に低下しました。安倍政権以来、実質賃金はマイナス傾向が続き、平均賃金は韓国以下、現在の岸田内閣の実質実効為替レート指数は田中角栄内閣時の指数をも下回っています。

日本経済の再生には実体経済の立て直しこそ必要で、そのためには、一人一人の所得を増やす政策と、これまで手薄であった人への投資を増やし、全ての人に居場所と出番がある、多様で自由な共生社会こそ目指す必要があります。また、環境エネルギー、医療、介護、農業、デジタル化の推進、新産業の創造に思い切った予算配分を行うことが必要です。

有効な物価高対策を打ち出し、国民の生活を守り、実体経済を立て直し、政治に緊張感を取り戻すには、今の与党とは異なるビジョン、国民の生活が第一の姿勢を持つた政党による政権交代こそ必要です。我々こそがその重責を担う、どんな困難があつても信念を貫く覚悟であることを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

第一に、本補正予算においては、足下の物価高から国民生活を守り抜くため、ガソリン等の燃料油や、電気、ガスの激変緩和措置の延長を行うとともに、物価高対策のための重点支援地方交付金の枠組みを追加的に拡大し、一世帯当たり十万円の給付を行うこととしており、物価高に最も切実に苦しんでおられる方々の不安に配慮し、寄り添つた対応を図るものとなつております。

加えて、各地方自治体が地域の実情に応じた物価高騰対策を講じることができるように、重点支援であると考へます。

第二に、中小・中堅企業を含めた持続的な賃上げの実現や、国内投資の拡大に向けた支援を強化する予算となっています。

経済全体の生産性向上や供給力の強化を図ることが持続的な成長を実現する鍵であります。この点、今回の補正予算では、半導体など戦略分野への投資拡大や、宇宙等のフロンティアの開拓、GX、DXの推進及びAIの開発力強化、利用促進、スタートアップの支援等を積極的に推進するものとなっています。

また、地方にも景気回復の基調が広がるよう、中堅・中小企業による工場等の拠点の新設や大規模な設備投資への支援のほか、足下の円安環境を生かし、インバウンドの拡大を含む観光立国の取組、農林水産事業者や中小企業の輸出拡大の支援なども盛り込まれており、全国の幅広い分野の成長に資するものとなっていると考えます。

第三に、公共サービス提供の高度化、効率化に資する国、地方のデジタル基盤の統一化、共通化等を推進するほか、子育ての環境整備や認知症施策などの包摶社会の実現に資する予算となっています。

これらは、人口減少、少子高齢化に伴い人手不足が恒常化する中、経済社会活動を維持発展させていくため、利用者起点に立つて、デジタルの力を活用した社会変革を起動、推進するために、是非とも必要な対応であります。

最後に、相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるため、防災・減災、国土強靱化を機動的に進

めるとともに、昨今厳しさを増す外交、安全保障環境の変化に的確に対応するものとなっています。

消費税減税に踏み切るべきであります。何よりも重要なのは、物価を上回る賃上げである。岸田総理は、政労使会議で民間に賃上げを求める社会課題への対応にも目配りするなど、国内外の様々な課題に直面する中で、国民の安全、安心の確保に万全を期す内容、予算となつております。

議員皆様の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、補正予算案に断固反対の討論を行います。(拍手)

総理は、経済、経済、経済と叫びましたが、この補正予算案では、物価高騰に苦しむ国民の暮らしは守れません。一回こつきりの、遅過ぎる増税は隠し減税は、国民党から選挙目当てと見透かされています。国民党の暮らしの支援の必要性を認めらるなら、軍拡のための庶民増税を撤回すべきであります。

個人への四万円の所得税、住民税減税と世帯への七万円の給付の組合せは、不公平を生み、まさに一千万人の方が置かれ、莫大な事務負担が生じる点でも、愚策としか言いようがありません。

世論調査で、国民党が求める物価対策は、圧倒的に消費税減税であります。エコノミストからも、所得税減税より消費税減税の方が経済効果が高いと指摘されております。物価高騰の中、食料品の消費が減り、GDPがマイナスとなりました。食

き特に緊要となつた経費の支出とは到底言えず、補正予算に計上することは財政法の趣旨に反します。

更に問題なのは、中国を抑え込むアメリカの軍事戦略の一翼を積極的に担うために、憲法違反の長射程ミサイルの大量取得を始め、八千百三十億円もの巨額の軍事費を盛り込んでいることあります。補正後の今年度の防衛省予算は七兆六千億、民主党政権時から約三兆円増にもなります。

また、防衛力強化資金を一兆円も積み増ししています。沖縄県民の民意を無視して、米軍基地の苦しみをたらい回しにする辺野古新基地建設を始め、米軍再編経費は際限なく膨張し続けています。

中小企業、小規模事業者の賃上げの支援策も全く不十分です。毎年二兆円、五年で十兆円の大額な支援で最賃千五百円へ引き上げ、賃金の底上げで暮らしを守るべきであります。年金や児童扶養手当も引き上げるべきです。

物価高騰対策は余りに不十分な一方で、本補正予算案は、物価対策とは全く無縁な、民意に反する税金の無駄遣いがてんこ盛りです。萬博会場建設費等に七百五十億円、万博の機運醸成に十億円計上されますが、国民党は建設費倍増の万博を全く認めておりません。与党議員からさら、国民党置き去りと批判が出ました。万博は、中止に踏み切るべきです。

また、保険証を廃止し、マイナ保険証を推進するために、利用率が上がった医療機関への支援金

や、広告費、システムの改修などに八百八十七億円も計上されています。今ある保険証を残し、税金の浪費はやめるべきではありませんか。

補正予算には、半導体企業など特定企業への巨額の助成を始め、多数の基金が盛り込まれております。これらは、予算作成後に生じた事由に基づ

ます。

○林佑美君 (林佑美君登壇)

私は、ただいま議題となりました令和五年度一般会計補正予算、令和五年度特別会計補正予算の両案につきまして、会派を代表して討論いたしました。(拍手)

まず初めに、今般の補正予算案については、財政のルールや政策手法など、我が党の原理原則を

基に検討すると、とても承服できない点があることを強調する必要があります。

総理は、三十年に一度と言われる賃上げの機運を背景に、あらゆる事業に緊要性や供給力向上をひもづけて、取捨選択なく事業を経済対策に取り入れた結果、財政法上の補正予算の趣旨が没却されいると言わざるを得ません。一体、政府は緊要性をどのように定義しているのでしょうか。

総理は、今般の補正予算の全事業について、それぞれ必要額を精査した上で予算措置をするものであり、緊要性が認められるものとしています。しかし、必要額を精査して予算措置をするのは、当初予算に計上する事業でも同様であります。

よつて、政府は、補正予算の財政法上の位置づけを考慮に入れた緊要性の判断ができるないとみなすほかありません。

そもそも、政府は、コロナ禍以降の巨額の政府支出について、需要を牽引することで GDP ギャップを埋め合わせるために至ります。一方で、歳出予算のうち、多くの割合を基金の造成や積み増しに使用してきたことも事実であり、令和四年度第二次補正予算では、歳出総額二十八・九兆円のうち八・九兆円、約三二%が基金への投入に充てられています。

しかし、基金に積み上げられた資金が実際に支出されなかつた場合、新しい需要が創出されず、結果として、GDP ギャップの埋め合せに寄与しません。昨年度末で十六・六兆円に上る基金残高は、国民から税や国債によって集められたものの、活用されずに死蔵されていると言うほかありません。政府は、今般の補正予算でも、基金に四・三兆円を投入することとしています。

そもそも、基金制度は財政法のうち外であり、抑制的に取り扱うべきところ、既存の基金の検証が終わらぬ間に新規の造成や積み増しを行うという点は、財政法を中心とした財政のルールをなし

崩し的に搖るがしかねません。

加えて、形式面だけではなく、政策の内容にも問題がある旨を指摘しなければなりません。

財務省は、令和五年度の国民負担率の見通しを四六・八%としています。総理は、国民負担率について、足下では低下すると述べていますが、今後、更なる高齢化が見込まれる日本では、長期的には上昇傾向にあると考えられます。たとえ来年には元のもくあみとなりかねません。

かくなる状況下において、ばらまき色の強い単年度の所得減税は、賃上げまでの間を持たせるための短期的なびほう策としかなり得ず、長期的な負担軽減にはつながりません。実質賃金上昇率がマイナス傾きである今、総理の述べるようなデフレマインド払拭につながるかは、甚だ疑問であります。

しかし一方で、政策手法に差があるといえど、政府の主張する経済対策の必要性を否定することはできません。総理は、足下の経済状況について、賃上げや設備投資、GDP ギャップの解消の進展などを挙げ、明るい兆しが見られ、デフレ脱却の千載一遇のチャンスを迎えていると述べています。この時局認識については、我が党も軌を一にすることです。

確かに、経済対策で主張する個別の政策について、政府が、国民への還元として実施する所得減税と給付の組合せや、燃料油価格激変緩和対策事業に代表される特定業界への大規模な補助金を減税と組合せ、燃料油価格激変緩和対策を重視した社会保険料の引下げに加え、暫定税率の廃止を主張し、最初から集めない経済対策の考え方を徹底するなど、その手法に隔たりがあることは否めません。とはいえる経済対策の総論的な方向性としては、物価高対策に加え、国民の可処分所得を向上させ、需要を向上させるという点

で、同じ方角を指していると言えます。

また、政府の経済対策で国民への還元と両輪を成す供給力の強化が、資金と物価の好循環を起動するための軸であることは、総理も指摘するとおりです。しかし、車輪に例えて言えば、軸をどれだけ太く丈夫にしても、さびついていては回転し得ません。回転を円滑化するための機械油となるのは、ばらまきではなく、規制緩和による構造改革であります。

冒頭で指摘したとおり、政府の経済対策には緊要性の判断に疑義がある事業が数多く含まれています。看板政策の名をかりた既存の業界団体への利益供与は、供給力を強化するトリガートはなりません。しかし、補助金による資本ストックの強化と併せて規制改革に取り組むのであれば、一概に否定するものではありません。

今般の経済対策では、三位一体の労働市場改革や医療 DX の推進、外国人材の活用等、従前の経済対策よりも規制改革に重点を置いた記載が見られました。当然、我が党の観点からは踏み込み不足と言わざるを得ませんが、それでも、オンライン診療等の医療の規制緩和やライドシェア等、デジタルを活用した新産業の推進など、前進した点が多く見られます。

特にライドシェアの解禁については、二十日の衆議院本会議で、総理から、観光地や都市部を排除することなく、デジタル技術を活用した新たな交通サービスという観点も排除せずという、極めて踏み込んだ発言をいたしました。政府は、ライドシェアの解禁を嚆矢として、今後も、新産業の発展を阻害する岩盤規制の打破に邁進すること期待しています。

○議長(額賀福志郎君) 斎藤アレックス君
〔斎藤アレックス君登壇〕

○斎藤アレックス君 国民民主党の斎藤アレックス君です。

これを根本から検討するという改革の第一歩であります。これも、我が党として非常に評価するところあります。

近頃、マスク等で負の面がクローズアップされがちな大阪・関西万博についても、今行う意義や、上海万博に次ぐ百六十もの参加国のパリオの着工状況、民間パビリオンの企画内容、外交上の意義や経済効果、全国的な機運醸成の方向性等を丁寧に御説明いただきました。今後も、国を先頭に、大阪府市、万博協会、経済界が一丸となつて、必ずや成功させられると確信しています。

ここまでくると指摘したとおり、政府の補正予算案には、様々な点で、ばらまきによる人気取りの思惑や、既得権のしがらみが見え隠れし、構造改革への踏み込み不足が露呈しています。しかし、まずは可処分所得を増やすという方針や、規制改革への認識等について、政府と我が党で同じ立場に立つております。進路が同じであれば、あとはどれだけ前に進めるかです。今後も、社会保障制度等で、我が党の指摘を真摯に受け止め、改革を一層推進することを期待しています。

さきの予算委員会の質疑では、自見国際博覧会担当大臣より、十八歳の意識調査では万博の開催が多くの見られます。

特にライドシェアの解禁については、二十日の衆議院本会議で、総理から、観光地や都市部を排除することなく、デジタル技術を活用した新たな交通サービスという観点も排除せずという、極めて踏み込んだ発言をいたしました。政府は、ライドシェアの解禁を嚆矢として、今後も、新産業の発展を阻害する岩盤規制の打破に邁進すること期待しています。

○議長(額賀福志郎君) 斎藤アレックス君
〔斎藤アレックス君登壇〕

対して、総理が憲法改正に期限を切つて前向きな姿勢を示しました。憲法改正は、あるべき国形

官報(号外)

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田野瀬太道君。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一
部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田野瀬太道君登壇)

○田野瀬太道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであります。本案は、去る二十二日本委員会に付託され、本日、盛山文部科学大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○井野俊郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

地域活性化・ことども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・ことども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地域活性化・ことども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(額賀福志郎君) (法律公布奏上及び通知)

○議長の報告

一、去る二十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領しました。

國の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和四年度國の債権の現在額総報告書

四年度物品増減及び現在額総報告書

本案は、令和五年度の補正予算による住民税非課税世帯等に対する七万円を上限とする給付金のほか、今後、物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として国の交付金等

文部科学大臣 盛山 正仁君
厚生労働大臣 武見 敬三君
農林水産大臣 宮下 一郎君
経済産業大臣 西村 康稔君
国土交通大臣 斎藤 鉄夫君
環境大臣 伊藤信太郎君
防衛大臣 木原 稔君
河野 太郎君
自見はなこ君
新藤 義孝君
高市 早苗君
土屋 品子君
松野 博一君
岸田 文雄君
鈴木 淳司君
小泉 龍司君
上川 陽子君
俊一君

(議案送付)
一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国立大学法人法の一部を改正する法律案
官報の発行に関する法律案
の整備に関する法律案
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案(柴山昌彦君外五名提出)

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智奈美君外十名提出)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領し

(質問書提出)
一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省と米国務省による中国危険情報の乖離に関する質問主意書(松原仁君提出)

子宮頸がん予防のHPVワクチンの男性への適

用に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従つて自國及び自国民を守る権利に関する質問主意書(徳永久志君提出)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(第一百一回国会内閣提出、参議院継続審査)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、参議院継続審査)

一、去る二十一日、議員からの申出により次の議案は撤回された。

宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外一名提出)

（議案撤回）

一、去る二十一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外一名提出)

（議案撤回通知）

一、去る二十一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外一名提出)

（質問書提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

衆議院議員原口一博君提出経済産業省所管の基金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村基本法の見直しに係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出岸田外交の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出香港人留学生に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出香港人留学生に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出FMS調達後の合理性の検証等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出元首相による「台湾有事は日本有事」といった発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第十二条第一項の発動等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出岸田内閣の財政運営規律と増税緊縮路線等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出日本郵政グループの収額に関する質問に対する答弁書

（質問書提出）

一、去る二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(第一百一回国会内閣提出、参議院継続審査)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、参議院継続審査)

（議案撤回）

一、去る二十日、議員からの申出により次の議案は撤回された。

宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外一名提出)

（議案撤回）

一、去る二十一日、議員からの申出により次の議案は撤回された。

宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外一名提出)

（議案撤回）

<p

令和五年十一月九日提出
質問 第一十九号

A L P S 处理水の海洋放出に関する質問主意書

提出者 原口 一博

A L P S 处理水の海洋放出に関する質問主意書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という)において、A L P S 处理水処理水及び処理途上水(以下「A L P S 处理水等」という)を敷地内のタンクに貯蔵しており、そのうちおよそ七割は放射能濃度が国の定める放出基準値以上とされているが、全てのタンクの水を測定したわけではなく、一部のタンク群のみのデータから推定している。

1 放射線影響評価でソースタームとして示されている三タンク群(K-1-4、J-1-C、J-1-G)については、いつの時点の汚染水を処理したものか。また、タンク底に放射能濃度に偏質が沈殿するなどタンク内で放射能濃度に偏りがあるのではとの指摘があるところ、タンク群内の六十四核種のデータ分析の対象となつたA L P S 处理水等について、タンク内の上部、中部、底部など、具体的な採取場所に關し、政府として把握しているところを示されたい。

2 A L P S 处理水等のうち、六十四核種の詳細な測定を行つているのは福島第一原発敷地内に保管しているタンクの水全体のうちどの程度か、政府として把握しているところを示されたい。また、海洋放出の実施前に、それらのタンク内のA L P S 处理水等に含まれる放射性物質の全容を把握すべきだったと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 政府は福島第一原発の廃炉作業を安全に進められためとしてA L P S 处理水の海洋放出を実施

内閣衆質二二二第一九号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出A L P S 处理水の海洋放出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出A L P S 处理水の海洋放出に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の三タンク群に貯蔵されているA L P S 处理水について、お尋ねの①「処理した」時点及び②「採取場所」をタンク群又はタンクごとにお示すと、それぞれ次のとおりである。

K四タンク群 ①平成二十八年度 ②炭素十四についてはタンクの中層、その他の核種についてはタンクの上層、中層及び下層
J-1-Cタンク ①令和二年 ②多核種除去設備(以下「A L P S」という)の出口の後段に設置されたサンブルタンクの中層
J-1-Gタンク ①令和二年 ②A L P S の出口の後段に設置されたサンブルタンクの中層

一の2について

お尋ねについては、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という)において、原子力規制委員会に認可された実施計画に基づき、A L P S 处理水の海洋放出を行う前に、その都度、当該海洋放出の対象となるA L P S 处理水に含まれる放射性物質を分析することとしている。まず、東京電力において、当該

評価を開始を発表したが、政府はこうした状況をA L P S 处理水の海洋放出前に想定していたのか、

その検討状況を示されたい。また、風評被害対策として当初は三百億円としていた基金が二度積み増されているが、場当たり的な対応になつていいなか、海洋放出前に十分にその影響を検討・精査していたのか、放出前に風評が生じないよう十分な対策がとられていたのかについても示されたい。

二について

お尋ねについては、東京電力において、これまで、日本海溝外縁の隆起帶付近で発生する地震による津波に対応する防潮堤を平成二十三年

て、保守的に検討を行つた上で、トリチウム以外の二十九核種を選定し、この選定の考え方をA L P S 处理水の海洋放出に係る実施計画に記載し同委員会に提出し、これについて、国際原子力機関の確認も経て、同委員会の認可を受け

ており、加えて、風評による影響を防止する観点から、当該二十九核種とトリチウムに限らず、御指摘の「六十四核種」を含む合計六十九核種を分析しており、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構においても、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(令和三年四月十三日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定。以下「基本方針」という)に基づき、当該六十九核種を分析している。このように、海洋放出の対象となるA L P S 处理水に含まれる放射性物質の測定及び評価を徹底してきており、第一回目の海洋放出の実施前に、御指摘のように福島第一原発敷地内に保管しているタンク内のA L P S 处理水等に含まれる放射性物質の全容を把握することは必要なかつたと認識している。なお、御指摘の「六十四核種の詳細な測定」については、一の1で御指摘の三タンク群以外にも、年に一回、A L P S の出口で採取した水で行つてはいるが、その際に当該測定の対象となる水をタンク単位で採取していないため、お尋ねの「六十四核種の詳細な測定を行つてはいるのは福島第一原発敷地内に保管しているタンクの水全体のうちどの程度か」については把握していない。

六月に、千島海溝付近で発生する地震による津波に対応する防潮堤を令和二年九月に、それぞれ設置し、また、日本海溝付近で発生する地震による津波に対応する防潮堤の新規設置工事を令和三年六月に開始し、同工事の完成を令和五年度下期に予定しているものと承知している。

三について

お尋ねの「ALPS処理水に含まれている放射性物質が生物濃縮するのかどうか」及び御指摘の「人間が海産物を食べた場合の内部被曝」を含め、ALPS処理水の海洋放出による人や環境への放射線影響については、東京電力において、これらの影響を評価し、取りまとめた「多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(設計段階・改訂版)」を原子力規制委員会に提出し、令和五年五月十日の同委員会の審査書において「人と環境に対する影響が十分に小さいこと」の確認を受けるとともに、国際原子力機関が公表した「二千二十三年七月四日の包括報告書において「人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる」と結論付けられているものと承知している。

四について

お尋ねについては、東京電力において、平成二十七年四月から、東京電力のウェブサイト上でALPS処理水に含まれる放射性物質の濃度に関するデータの全数公開を開始し、その中で、放射性セシウムや放射性ストロンチウムといった、トリチウム以外の放射性物質については、数値データの形で公表してきており、「ALPS処理水の中には、処理が十分でないために、トリチウム以外の放射性物質が除去しきれず基準値を超えるものが存在しているという事実を公表していないかった」との御指摘は当たら

ないと考えている。また、トリチウム以外の放射性物質については、規制基準を満たすことを、東京電力に加え、基本方針に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構も確認をしており、トリチウムについても、東京電力において、海洋放出に先立つて規制基準を満たすよう海水で希釈しており、これらの取組を通じ国際基準に基づいて定められた規制基準を確實に遵守し、安全に万全を期した上で、ALPS処理水の海洋放出を実施しているものと承知している。さらに、国際原子力機関の専門家が、複数回来日し、科学的かつ客観的なレビューを行つており、当該レビューの結果を総括した同機関の包括報告書において「ALPS処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる」と結論付けられてゐるところであり、また、二千二十三年十月に行われた同機関の専門家によるレビューにおいてもALPS処理水の海洋放出は計画どおりに技術的な懸念なく進んでいると評価されているものと承知している。加えて、ALPS処理水の海洋放出の開始以来については、「総合モニタリング調整会議決定、令和五年三月十六日改定」

に基づき、関係府省庁等が連携して、東京電力福島第一原子力発電所の周辺の海水や魚のトリチウム濃度を迅速に分析して公表しているところであるが、これまで、同分析の結果により、これらが安全であることが確認されている。このように、政府としては、科学的根拠に基づく対応を行つてゐるところである。

五について

「中国に加えロシアも日本産の海産物の禁輸の開始を発表した・・・状況をALPS処理水の海洋放出前に想定していたのか」とのお尋ねを通り、東京電力は、ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について(令和五年八月二十二日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定。以下「会議決定」という)において、様々な媒体を活用して国内外に対する情報発信を継続するとともに、経済産業省、復興庁及び農林水産省が運営する「魅力発見!三陸・常磐ものネットワーク」を通じた水産物の継続的な消費拡大、一時的な買取り及び保管への支援等のための三百億円の基金の措置や、漁業者支援のための五百億円の基金の措置等をそれまでに行つてきたことを確認し、それでもなお損害が発生した場合は、地域や業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行うよう、東京電力を指導することとしたところである。こうした取組を踏まえ、会議決定においては、「現時点で準備でき万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じて」いるとして、また、「ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として・・・臨機応変な対策を講じ万全を期す」としたところで

については、令和五年九月八日の衆議院経済委員会、農林水産委員会連合審査会において、野村農林水産大臣(当時)が、「政府としましては、日本の水産物が全面的に輸入停止になるなど、あらゆる可能性も想定しております。(中略)風評影響対策を講じてきたところでございます。」と答弁したとおりである。

また、「海洋放出前に十分にその影響を検討・精査していたのか、放出前に風評が生じないよう十分な対策がとられたのか」とのお尋ねについては、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について」(令和五年八月二十二日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定。以下「会議決定」という)において、様々な媒体を活用して国内外に対する情報発信を継続するとともに、経済産業省、復興庁及び農林水産省が運営する「魅力発見!三陸・常磐ものネットワーク」を通じた水産物の継続的な消費拡大、一時的な買取り及び保管への支援等のための三百億円の基金の措置や、漁業者支援のための五百億円の基金の措置等をそれまでに行つてきたことを確認し、それでもなお損害が発生した場合は、地域や業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行うよう、東京電力を指導することとしたところである。こうした取組を踏まえ、会議決定においては、「現時点で準備でき万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じて」いるとして、また、「ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として・・・臨機応変な対策を講じ万全を期す」としたところで

ある。

これまで、御指摘の「日本産の海産物の禁輸」に対しては、会議決定等に基づき、臨機応変に対応を進めており、「場当たり的な対応になつていいのか」との御指摘は当たらないと考えておられるところである。

令和五年十一月九日提出
質問 第二〇号

經濟産業省所管の基金に関する質問主意書

提出者 原口 一博

令和五年十一月九日提出
質問 第二〇号

經濟産業省所管の基金に関する質問主意書

提出者 原口 一博

経済産業省所管の基金に関する質問主意書
新型コロナウイルス感染症拡大を背景に講じられた累次にわたる経済対策により、平成三十一年度末に約二・四兆円であった国の基金残高は、令和四年度末には約十六・六兆円にまで積み上がっている。その中でも、令和四年度末の経済産業省所管の基金残高は約十一兆円であり、国全体の基金残高の約七割を占める大規模なものとなつていて、このように多額の残高が積み上がっている国の基金に対し、令和五年七月二十日に開催された経済財政諮問会議において有識者議員から懸念が示されている。
これを踏まえ、経済産業省所管の基金について、以下、質問する。

一 経済産業省所管の基金全體について
1 令和二年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大を背景に講じられた累次にわたる経済対策によって造成された基金の中には、同感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の五類感染症に位置付けられた現在、当初の事業目的が現在も存続していると言い難いものもあるのではないか。令和五年十月十一日に開催された第一回

「デジタル行財政改革会議において、岸田内閣総理大臣は、コロナ以降に拡大した事業・基金を見直し、政策効果を向上させるなど、予算事業の不断の見直しを進めることを指示している。この指示を踏まえ、政府はどのようにこれらの基金に対する検証と見直しを行うのか、政府としての見解を明らかにされたい。

2 基金に関しては、令和五年七月二十日に開催された経済財政諮問会議において有識者議員から、翌年度や中期の見通しを示すなど執行管理を徹底するよう指摘されているが、これを踏まえ、政府はどのように中期の見通しを示し、基金の執行管理を徹底していくのか、政府としての見解を明らかにされたい。

3 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金のように、長年にわたり事業のための支出は行われず、人件費といった管理費のみに支出される利用実績の低い基金も見られる。これに関し、令和五年十月三十日の衆議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣は、「使用見込みのない資金は速やかに国庫への返納を求める、十分な効果を上げていない基金についてはその在り方を見直す。」と答弁している。これを踏まえ、利用実績の低い基金をどのように見直していくのか、政府としての見解を明らかにされたい。

二 燃料油価格激変緩和基金で実施されている燃料油価格激変緩和対策事業については、令和四年十月に財務省が公表した予算執行調査の結果の中で、ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性があり、補助金全額の販売価格への転嫁を促すべきであると指摘されている。この指摘を受けて、政府は販売事業者に対して、どのように補助金全額を販売価格へ転

ていると言いたいものもある」とは考へていな

い。
嫁されるように促したのか、また、その結果、補助金全額が販売価格へ転嫁されるようになつたかどうかを明らかにされたい。

三 中小企業等事業再構築促進基金については、財政制度分科会歳出改革部会において、強みが異なるはずの複数の事業者が全く同内容の計画により採択されていることや、九月に採択された第十九回公募の採択案件に、「ゴルフ」や「エス

テ」、「サウナ」に関するものが多数含まれていることに関する指摘が見られる。また、同部会では、交付を受けた個々の事業者のレビューに加え、全体として、これまでに投じた国費約二兆円が日本経済の構造転換に資するものだったのかという検証が重要な委員の意見が示されている。これらの指摘に対する政府としての見解を明らかにされたい。

四 半導体に関する支援を目的とした基金として、令和元年度に造成されたポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金、令和三年度に造成された特定半導体基金、令和四年度に造成された安定供給確保支援基金の三つの基金があり、半導体に関する基金が乱立している状況である。このように半導体に関する基金が乱立した理由及び、基金の統合の必要性について、政府としての見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二二二〇号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 須賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出経済産業省所管の基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員原口一博君提出経済産業省所管の基金に関する質問に対する答弁書

一の1について
経済産業省において、同省の所管する基金（以下「経済産業省の基金」という。）については、その運用の透明性を向上させ、効率的に活用していくことが重要であると考えており、これまで、「行政事業レビューの実施等について」

（平成二十五年四月五日閣議決定）に基づき、毎年度、経済産業省の基金に係る基金シートを作成し、公表するなどの取組を行つていてが、令和五年度より、行政事業レビュー実施要領に基づき、当該基金シートにおいて、それぞれの保有資金規模、事業の終期、管理費等についての記載を充実させるとともに、その内容が適切か否かについての外部有識者による点検を導入するなど、それぞれの基金の運用の見直しを実施しているところである。さらに、経済産業省の基金に係る事業（以下「基金事業」といいう。）については、令和五年六月十九日及び同月二十日に開催された同省の行政事業レビュー公開プロセスにおいて同省として取り上げた合計六つの事業のうち五つを、基金事業とすることなど、点検を着実に行つているところであり、また、基金事業のうち御指摘の「令和二年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大を背景に講じられた累次にわたる経済対策によって造成された」ものの数は二十五であり、現在、それら全ての運用を行つているところであるが、二つの基金事業において、毎年度の行政事業レビューの結果等を踏まえ、令和四年度末までに

引き続き、これらの取組を進めながら、御指摘の「指示」や今後の「デジタル行財政改革会議等における政府全体会の方針などを踏まえ、個々の基金事業の目的や性質等を考慮しつつ、基金事業に関する不断の検証と必要な見直しを行つてまいりたい。

一の2について
御指摘の「令和五年七月二十日に開催された経済財政諮問会議において、全ての基金について、翌年度を含む中期の支出見通しを早期に公表し、執行管理を強化すべき等の指摘が外部有識者からなされたところであるが、行政事業レビュー実施要領等に基づき、経済産業省においては、例えば、経済産業省の基金に係る基金シートに記載する基金事業に要する費用に対する基金の保有金額等の割合を算出する際の基礎的な情報である、中長期における基金事業の執行見込み額について、これが合理性や現実性を欠いたものとならないよう、過去の基金事業の執行実績や具体的な補助事業（経済産業省の基金に係る補助金事業の対象となる事業をいう。以下同じ。）の需要等を基にして精度の高いものを算出することとしているところである。

また、一の1について述べたとおり、今後の「デジタル行財政改革会議等における政府全体会の方針も踏まえながら、基金事業に関する不断の検証と必要な見直しを行つていく考え方であり、適正な執行管理を含め、経済産業省の基金の適切な運用を進めてまいりたい。

一の3について
お尋ねについては、経済産業省において、御指摘の「長年にわたり事業のための支出は行われず、人件費といった管理費のみに支出される

「利用実績の低い基金」については、補助事業を実施する事業者への補助金の交付が既に終了した場合においても、必要に応じて、例えば、成果報告の受理、補助金で取得した財産の管理、不正が発覚した際の対応、補助事業のモニタリングなどの管理業務を行っているところであり、また、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成十八年八月十五日閣議決定に基づき、必要最低限の管理費用のみを支出した上で、毎年度、余剰資金を速やかに国庫返納しており、管理業務を行う必要がなくなった基金事業については、速やかにこれを廃止し、余剰資金を国庫返納しているところである。例えば、御指摘の「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金」に係る事業については、同省において、補助事業を実施する事業者への補助金の交付が終了した後に、必要な管理費の精査を踏まえ、毎年度、余剰資金を国庫返納してきており、これまでに総額四百九十六億円を国庫返納しているところである。

二について
御指摘の「燃料油価格激変緩和対策事業」については、経済産業省において、御指摘の「予算執行調査」における「指摘」の有無にかかわらず、これまで、業界団体に對して同事業の制度の趣旨の周知及び徹底についての協力を要請することや、ガソリンスタンプを対象としたガソリン価格等に関する全数調査を実施することなどの取組を通じて、御指摘のように「補助金全額」が「販売価格へ転嫁される」というガソリンスタンプを運営する事業者に促してきたところである。

また、お尋ねの「補助金全額が販売価格へ転嫁されるようになったかどうか」については、

三について
御指摘の「中小企業等事業再構築促進基金」に係る補助金事業の対象となる事業(以下「対象事業」という)の採択に当たっては、事業再構築補助金公募要領において、まず、事業再構築補助金事務局において、対象事業への応募に当たつて提出された事業計画を精査することに加え、該当応募を行つた事業者への支援の必要性等を考慮した上で、当該応募に対する評価を行い、さらに、外部審査員である中小企業診断士による審査並びに有識者によって構成される第三者委員会による審査及び承認を経て、採択するか否かを決定することとしていることから、御指摘のよう「強みが異なるはずの複数の事業者が全く同内容の計画により採択される」という事態は生じていないものと認識しております。また、同基金の政策目的の達成に資する

同事業による補助金の額が週ごとに変動する中で、各ガソリンスタンドにおける在庫状況によつて補助金の小売価格に対する効果の発揮に時間差が生ずること等からより精緻な分析が必要と認識しているところであるが、当該取組を通じて、これまで、同事業の制度の趣旨が浸透し、小売価格が抑制されてきていると考えている。引き続き、様々な観点から精緻な分析を行い、政策効果を把握しながら、同事業を適切に実施してまいりたい。

四について
御指摘の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」については、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術の開発を通じて我が国におけるポスト5Gに対応した同システムの開発及び製造基盤を強化することを、御指摘の「特定半導体基金」については、先端半導体の生産拠点の整備を支援することを通じて我が国における特定半導体「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第二条第四項に規定する特定半導体をいいう」の生産施設の整備に係る投資を促進することを、また、御指摘の「安定供給確保支援基金」については、経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第七条の規定に基づき特定重要物資として政令で指定された半導体等の生産基盤の整備等に関して民間事業者等を支援する」と通じて我が国における当該半導体等

う検証が重要」との御指摘については、例えば、対象事業を行う事業者からこれまでに提出された事業化状況・知的財産権報告書において、同報告書を提出した事業者の約四十四パーセントが初年度における付加価値額の計画値を上回ったとしていることから、「中小企業等事業再構築促進基金」に係る補助金事業は、同基金の政策目標である対象事業を行う事業者の業種の転換等を通じ、御指摘の「日本経済の構造転換に資する」ものとなつていて考えている。

五について
引き続き、同補助金事業については、同報告書の検証、分析等を通じて効果を測定するとともに、同基金の政策目標の達成に向けて、適切に実施していく考え方である。

六について
質問 第二一号
食料・農業・農村基本法の見直しに係る政府の基本的認識に関する質問主意書
提出者 原口一博
令和五年十一月九日提出
我が国の食料・農業・農村の現状は、農業者の減少・高齢化等、国内の農業・流通構造の変化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動に伴い、食料安全保障上のリスクが食料・農業・農村基本法(以下「基本法」という)制定時には想定されなかつたレベルに達している。食料・農業・農村政策審議会が本年九月にまとめた答申(以下「審議会答申」という)では、基本法における基本理念等の見直しの方向性が示されたが、審議会は、食料自給率について目標が達成されていない状況に対する十分な検証や減少し続ける農地及び農業者の確保に係る課題に真正面から取り組んでおらず、議論が十分に尽くされたとは言えない。政府は、審議会答申を受けて、基本法及び関連法令等の見直しに向けて検討を進めているが、食料安全保障上のリスクに対する政府の危機意識は極めて希薄である。

以上を踏まえ、基本法の見直しに係る政府の基本的認識について、以下、質問する。

一 農地及び農業者関係

1 我が国の農地面積は、令和四年七月時点で四百三十三万ヘクタールであり、ピーク時（昭和三十六年）の六百九万ヘクタールから三割減少している。農林水産省は、農地面積の減少は、荒廃農地と非農業用途等への転用が原因であると説明しているが、荒廃農地や非農業用途等への転用が発生する原因をどのように分析しているのか明らかにされたい。

2 現行の食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の参考資料「農地の見通しと確保」において、令和十二年時点で確保される農地を四百十四万ヘクタールとして、令和四年七月時点の農地面積より低い数値が掲げられているが、食料の安定的な輸入に懸念が生じている中、国内生産の増大を図る必要性が一層高まっていることを踏まえ、妥当な農地面積といえるのか、政府の認識を明らかにされたい。

3 令和三年度に実施された相続未登記農地等実態調査の結果によれば、所有者不明農地等（相続未登記農地及び相続未登記のおそれのある農地）は百二万九千一百一ヘクタールである農地面積の約二割である。政府は、平成三十年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正等により、所有者不明農地対策を強化しているが、これらの対策についての効果及び評価を明らかにされたい。

4 審議会答申において、「引き続き、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営発展を支援する観点から、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保していくことが必要である。」とした上で、多様な農業人材の位置付けと農地の集積・集約化

の推進等の観点から、基本法に規定されてい

る農業に関する施策の見直しを行なうべきである、としている。中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体を農地の受け皿とするならば、農地の集積・集約化に係るこれまでの路線を変更するものである。規模拡大推進へ倒の農政は改められるべきであり、これまでの農地及び農業者に係る施策をどのように

分析しているのか明らかにされたい。また、家族経営・中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体の位置付けと農地の集積・集約化の関係をどのように整理した上で、基本法第二十二条（望ましい農業構造の確立）・同法第二十二条（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）及び同法第二十三条（農地の確保及び有効利用）をどのように規定することを検討しているのか明らかにされたい。

2 基本計画及び食料自給率目標関係

1 我が国のカロリーベースの食料自給率の低迷の理由について、農林水産省は、令和四年度食料・農業・農村白書において「食生活の多様化が進み、国産で需要量を満たすことができる米の消費が減少した一方、飼料や原料の多くを海外に依存している畜産物や油脂類等の消費が増加したことによる」と説明しているが、食生活の多様化の要因をどのように分析し、また、食生活の多様化についてどのように評価しているのか明らかにされたい。

2 基本計画において定められる食料自給率目標が達成されたことはこれまで一度もないが、その要因をどのように分析しているのか明らかにされたい。

3 審議会答申において、食料自給率に関し、「食料自給率が現行基本法の基本理念の実現をトータルとして体現する目標として、関係

者の努力喚起及び政策の指針として適切であると考えられていた」としつつ、「基本理念や基本的施策について見直し、検討が必要なものが生じており、これらを踏まえると、必ずしも食料自給率だけでは直接に捉えきれないものがある」とした上で、「自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に關する目標の一につにするとしており、基本計画における食

料自給率目標を複数ある指標の一つに格下げしようとしている。基本法第十五条において、基本計画で示す指標としてどのようなものを規定することを検討しているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一二第二二号
令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村基本法の見直しに係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村基本法の見直しに係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村基本法の見直しに係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「荒廃農地や非農業用途等への転用が発生する原因」については、様々な要因があり、一概にお答えすることは困難であるが、荒廃農地現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能となつてゐる農地をいう。以下同じ。」が発生する主な要因としては、令和三年度に農林水産省において実施した「荒廃農地」（以下「相続未登記農地等」という。）は合計で

地対策に関する実態調査によると、「高齢化、病気」や「労働力不足」となつており、これらにより適切な農業生産活動を行うことが困難となつてゐることが挙げられる。また、お尋ねの「非農業用途等への転用が発生する原因」としては、例えば、民間企業が住宅や工場を建設する場合において、土地の価格や造成の観点から農地が選好されやすいことが考えられる。

一の2について

「食料・農業・農村基本計画」（令和二年三月三十一日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、令和十二年の農地面積を四百十四万ヘクタールと見通しているが、これは、これまでの農地面積の増減のすう勢を踏まえ、社会経済上必要な農地の転用を見込んだ上で、荒廃農地の発生防止及び解消の施策の効果について織り込んで推計したものである。この見通しでは、農地面積は令和元年の四百四十万ヘクタールから令和十二年に四百十四万ヘクタールに減少すると推計しているが、一方で、農業現場でのデジタル技術の活用等により耕地利用率（農林水産省が公表している耕地及び作付面積統計）における耕地面積を「百」とした場合の作付（栽培）延べ面積の割合を「百」が平成三十年の「九十二パーセントから令和十二年に百四パーセントに上昇すると見込んでおり、これらを前提とした場合、基本計画において令和十二年度の食料自給率の目標として定めている四十五パーセントを達成することは可能であるため、「妥当な農地面積」であると考えている。

一の3について

令和三年度に農林水産省が実施した「相続未登記農地等の実態調査」によれば、御指摘の「相続未登記農地及び相続未登記のおそれのある農地」（以下「相続未登記農地等」という。）は合計で

百二万九千一百ヘクタールとなつてゐるが、そのほとんどは相続人等により利用又は管理が統けられており、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十二条第一項各号に該当する農地となつてゐるのは、五万七千六百二十九ヘクタールに留まつてゐる。

御指摘の「所有者不明農地対策を強化していきの具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、相続未登記農地等については、相続人から利用権農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)又は農業の經營の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。)の設定若しくは移転又は所有権の移転をするために必要な同意を得るに当たり、当該相続人の探索に多くの時間を要し、農業の扱い手への農地集積の支障となつてゐたことから、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十三号)による改正後の農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二十二条の二から第二十一条の四までの規定により、市町村が農用地利用集積計画(同法第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画をいい、存続期間が二十年を越えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けるものに限る。以下同じ。)を定める際、賃借権等を設定する農地のうち、その二分の一以上(以下「不確知共有者」という。)の探索を行ない、それでもなお当該農地について二分の一以上の共有持分を有する者を確知できないときは、市町村の定めようとする農用地利用集積計画の公示をし、これに対し不確知共有者から異議がなかつたときは、当該不確知共有者が農用

地利用集積計画に同意したとみなし、当該農地について賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けることができるところが必ずしも明らかではある。当該改正以降、不確知共有者が同意したものとみなして設定された賃借権等を含む農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百一号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。)が設定された相続未登記農地等の面積は、令和四年度末までに百六十八ヘクタールとなつており、相続未登記農地等の有効利用につながつてゐるものと考へてゐる。

一の4について

御指摘の「規模拡大推進一辺倒の農政」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第二百六号。以下「基本法」という。)及び基本計画に基づき、經營規模の大小や家族經營・法人經營の別にかかわらず、意欲的に農業經營に取り組もうとする農業の扱い手を幅広く育成・確保するとともに、農業の扱い手に対する農地の利用集積を推進してきた結果、多くの品目で、農業の扱い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現してきてゐると認識している。

また、御指摘の「家族經營、中小規模の經營体、農業を副業的に営む経営体の位置付けと農地の集積・集約化の関係」の「整理」については、前述のとおり、經營規模の大小や家族經營・法人經營の別にかかわらず、意欲的に農業經營に取り組もうとする農業の扱い手を幅広く育成・確保してきていることに加え、令和五年九月十一日の食料・農業・農村政策審議会の答申(以下「答申」という。)において、「離農する經營の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上上に對する」ことなどが要因であると考えている。

お尋ねの「食生活の多様化の要因」については、基本計画において、「我が国の食生活は大きく多様化した。現代の消費者は、国内外の様々な食品についての知識を持ち、輸送網の発達によつて各地で生産された食品を手軽に購入できるようになつた。さらに、ライフスタイルの変化に伴つて、食の便携化志向が高まり、外食や中食も発達した。」としているところであるが、お尋ねの「食生活の多様化についてどのように評価しているのか」については、どのような食生活を営むかは、消費者の自由な選択に委ねられるべきものであり、政府としてお答えする立場はない。

お尋ねの「食生活の多様化についてどのように評価しているのか」については、どのような食生活を営むかは、消費者の自由な選択に委ねられるべきものであり、政府としてお答えする立場はない。

令和五年十一月九日提出
質問 第一二二号

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る農林水産省の対応等に関する質問主意書

提出者 原口 一博

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分について、漁業者や漁業団体から反対の声がある中、令和五年八月二十二日の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、東京電力株式会社に對して速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるよう求めることが決定され、同月二十四日から海洋放出が行われた。

これを受けて、中国は日本産水産物の輸入を全般的に暫定的に停止し、香港は十都県の水産物等を輸入禁止とするなど、輸入規制の強化が行われ

た。令和四年の日本から中国又は香港への水産物（食用）の輸出額は、水産物輸出額全体の二割強を占めている実態から、今般の各國・地域の輸入規制の強化により、輸出額の大半がホタテガイ、ナマコはもとより、有明海で水揚され中国に輸出されているビゼンクラゲ等も含め、国内において水産物の輸出に取り組む漁業者・加工業者をはじめとする関係者は深刻な影響を受けている。

このような状況に対し、政府は、「水産業を守る」政策パッケージ（以下「政策パッケージ」という）を示し、ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、その即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した八百億円の基金による支援や東京電力による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援として令和五年度予備費から二百七億円を措置し、総額一千七億円の支援策を実施するとしている。

このような状況を踏まえ、ALPS処理水の処分に係る農林水産省の対応等について、以下、質問する。

一 ALPS処理水の海洋放出を決定した八月二十二日の関係閣僚会議において、その議事録によれば、当時の野村農林水産大臣は「今回決定される方針に沿つて関係閣僚会議とも連携し、農林漁業者に寄り添いながら、対策の実施に万全を尽くしていく」と述べている。また、西村経済産業大臣は、漁業者等の声を踏まえて「関係者の一定の理解を得たと判断」したと述べている。

一方、その後において、決定に対する反対や懸念が示されていた。具体的には、政府・東京電力と福島県漁業協同組合連合会の間に、「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わぬい」という約束がある中で、福島県漁業協同組

合連合会及び全国漁業協同組合連合会からは、「ある」との会長コメント等が示されていた。

このような状況を踏まえれば、海洋放出の決定プロセスにおいて、関係閣僚会議等の場で、

農林水産大臣又は経済産業大臣から、漁業者や漁業団体による理解がまだ十分ではない状況についての発言等があつて然るべきと考えるが、その有無について明らかにされたい。また、そ

のような発言等がない場合、両大臣が当該発言等に至らなかつた理由について明らかにされたい。

二 今般のALPS処理水の海洋放出を受けて日本

本産水産物の全面的な輸入禁止を行つた中国は、その一か月以上前の七月中旬から、日本産輸入食品に対する検査を厳しくし、通関日数が大幅に伸び、流通に甚大な影響が生じていた。これにより事実上、生鮮食品の輸出が停止して、この措置があつた時点で、実際にALPS処理水の海洋放出が開始されば、更に措置が強化されることは容易に予測できたと考えられる。

しかしながら、当時の野村農林水産大臣は、八月二十五日の大臣記者会見において、ALPS処理水の海洋放出を受けた中国による日本産水産物の全面的な輸入禁止について、「全く想定していませんでした」と述べている。これについては、九月八日に開催された衆議院経済産業委員会農林水産委員会連合審査会等において、政府としてはあらゆる可能性も想定してい

た一方で、農林水産大臣が個人的に想定していなかったことが判明し、農林水産省における危機管理体制について大きな疑惑が生じたところである。

1 農林水産大臣は関係閣僚会議の正規のメン

バーであり、当事者として、ALPS処理水の処分の決定に至るプロセス、海洋放出後に想定される影響・その後の対応の検討等に関する影響を想定して、政府において中国による全面禁輸という事態を想定していた。

この場合において、関係閣僚会議等の場で、その有無について明らかにされたい。また、そ

うの有無について明らかにされたい。また、そ

うの有無について明らかにされたい。

2 その中国による全面禁輸を想定して、農林水産省が参加していなかつた場合、その理由について明らかにされたい。一方、農林水産省が参加していたにもかかわらず、農林水産大臣が当該発言に至つていた場合、農林水産省内における情報共有・危機管理体制の在り方等を踏まえ、その要因を明らかにされたい。また、この農林水産大臣の発言の後、農林水産省において改善を図つた組織体制等があれば、併せて明らかにされたい。

3 中國による全面禁輸という事態の想定について、海洋放出の決定プロセスにおいて、農林水産大臣以外の関係閣僚会議のメンバーの間では認識が共有されていたのか。それとも、農林水産大臣を含め複数のメンバーが中國による全面禁輸を想定しないまま海洋放出の決定が行われたのか。いずれにしても、海洋放出に係る関係閣僚会議の決定自体が重要な前提を欠いたものであつたと考へるが、事実関係を明らかにされたい。

2 農林水産省は、「#食べるゼニッポン」キャンペーン等に取り組んでおり、宮下農林水産大臣は、九月二十九日の大臣記者会見において、例えホタテガイについて、令和四年の国民一人当たりの国内消費量が約七粒であり、追加で五粒、年間合計十二粒を食べるこ

とで、中国向けの輸出をそつくり国内消費できると発言している。これについて、「国民一人当たり」の具体的な対象範囲を含め、詳

細な積算根拠を明らかにされたい。

3 今般の中国・香港をはじめとする各國・地域の輸入規制の強化により想定される全体的な影響及び被害額について、食用クラゲ等国内消費が限られる水産物も含め、具体的な試算を基に明らかにされたい。併せて、それぞ

5 さらに、十月中旬には、ロシアが中国の措置に追随する方向で、日本産水産物の輸入規制措置を強化することを決定した。このロシアによる措置を受けて、今後、同様に輸入規制措置を強化する国が世界各国に広がつてい

くことが強く懸念されるが、政府の見解を示されたい。

三 政府は、総額一千七億円の政策パッケージにより、国内消費拡大・生産持続対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策、東京電力による迅速かつ丁寧な賠償の五本柱で支援を進めいくとしている。一方、令和四年の水産物の輸出額は三千八百七十三億円であり、そのうち全面的な輸を行つて中国向け（食用）が八百三十六億円、十都県からの禁輸を行つて香港向け（食用）が四百九十八億円という状況である。

1 政策パッケージの一七億円について、対策事業別の内訳及び積算根拠について明らかにされたい。

2 農林水産省は、「#食べるゼニッポン」キャンペーン等に取り組んでおり、宮下農林水産大臣は、九月二十九日の大臣記者会見において、例えホタテガイについて、令和四年の国民一人当たりの国内消費量が約七粒であり、追加で五粒、年間合計十二粒を食べるこ

とで、中国向けの輸出をそつくり国内消費できると発言している。これについて、「国民一人当たり」の具体的な対象範囲を含め、詳

れの影響・被害に対し、政策パッケージの事業によって支援すると想定しているのか、明らかにされたい。

4 政策パッケージの総額一千七億円は、既に用意していた八百億円の基金に、単年度事業

となる予備費二百七億円を加えたものである。政策パッケージにおいては、「必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す」と示されているが、中

国等による輸入規制措置が長期化する場合等を想定して、機動的に予算を確保する手法、規模等について、政府の見解を示されたい。

A L P S 处理水の海洋放出を開始した後、十

月中旬には、ロシアが中国の措置に追随する方向で、日本産水産物の輸入規制措置を強化することを決定した。結果として、中国の全面的な禁輸措置等により、一番の被害を受け、将来に対する不安を抱えているのは日本全国の漁業関係者である。

このように、国内外において十分な理解が得られない状況の中で、今般、政府が海洋放出を決定したことは、国益を損なう判断であつたと考えるが、政府の見解を示されたい。また、現状を打開するため、海洋放出を一時停止し、漁業関係者の理解を大前提として国内外の諸課題を解決した上で、海洋放出の再開時期等について改めて検討すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一二第二二号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 須賀福志郎殿

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号

議長の報告

衆議院議員原口一博君提出東京電力福島第一原子力発電所におけるA L P S 处理水の処分に係る農林水産省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出東京電力福島第一原

子力発電所におけるA L P S 处理水の処分に係る農林水産省の対応等に関する質

問に対する答弁書

一について

御指摘の「海洋放出の決定プロセス」の具体的

に意味するところが必ずしも明らかではない

が、令和五年八月二十二日に開催された第六回

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議及び

第六回A L P S 处理水の処分に関する基本方針

の着実な実行に向けた関係閣僚等会議(以下「合

同会議」という)において、農林水産大臣又は

経済産業大臣から、御指摘の漁業者や漁業団

体による理解がまだ十分ではない状況について

の発言等」はなかった。なお、そもそも、合同

会議は、「東京電力ホールディングス株式会社

等の着実な実行に向けた関係閣僚等会議(以下「合

同会議」という)において、農林水産大臣又は

経済産業大臣から、御指摘の漁業者や漁業団

体による理解がまだ十分ではない状況について

の発言等」はなかった。なお、そもそも、合同

会議は、「東京電力ホールディング

能性も想定していた」ところであるが、政府としては、ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等の撤廃に向けた働きかけを行っている中で、「想定した具体的なケース」について明らかにすることは、今後当該働きかけに影響を与えるおそれがあることなどから、お答えすることは差し控えたい。

いはずれにせよ、政府としては、二の1及び3についてお答えした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の実行と今後の取組についてにおいて、「ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。」こととしているところである。

二の5について
お尋ねについて、我が国の水産物に対して中國及びロシアが御指摘のように「輸入規制措置を強化することを決定した」ことは極めて遺憾であり、政府一丸となつて、あらゆる機会を通じて、科学的根拠のない輸入規制措置の即時撤廃を強く求めていくとともに、御指摘の「今後、同様に輸入規制措置を強化する国が世界各國に広がっていくこと」がないよう、あらゆる機会を捉えて、ALPS処理水の安全性について高い透明性をもつて国際社会に発信してまいりたい。

三の1について
お尋ねの「対策事業別の内訳」の具体的に意味

するところが必ずしも明らかではないが、令和五年九月四日に取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージにおける総額千七億円の予算額は、令和三年度補正予算において措置された「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策事業」の三百億円、令和四年度補正予算において措置された「ALPS処理水の海洋放出に伴う緊急支援事業」の約二百七億円の予算額を合算したものである。

また、積算根拠については、「ALPS処理

水の海洋放出に伴う需要対策事業では、ALPS処理水の海洋放出に伴う水産物の需要の減少等の風評による影響が生じた場合に漁業者が安心して漁業を継続していくため、漁業者団体による水産物の販路拡大の取組への支援等にかかる経費、「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」では、持続可能な漁業継続を実現するため、省エネ活動等を通じたコスト削減に向けた取組等への支援にかかる経費、「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」では、水産物の新たな需給構造の構築を支援するため、漁業者団体等によるホタテ等の輸出の減少が顕著な品目の海外を含む新たな需要の開拓等への支援にかかる経費である。

三の3について

お尋ねの「全体的な影響及び被害額」については、御指摘の「各国・地域の輸入規制の強化」により、水産物の生産から流通までの各段階で影響が生ずるなどその対象が多岐にわたることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、令和四年における我が国からの水産物の輸出額が第一位の中国及び第二位の香港が我が国の水産物に対する輸入規制措置を強化したことなどを踏まえ、令和五年九月四日に取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージにおいて、我が国の水産業支援に万全を期すべく、「国内消費拡大・生産持続対策」、「輸出先の転換対策」、「国内加工体制の強化対策」等の対策を実施することとしている。

御指摘の「中国等による輸入規制措置が長期化する場合等」の影響について、あらかじめ具体的に想定することは困難であるため、現時点でお尋ねにお答えすることは困難であるが、いざにせよ、全国の水産業支援に万全を期すべく、必要に応じて機動的に予算を確保してまいりたい。

三の2について

お尋ねについては、御指摘の「令和四年の国民一人当たりの国内消費量が約七粒」は、ホタテ一枚当たりの重さを二百五十グラムと仮定した上で、農林水産省の「海面漁業生産統計調査」

四について
りたい。

御指摘の一国益を損なう判断の意味するところが必ずしも明らかではないが、合同会議において、西村経済産業大臣から、「漁業者の方々からは、IAEAの包括報告書や安全性の説明を通じて、安全性についての理解は深まった、また、廃炉となりわい継続は、漁業者の思いで

あり、政府の漁業者のなりわい継続に寄り添った姿勢と安全性を含めた対応について、我々の理解は進んできているとの声もいただきました。また、自治体、その他事業者への説明・意見交換において、処分の必要性や安全性、事業内容を説明してきている中で、こうした内容を理解したとの声もいただいております。こうした声も踏まえまして、関係者の一定の理解を得たと判断しております。」との発言があつたとおり、漁業者やその他事業者、地方公共団体からの一定の理解は得られていると認識しているため、ALPS処理水の海洋放出に関して、御指摘の「国内外において十分な理解が得られない状況」には当たらないと考えている。

また、御指摘の「国内外の諸課題」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一部の国・地域による輸入規制強化に對して、科学的根拠のない措置の即時撤廃を強く求めるとともに、総額千七億円の「水産業を守る」政策パッケージを取りまとめたところである。今後とも、早急に対策を実行し、全国の水産業支援に万全を期すこととしており、御指摘のように「海洋放出を一時停止」する予定や「海洋放出の再開時期等について改めて検討」する予定はない。

官報(号外)

令和五年十一月九日提出
質問 第二三号

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二十二条第一項の発動等に
関する質問主意書

提出者 原口 一博

令和五年四月六日に提出した第二百十一回国会の質問主意書第四九号において、有明海等の再生対策における海域環境の調査に関連して、「有明海の再生を願う皆様へ」(令和五年三月二日農林水産大臣談話)の有明海の水産資源の回復の兆しが見られる旨の発言に至った根拠等について質問を行つた。また、同月十日の衆議院決算行政監視委員会において、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第二百二十号)以下「有明特措法」という)第二十二条第一項に基づく損失の補填を行う必要性等について質疑を行つた。

これらに対する政府の答弁等を踏まえ、以下、質問する。

一 佐賀県議会が令和五年三月十日付けで内閣総理大臣、農林水産大臣等に提出した「有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書」(以下「佐賀県議会意見書」という)においては、「タイラギについても十一年目の休漁となり、他の一枚貝も採れない状況が続いている。一方、農林水産大臣談話において有明海の水産資源の回復の兆しが見られる旨の発言に至つ

た根拠等について、政府は、令和四年十二月七日付けの有明海再生会議から農林水産大臣宛ての「有明海・八代海の再生事業にかかる要望書」における有明海の一部の漁場ではアサリ、タイラギ等の二枚貝類に回復の兆しが見られる旨の漁業者からの声を踏まえたものと答弁している。また、具体的には、アサリについては、農林水産省が有明海沿岸各県に委託して実施した調査の結果において令和四年度秋季の浮遊幼生は対前年度比で二倍以上となり、タイラギについては、九州農政局が公表している「有明海再生の取組(令和四年六月)」において令和三年度は前年度の約二・六倍の着底稚貝を生産したと答弁している。

アサリ、タイラギ等で漁業者の経営が成り立つためには、幼生や稚貝が成貝に育ち、一定の漁獲、販売ができるようになる必要がある。このような二枚貝類の成長等に係る今後の見通しについて、具体的な根拠を基に明らかにされた

において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について、当該漁業被害に係る損失の補填その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定している。

また、佐賀県議会意見書においては、「近

年、有明海佐賀県海域では赤潮の発生が相次ぎ、海苔の色落ち被害や生産枚数の減少などにより漁業者の経営状況は逼迫している」とされている。

このような状況等を踏まえて、令和五年四月

十日の衆議院決算行政監視委員会において、有明特措法第二十二条に係る政府の認識等について質疑を行つたところ、当時の野中農林水産副大臣は、同条に規定する「著しい漁業被害」について、「被害が複数県に及ぶなど広域的かつ被害額が甚大であるものと認識しており、今季の有明海のノリ被害に対しては「有明特措法十二条を発動する状況には至らなかつた」と答弁している。

1 このように、政府が有明特措法第二十二条を発動する前提として「被害が複数県に及ぶなど広域的かつ被害額が甚大である」場合といふ条件付けをしている理由及び経緯について、運用細則等の有無も含めて明らかにされたい。

右質問する。

内閣質問二二二第三号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 領賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二十二条第一項の発動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二十二条第一項の発動等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一枚貝類の成長等に係る今後の見通し」については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)以下「法」という)第二十四条に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評議委員会の令和四年三月の中間取りまとめに示されているとおり、「有明海及び八代海等を取り巻く社会経済情勢等も大きく変化しており、また、気候変動に伴う気温や水温の上昇、豪雨やそれに伴う大規模出水等による影響も顕在化している状況」であることから、現時点において具体的な見通しを出示することは困難であるが、政府としては、同委員会の平成二十九年三月の報告における「有明海・八代海等の海域全体に係る再生目標」及び「有明海・八代海等の海域全体に係る再生方策」を踏まえ、アサリ、タイラギ等の資源回復に向けた取組を進めているところである。

二の1について

法第二十一条第一項において「漁業被害」とされ、法第二十二条第一項において「著しい漁業被害」とされていることからすれば、同項に規定する「著しい漁業被害」は、法第二十一条第一項に規定する「漁業被害」よりも漁業者に対する被害がより深刻なものと指していると解されることから、政府としては、従前より、御指摘の「被害が複数県に及ぶなど広域的かつ被害額が甚大である」ことを法第二十二条第一項を「発動する」要件としてきたものである。また、御指摘の「運用細則等」は定めていない。

二の2について

お尋ねについて、政府から佐賀県に御指摘の「佐賀県知事の発言」のような内容を伝えたという事実は確認できなかった。

また、特定の漁業被害が法第二十二条第一項に規定する「著しい漁業被害」に該当するか否かについては、法の趣旨にのつとり、当該漁業被害の状況を踏まえて個別具体的に判断するものであることから、お尋ねの「被害が複数県に及ぶなど広域的かつ被害額が甚大である」と判断する際の基準となっている具体的な数字、金額及び根拠等は設けていない。

二の3について

御指摘の「有明特措法の立法者意思に沿つたもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第二十二条第一項においては、赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合について定められており、御指摘の「努力義務」に係る規定は、平成二十三年の法の改正により加えられたものであるところ、政府としては、この改正後、同項の規定を適用するような状況は生じていないと考えていることから、同項の規定の運用を見直す予定ではなく、また、御指摘の「同条で課された努力義務に違反するものである」とも考えていない。

令和五年十一月九日提出
質問 第二四号

岸田内閣の財政運営規律と増税緊縮路線等に関する質問主意書

提出者 原口 一博

よれば、令和元年度末には二・四兆円に過ぎなかつた国の基金残高が、令和五年度末時点では十二・七兆円になることである。

我が国は財政赤字であるから、これらの基金への拠出は国債を財源としていると考えられる。金利上昇が懸念される中で、基金への巨額の拠出は利払いを通じて国民負担を増加させることがありますから、懸念はないのか、政府の見解を伺いたい。

一一の内閣府資料によれば、令和五年度における基金からの支出はGDP比の一%強に相当する七・五兆円が見込まれることである。この支出がデフレギヤップ解消に寄与するとしても、急激に積み増した基金から非効率な支出がなされては意味がないと考える。

以上を踏まえ、残高が積み上がりつつある基金からの支出の効率化について政府の見解を伺いたい。

一一令和四年度予算においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費及びウクライナ情勢緊急対応予備費として合計十兆八千六百億円が計上されたが、三兆七千七百八十五億円の残額が生じた。

令和五年度予算においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費とウクライナ情勢緊急対応予備費の合計で五兆円が計上されているが、令和五年十月二十六日時点まで使用実績はない。また、令和六年度予算概算要求においても、これらの予備費が事項要求されている。

「令和六年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」(令和五年七月二十五日、閣議了解)では、これらの予備費について、「今後の状況を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。」とされているところ

であり、どのような検討がなされているのかお示し願いたい。

四 岸田総理は、令和五年九月二十六日の閣議において「成長の成果である税収増を国民に適切に「還元すべき」との考え方を表明した。その後、同年十月二十四日の衆議院本会議において「過去二年のコロナ禍における税収の増収分の一部を分かりやすく国民に「還元」できれば」と答弁している。

これらに関連して、以下質問する。

1 岸田総理が発言した、これらのいわゆる「還元」とは、具体的に何をすることを指すのか。政府の見解を示されたい。

2 鈴木俊一財務大臣は、令和五年五月十九日の衆議院財務金融委員会において、特例公債の発行を最大限抑制した後に、見込み以上に税収が伸びて、結果として決算剩余金に反映された場合には、防衛力強化の財源として活用されることになる旨を述べている。また、政府は、決算剩余金の使途について、その三分の一を財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条に基づき公債の償還に充て、残りの二分の一を防衛力強化の財源に充てる方針としている。

他方で、令和五年十月二十四日の岸田総理の発言からは、税収の増収分の一部を国民に「還元」するものと受け取れる。

税収や特例公債の増減、歳出の不用の結果により決算剩余金の金額が確定されるが、その際には特例公債は可能な限り発行の抑制に努めることとされており、また、決算剩余金の使途の方針がある中で、「税収の増収分の一部を国民に「還元」するための財源をどのように確保することが適當と考へてあるのか、政府の見解を示されたい。

五 令和五年二月十日の衆議院内閣委員会において、金子俊平財務大臣政務官は消費税について「預り金的な性格でありまして、預かり税ではありません」と答弁している。この答弁で言う「預り金的な性格」と「預かり税」はどのように違うのか。政府の見解を示されたい。

六 課税事業者が日本国内で仕入れた商品を全て輸出した場合、売上げに係る消費税が免除される一方、仕入れの際に支払った消費税が控除されるため、輸出免税還付金として全額還付される仕組みとなっている。

この還付金は、国税収納金整理資金から支払われるところ、政府は、輸出免税還付金の金額について、輸出を原因とした還付金を区分していなければ金額を把握し公表することはできない旨の説明をしているが、還付金がいくら支払われているのか明らかにしないことは、納税者である国民に対する説明責任を果たしていない。

輸出免税還付金の金額及び還付金全体に占める割合について、区分する仕組みを導入し、数字を公表すべきであると考へるが、政府の見解を示されたい。

七 現在の税法上、消費税の納付税額を計算する際、正社員をはじめとする直接雇用されている社員への給与支払いは仕入税額控除でできないが、派遣労働者等の非正規雇用労働者の労働契約に基づく支払いは仕入税額控除できる仕組みとなっている。この仕組みにより、非正規労働者を雇えば雇うほど、その事業者が支払う消費税額が少なくて済むことになる。このような消費税の仕組みは、非正規労働者を増やすことに繋がり、雇用の不安定化を招くこととなる。

そのような弱い立場の人を余計に追い込む仕

組みと言える消費税をもつて、社会保障費を貯用することは不適切であると考えるが、政府の見解を示されたい。

六 課税事業者が日本国内で仕入れた商品を全て輸出した場合、売上げに係る消費税が免除される一方、仕入れの際に支払った消費税が控除されるため、輸出免税還付金として全額還付される仕組みとなっている。

この還付金は、国税収納金整理資金から支払われるところ、政府は、輸出免税還付金の金額について、輸出を原因とした還付金を区分していなければ金額を把握し公表することはできない旨の説明をしているが、還付金がいくら支払われているのか明らかにしないことは、納税者である国民に対する説明責任を果たしていない。

輸出免税還付金の金額及び還付金全体に占める割合について、区分する仕組みを導入し、数字を公表すべきであると考へるが、政府の見解を示されたい。

七 現在の税法上、消費税の納付税額を計算する際、正社員をはじめとする直接雇用されている社員への給与支払いは仕入税額控除でできないが、派遣労働者等の非正規雇用労働者の労働契約に基づく支払いは仕入税額控除できる仕組みとなっている。この仕組みにより、非正規労働者を雇えば雇うほど、その事業者が支払う消費税額が少なくて済むことになる。このような消費税の仕組みは、非正規労働者を増やすことに繋がり、雇用の不安定化を招くこととなる。

そのような弱い立場の人を余計に追い込む仕

組みと言える消費税をもつて、社会保障費を貯用することは不適切であると考えるが、政府の見解を示されたい。

八 藤井聰京都大学教授は、平成二十六年の消費税率八%への引上げから、令和元年の同税率十%への引上げまでの五年間で、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基にしたサラリーマンの実質賃金は六%下落しており、消費増税と実質賃金の下落に因果関係が認められると指摘する。

消費税率の引上げは、実質賃金に負の影響を及ぼしていると考へられるが、この点について、政府の見解を伺いたい。

九 インボイス制度の導入による增收額について、政府は令和五年三月十日の衆議院財務金融委員会において「二千四百五十億円」との試算額を示している。これは免税事業者がインボイス発行事業者へと転換した場合の、課税事業者が発行事業者へと転換した場合の、課税事業者が増えることによる增收額を指すのか。指すとすれば、インボイス制度の導入は課税転換を強いられる免税事業者にとっては実質増税であると考えるが、政府の認識を示されたい。

十 令和五年五月十五日の衆議院決算行政監視委員会において、里見隆治経済産業大臣政務官は

「消費税に限らず、コストが上昇する際に、交渉力の強い事業者と弱い事業者の間では、構造的にその上昇分を転嫁することが難しいという問題がある」という認識に変わりはございません」と答弁している。政府は過去の消費税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)以下「価格転嫁特措法」という)で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という)の規定を適用しないとする措置を施したが、現在、価格転嫁特措法は失効している状態である。

一方、政府は、新規課税事業者が団結して消費税の転嫁についてのカルテルを形成した場合について、「一般論として、事業者が共同して消費税の転嫁を引き上げるというようなことは、独占禁止法上の不当な取引制限として問題となる可能性がある」と答弁している。

アニメーター、フリーライター等の様々な業種の個人事業主は、個別に取引先と価格交渉しづらいため、団体、組合等を構築して連携せざるを得ず、これは価格転嫁特措法がないとカルテルに該当し独占禁止法違反になるおそれがあると考へられる。独占禁止法の規定を適用しないとする措置を講じない今までのインボイス制度導入は、立場の弱い側に強い側への対抗措置を与えないこととなるため、政府は適切な措置を講じるべきと考えるが、政府の認識及び対応方針を伺いたい。

十一 令和四年度国際收支統計によれば、第一次所得収支は三十五兆六千二百七十六億円の黒字となっている。また、令和四年度末時点の我が国の対外純資産残高は四百十八兆六千二百八十五億円であり、主要国で最大の債権国である(財務省「令和四年末現在本邦対外資産負債残高の概要」)。そして、世界の外貨準備に占める米ドルの割合は低下傾向にあるが、我が国は引き続き米ドルを買い支えている状況である。

債権国であるということは、価格下落リスクや相手方の破綻リスクも負つてることにな

なる。つまり、我が国が米国の財政リスクをも負つているかのようない状況にある。

このようなりスクを踏まえて財政運営を行う必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二二二第二四号

令和五年十一月二十日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 領賀 福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出岸田内閣の財政運営規律と増税緊縮路線等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出岸田内閣の財政運営規律と増税緊縮路線等に関する質問に対する答弁書

一について

一について
御指摘の「金利上昇が懸念される中で、基金への巨額の拠出は利払いを通じて国民負担を増加させることにつながる懸念」の意味することが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、基金については、それぞれの事業を基金方式により実施することの必要性について、個々の事業の性質に応じて適切に判断した上で、必要な予算を措置しているものであり、また、二についてで述べる取組により、その効果的かつ効率的な活用を図ることが重要であると考えている。

二について
御指摘の「急激に積み増した基金から非効率な支出がなされては意味がない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基金事業に

については、今後とも、行政事業レビューの枠組みの下で、基金シートの作成・公表等を通じ、各府省庁が執行状況等を継続的に把握し、厳格な点検に取り組むとともに、こうした各府省庁の取組について、行政改革推進会議において検証を行い、検証結果が予算編成過程で活用されるよう意見を提出するなどして、その効果的かつ効率的な執行の徹底や執行管理の一層の適正化に不断に取り組んでまいりたい。

三について
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費及びウクライナ情勢・経済緊急対応予備費については、令和六年度予算における計上の有無及びその額について、令和五年度における当該予備費の使用状況や経済社会情勢の変化を踏まえた検討を行っている。

四の1について
お尋ねの「還元」については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和五年十一月二日閣議決定)における「令和六年分所得税及び令和六年度分個人住民税の減税を実施する」ことを指している。

四の2について
お尋ねの「税収の増収分の一部を国民に「還元」する」ための財源の在り方については、令和六年度予算の編成過程において検討していくこととしており、現時点でお答えすることは困難である。

五について
令和五年二月十日の衆議院内閣委員会におけるや亮委員の質問における「預かり税」については、納稅義務者以外の者が国等に納付する仕組みを念頭に置いたものと考えられるが、消費税については、納稅義務者である事業者が国

等に納付する仕組みを探つており、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものであり、このような税の性格から、政府税制調査会が平成十二年七月に取りまとめた「わが国税制の現状と課題—二十一世紀に向けた国民の参加と選択—」において「消費税が預り金的な性格を持つ税である」とされている。

金子財務大臣政務官(当時は、こうした点を踏まえ、同日の同委員会において「消費税は、消費税分が売上時に価値に含まれて、納税されるまでは事業者の下にとどまる」とから、預り金的性格を有するものである」と答弁するとともに、消費税は「預かり税」ではないという認識で問題ない旨を答弁したものである。

六について
お尋ねの「輸出免税還付金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、消費税の還付税額のうち輸出を原因としたものを区分して、その金額及び還付税額全体に占める割合を示すことは、消費税の申告手続において、還付税額のうち輸出を原因としたものを内訳として記載する必要がある等、事業者に多大な事務負担を課すこととなるため、困難であると考えている。

七について

非正規労働者のうちパートタイム労働者のよ

うに直接雇用される者に対して支払う給与については、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)上、正社員に対して支払う給与と同様の取扱いとなり、また、非正規労働者のうち派遣労働者のように直接雇用されない者に関して支払う派遺料についても、平成二十五年三月六日の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣(当時)が「派遣労働者の受入れ企業は、派遣料に係る消

費税額を控除できる」とになりますが、一方で、人材派遣会社に対してもは派遣料に上乗せし予定しているものであり、このような税の性格の場合と比べて損得は生じないことになります。したがって、消費税が非正規雇用を拡大してきただということにはならないと考えております。」と答弁したとおりであつて、消費税について、「非正規労働者を増やすことに繋がり、雇用の不安定化を招く」及び「弱い立場の人を余計に追い込む仕組みと言える」との御指摘は当たらないと考えている。

八について
厚生労働省が公表する毎月勤労統計調査における実質賃金は、名目賃金の額から物価の変動分を取り除いた値であり、名目賃金はパートタイム比率や景気動向など様々な経済社会状況の影響を受けること及び物価は消費税率の引上げだけではなく価格設定に係る企業行動や輸入物価の動向など様々な経済社会状況の影響を受けることから、消費税率の引上げが「実質賃金に負の影響を及ぼしている」かとのお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

九について
御指摘の「二千四百五十億円」については、令和五年三月十日の衆議院財務金融委員会において、住澤財務省主税局長(当時)が「そのままインボイス制度導入に伴う増収額を示すものではなく、この試算については、あくまで、Bトゥーブ取引を行つ全ての免税事業者が課税転換をするという仮定に基づく数字でございま

す」と答弁したとおりである。
また、「インボイス制度の導入は課税転換を強いる免税事業者にとっては実質増税である」との御指摘については、同年六月十二日の

衆議院決算行政監視委員会において、岸田内閣総理大臣が「インボイス制度は、あくまでも複数税率の下で適正な課税を確保するために導入するものであります。これは税率の引上げのような増税には当たらないと考えております。」と答弁したとおりである。

十について
お尋ねについては、政府としては、これまでも、例えば、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(令和四年一月十九日財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省公表)を作成するとともに、その「Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。」において示された行為等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)等に違反する事が認められた場合には、これらの法律等に基づき厳正に対処することとしているところであり、引き続き、事業者の方々が不当な取扱いを受けないように、取引環境の整備に万全の対応を図つてまいりたい。

十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「リスク」については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、米国を含む世界経済の動向も注視しながら、適切な財政運営を行うことが重要と考えている。

官 報 (号 外)

令和五年十一月九日提出
質問第二五号

政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分に関する質問主意書

提出者 原口一博

別紙
衆議院議員原口一博君提出政府が保有する
日本電信電話株式会社の株式の処分に関する質問に対する答弁書

政府が保有する日本電信電話株式会社の機式の処分に関する質問主意書

の国民の特別な資産であり、相続で重要な情報が漏洩するおそれがある。また、同社は株式売却益、税収及び配当を長年にわたり政府にもたらし、もつて国民に還元してきたところである。

政府の同社株式の保有義務を撤廃し、同社を完全民営化することは、我が国の経済安全保障において極めて重要な同社の情報通信インフラについて政府が関与する手段を失うだけでなく、貴重かつ安定的な財源を政府が自ら投げ捨てるものであることから、国民の財産を毀損するものであると言える。

そこで、政府が保有する同社の株式を処分することにより、我が国の重要な情報通信インフラの整備・維持への支障及び経済安全保障上の問題はないのか、具体的に回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一二二第二五号
令和五年十一月二十日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一体経営が持続可能なものとするための提言をまとめ、令和三年六月、総務省と金融厅にこの提言

に検討されるべきものと考えております。また、政府において必要な検討を行つてまいりたい。

二　日本郵政グループの経営環境及びこれを打開するための同ワーキングチームの提言についてどう考えるか、具体的に回答されたい。

われたい、もし提言の内容について実践する意向がないのであれば、政府が考える打開策について明示されたい。右質問する。

郵便サービスの水準を維持するための方策の検討、御指摘の「提言」にいう「ユニバーサルサービスコスト」の明示に係る検討等に引き続き取り組むこととしている。

内閣衆質一一二第二六号
令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文麿
衆議院議長 額賀福志郎 殿
衆議院議員原口一博君提出日本郵政グループの
経営環境の改善に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

日本放送協会のインターネット活用業務に関する質問主意書

提出者 原口一博 する質問主意書

〔別紙
衆議院議員原口一博君提出日本郵政グループの経営環境の改善に関する質問に対する答弁書

日本放送協会は、公共の福祉のために、豊かで、かつ、良い放送番組を放送するという責務を負う我が国の公共放送である。協会は、公共放送

一
に
つ
い
て

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「提言」における各論点については、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)その他関連法令等にのつとり、日本郵政グループの経営状況、他の金融機関等との間の適正な競争関係、利用者への役務の適切な提供等を勘案しつつ、まずは日本郵政グループにおいて適宜適切

国民・視聴者が公平に負担するための特殊な負担金である受信料を視聴者から徴収することにより賄っている。

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号

議長の報告

官 報 (号 外)

について必須業務とすべきとしており、早ければ令和六年の通常国会で放送法改正案が提出されると報道されている。しかしながら、協会の本務は放送波を用いた放送であり、電気通信回線を用いた動画配信サービスではない。従って、任意業務である動画配信サービスについて、安易に協会の必須業務とすべきでなく、もつと慎重に検討すべきである。

議長の報告
二 えるが、政府の考え方について回答されたい。
一 協会のインターネット活用業務の必須業務化
により、受信料の値上げにつながらないか。今
後の受信料をはじめとした視聴者の負担の方向
性について、政府の考え方を回答されたい。

の 中で、テレビなどの受信設備を持つ人だけではなく、これを持たない人に対してもインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組を提供する責務を課すことが必要」との結論に達した。」とされているものと承知している。

米国による広島、長崎への原爆投下について
米国においては、未だに、原爆は戦争を終
わらせ、結果的に五十万人の米兵の命を救つ
たものであり、やむを得ないものであつたと
いう言説がある。そこで、以下について質問
する。

である。
仮に、動画配信サービスを必須業務とし、テレビ等の受信設備を持たない者がスマートフォンやPC等の通信端末から動画配信サービスを視聴する場合でも、受信料制度との関係で問題が生じる。現行放送法下では、一部の例外を除き、テレビ等の協会の放送を受信することのできる受信設答弁書を送付する。

内閣衆質一一二第二七号
令和五年十一月二十日

衆議院議長 内閣総理大臣 岸田 文雄
額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出日本放送協会のインターネット活用業務に関する質問に対し、別紙

備を設置した者は、実際に協会の放送を視聴する意向の有無を問わず、一律に受信契約を締結する義務があるとしてきた。取りまとめでは、インターネット配信についてはスマートフォン等の情報通信端末の所持だけでなく、視聴の明確な意思がある者に費用負担を求める必要があるとの結論が示されているが、この考えはこれまでの受信料制度と相容れないものであるだけではなく、新たな制度と開拓には寄与しないのではないか。

(別紙) 衆議院議員原口一博君提出「日本放送協会のインターネット活用業務に関する質問」に対する答弁書

Kの放送番組を継続的・安定的に提供する」ととされており、受信料の値上げに関する記述はないとして承知している。

に対し、新型爆弾投下について抗議をしたという資料は当方で確認できているが、それ以外の事例を承知していない。そこで以下について明らかにされたい。

ア 昭和二十年八月十日の事例以外に日本政府が米国に対して新型爆弾投下について抗議をした事例はあるか。

イ 戦後、日本政府として一度も原爆投下したことなく、日本に事例を残してこ

このような理由により、仮にインターネット活用業務を必須業務とし、動画配信サービスを拡大したとしても、受信料収入の増加はあまり見込めない一方、インターネット活用業務の必須業務化に必要な設備増強で出費が増え、その費用の負担のために受信料の値上げを招くのではないかと懸念している。

法の趣旨」の意味するところが必ずしも明らかでない。そこで、「デジタル時代における放送制度の在り方に關する検討会」が策定した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第一次)」(以下「取りまとめ」という)においては、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第十五条において、日本放送協会の目的が「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう、充実して、かつ、良い放送番組による国内基幹放送・・・を行う」と規定されていることを前提とした上で、「インターネット空間へと広がる情報空間で、」

米国による広島、長崎への原爆投下及び「非核の傘」に関する質問主意書

北東アジア非核兵器地帯議員連盟は私が日本側の代表を務めている国際議員連盟である。誤った情報で戦争が起こり核兵器国との誤解やコミュニケーション不足で核が使用されるおそれがある中で、核抑止という核の傘ではなく核兵器を使わないと規定する非核兵器地帯、「非核の傘」をつくるべきである。以下、米国による広島、長崎への原爆投下及び「非核の傘」について政府の姿勢を質したい。

はついて米国に抗議した事例を有知していなないが、仮に一度も米国に抗議していないのであれば、それはサンフランシスコ平和条約を受け入れているからか。

昭和二十年九月に、マンハッタン計画の副指揮官であるファーレル准将は「残留放射能の危険を取り除くため、原爆は相当の高度で爆発させたので、広島には原爆放射能が存在し得ない」と言った。原爆被害の初期調査には、こうした米国のマンハッタン管区調査団等による被爆調査や、トルーマン大統領指令に基づき設置された原爆傷害調査委員会（A

「非核の傘」に関する質問主意書

北東アジア非核兵器地帯議員連盟は私が日本側の代表を務めている国際議員連盟である。誤った情報で戦争が起こり核兵器国との誤解やコミュニケーション不足で核が使用されるおそれがある中で、核抑止という核の傘ではなく核兵器を使わないと規定する非核兵器地帯、「非核の傘」をつくるべきである。以下、米国による広島・長崎への原爆投下及び「非核の傘」について政府の姿勢を質したい。

2
ないのであれば、それはサンフランシスコ平和条約を受け入れているからか。昭和二十年九月に、マンハッタン計画の副指揮官であるファーレル准将は「残留放射能の危険を取り除くため、原爆は相当の高度で爆発させたので、広島には原爆放射能が存在し得ない」と言った。原爆被害の初期調査には、そうした米国のマンハッタン管区調査団等による被爆調査や、トルーマン大統領指令に基づき設置された原爆傷害調査委員会（A

「核兵器禁止条約」についての考え方は、令和五年十月二十六日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約ですが、同条約には核兵器国は一か国も参加しておらず、いまだその出口に至る道筋は立っていない、これが現状です」と答弁しているとおりである。

二の2について

政府としては、核軍縮をめぐっては様々な立場がある中で、核兵器のない世界の実現のため、例えは、核軍縮の進展のため、我が国が平成六年以降毎年国連総会に提出し、採択されている核兵器廃絶決議に係る各国間の調整等の取組や、我が国と核軍縮・不拡散に対する志を共有する国が構成する「軍縮・不拡散イニシアティブ」における協議等の取組等を行つてきている。

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「核抑止」については、確立した定義があるとは承知していないが、一般に、核兵器の存在によりもたらされる抑止のことをいうものと承知している。

また、お尋ねの「拡大核抑止」については、確立した定義があるとは承知していないが、一般に、ある国の有する核抑止力が、他国の安全保障のために提供されることをいうものと承知している。

三の2について

お尋ねの「核を保持しない我が国における「拡大核抑止」の今後の展望」の趣旨が必ずしも明らかではないが、国際社会には、核戦力を含む大

規模な軍事力が存在し、また、核兵器を始めとする大量破壊兵器等の拡散といった危険が増大するなど、引き続き不透明・不確実な要素が存在する中で、我が国としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）を堅持し、その抑止力の下で自国の安全を確保する必要があると考へている。

令和五年十一月九日提出
質問 第二十九号

岸田外交の基本姿勢に関する質問主意書

提出者 原口 一博

令和五年十一月二十日
内閣衆質二一二第二十九号

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員原口一博君提出岸田外交の基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出岸田外交の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「北方領土問題を含めた対ロシア政策」については、従来、例えは、御指摘の「協力プラン」の提案を含め、その時々の情勢を踏まえながら適切に進めてきたところであるが、

今般のロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根本を搖るがす暴挙であり、我が国は、従来の対外交を大きく転換し、G7を中心とする国際社会と連携しつつ、幅広く厳しい対口制裁を取るなど、毅然と対応してきているところであ

事業を進めてきた。一方、現在は、同事業は当面見合わせることとしている。当時と現在とで、ロシアがウクライナに軍事攻撃した際の政府の北方領土問題を含めた対ロシア政策に整合性がないのではないか。

二 岸田総理大臣は、本年七月に中東を歴訪しサウジアラビアを訪問したが、その際の報道で、同国が最近は中国への傾斜が目立っているとした上で「首相は戦略的パートナーシップと位置付けるサウジとエネルギー分野での協力などを通じて関係を強化し、中国との間にくさびを打ち込みたいと考え」と論じていているものがあった。仮にそのような考えで訪問したとすればどちらに我が国が「くさびを打ち込む」とする理由はあるのか。

三 ウクライナ危機における対ロシア制裁によりロシアからの輸入禁止措置がとられたことで、我が国の原油の中東地域への依存度は、二〇二三年五月、六月には九十七%に達している。我が国企業が参加するロシアの石油・天然ガスプロジェクトであるサハリン1・2の権益も奪われかねない事態にも陥った。エネルギー安全保障の観点からしても、岸田外交は我が国との国益に即さない間違った方策をとっているのではないか。

四 北朝鮮に対して、第二百十五回国会の施政方針演説では、「自身、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であります」と述べた。しかし、第二百十二回国会の所信表明演説では金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、私直轄のハイレベルでの協議を進めてまいります」となり、「条件を付けずに」との文言が外されているのはなぜなのか。

五 同施政方針演説で、ロシアとウクライナにつ

いては「強力なウクライナ支援、対ロシア外交の大転換を進め」と述べているが、ロシアのブーチン大統領とウクライナのゼレンスキー大統領との和解を仲介する考えはないのか。

六 イスラエルとパレスチナ武装勢力との間の衝突においても、我が国はこれまでパレスチナに対する人道的支援、パレスチナ経済自立のための平和と繁栄の回廊構想といった我が国独自の取組を実施してきたにもかかわらず、イスラエル・パレスチナ情勢について我が国独自の外交姿勢をはつきり示せていないのはなぜか。

さも中国が仮想敵国であるかのような言い方をする元閣僚もいたが、そのように認識している

する元閣僚もいたが、そのように認識している中國と友好協力条約を締結しているウクライナを、我が国はどのような見地から支援するのか。

三 政府はロシアの軍事攻撃を「侵略」と呼んでいるが、ロシアのクリミア「併合」の後、二〇一四年九月のウクライナ東部紛争をめぐる和平合意であるミンスク合意以来起きたことを考えるに、「侵略」の定義を考える必要があるのではないか。例えば、過去に起きたベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、アフガニスタン紛争、リビア内戦又はコソボ紛争についても同様で、Aが行つた軍事攻撃は「侵略」で、Bが行つた軍事ダードではないかと思える。政府はどのように「侵略」を定義しているか見解を示されたい。

四 二〇〇三年のイラク戦争に際して、米国の大ウエル国務長官が国連安全保障理事会でイラクのフセイン政権が大量破壊兵器の開発を続けていたなどと非難する演説を行つた。それに対して当時、それは間違いであるとの質問を予算委員会やテロ特委員会などで行つたが、政府からはそうではないとばかりの強弁をされた。しかし、残念ながら指摘されたとおり、その後の調査で大量破壊兵器は発見されなかつた。結局、誤った情報で主権国家の元首であるフセイン大統領を処刑したことになる。ある国が国際法を自分たちがいかのようにも解釈できるとばかりに、一方的に判断できるのか政府の見解を示されたい。

五 ウクライナでは同国への支援に絡んで汚職や不祥事が横行し、それにより政府高官が相次いで解任されるという事態が起こっている。汚職

問題については米国が拠出する巨額資金が不正の温床になつていてるとみられ、米国は九月に同問題を監視する検証チームを現地に派遣したとの報道もされた。また、米国ではウクライナにこれまでお金を出すべきではないとの声もある。これ以上お金を出すべきではないとの声もあれば、十月一日から始まつた二〇二四年会計年度については、ウクライナ支援に係る拠出は盛り込まれていない十一月十七日等を期限とする

「つなぎ予算」が成立するのみとの事態になつている。

我が国とウクライナは軍事同盟関係にあるわけでもなく、我が国が北大西洋条約機構（NATO）に加盟しているわけでもない。それにもかかわらず、ウクライナを我が国が支援する根拠は何か。また、我が国がウクライナに提供した装備品、支援金等は本来受け取るはずの、然るべきところに届いているのか、支援金等の流れは検証されているか示されたい。

六 公安調査庁が毎年ホームページで公開している『国際テロリズム要覧』の二〇二一年版（『国際テロリズム要覧2021』）において、当初「ネオナチ組織がアゾフ大隊を結成した」等の記載があつたが、ロシアのウクライナへの軍事攻撃と軌を一にして、二〇二二年四月に削除された。また、カナダでは本年九月にウクライナのゼレンスキーカー大統領が国会で演説をした際に、カナダ下院議長が誤った認識でナチス・ドイツ指揮下の部隊で戦つた退役軍人を招待してその場で称讃したことが問題になつていて。

ファッシヨ、あるいはナチスとの関係はどんなんがあることもあつても許されないと考えるが、右記の出来事に対するものを含めて政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一二第三〇号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員原口一博君提出ロシアのウクライナに対する軍事攻撃に関する質問に対し、別紙答

弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出ロシアのウクライナに対する軍事攻撃に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「我が国がこれまでに実施した支援の総額はいくらになるのか」については、政府として、これまでに、人道、食料及び復旧・復興の分野における支援並びに財政支援等で総額約七十六億ドルの支援を表明し、順次これを実施してきているところである。

また、お尋ねの趣旨及び御指摘の「約束」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いざれにせよ、ウクライナに対する御指摘の「復興のための支援」に関する基本的な考え方方は、令和五年五月二十六日の参議院本会議において、林外務大臣（当時）が「長期的な復旧復興支援については、今後もウクライナ側のニーズを踏まえ、日本の持つ経験や知見を活用していくことが重要です。地雷対策、瓦礫除去、電力等の生活再建、農業、民主主義ガバナンス強化等の分野で、機材供与を含む日本らしいきめの細かい支援ができるだけ迅速に行つていく考えです」と答弁しているとおりである。

三について

お尋ねの「侵略」の定義については、第二十九回国際連合総会において侵略の定義に関連する決議が採択されるなど、国際場裡において様々な議論が行われてきているものの、その内容が十分に明確になつてゐるわけではないと承知している。

他方、今般のロシアの行動については、令和四年二月二十五日に発出されたロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明において軍事的侵略に当たるとされ、同年三月二日（現地時間）に同総会の緊急特別会合で採択された決議において「ロシアによるウクライナへの侵略を最も強い言葉で遺憾」とするとされるなど、G7各国を始め多くの国も侵略に当たるとしている。これらを踏まえて、同月四日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「今般のロシアの行動は、武力の行使を禁する国際法

前段のお尋ねについては、第三国間の文書の具体的内容に関するものであり、政府としてお

二について

官 報 (号 外)

の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であつて、侵略に当たると考えていました」と述べたところである。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないか、御指摘の「国際法」の「解釈」については、例えば、条約の解釈について、条約法に関するウイーン条約（昭和五十六年条約第十六号）第三十一条においては、「解釈に関する一般的な規則」として、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定しているものと承知している。

お尋ねの「ウクライナを我が国が支援する根拠は何か」については、御指摘の「根拠」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない考え方については、二について述べたとおりである。

お尋ねの「我が国がウクライナに提供した装備品は、本来受け取るはずの、然るべきところに届いているのか」については、御指摘の「我が国がウクライナに提供した装備品」について、は、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）は、第百十六条の三の規定及び防衛装備移転三原則（平成二十六年四月一日閣議決定）を踏まえ締結した自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の交換公文（令和四年外務省告示第二百五十五号）において、同国政府は、「贈与された装備品及び物品が適正にかつ国際法違反の侵略を受けているウクライナの防衛に関連するウクライナ政府による活動（国際連合憲章の目的及び原則と両立するもの）のためにのみ使用されるようすること」及び

「日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、贈与された装備品及び物品がウクライナ政
府以外の者(他の政府を含む)に移転されない
ようにしてること」のために必要な措置を探ることとされているところ、同国が侵略を受けている現状に鑑みれば、御指摘の「然るべきところに届いている」と想定している。また、お尋ねの「我が国がウクライナに提供した」「支援金等は本来受け取るはずの、然るべきところに届いているのか」及び「支援金等の流れは検証されているか」については、御指摘の「支援金等」及び「支援金等の流れ」の具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難である。いずれにせよ、我が国から同国に対しても実施する支援が、所期の目的を達成するように引き続き同国政府を始めとした関係機関と密接に連携してまいりたい。

六について

御指摘の「国際テロリズム要覧2021」における記載の削除と「ロシアのウクライナへの軍事攻撃」は関係のないものである。また、御指摘の他国の議会関係者の発言の逐一について、政府としてコメントすることは差し控えたいが、いずれにしても、政府として、ナチス政権を肯定的に捉えるようなことは断じてない。

は本年十一月三日、日本留学中に香港独立を支持する内容をソーシャルネットワーキングサービス上に投稿したとして、本年三月に一時帰郷して実際に逮捕された香港人女性に対して、禁錮二月の実刑判決を言い渡した。女性は日本国内から、「光復香港 時代革命」「香港独立が唯一の道」「中国共産党」といった意見を平穏に表明しただけであり、実刑判決は言語道断である。中国のこのような態度は、日本における言論の自由を脅かすものと考えられる。

政府は、中国に対して、強く抗議するとともに、女性の即時解放を要求すべきと考えるが、見解如何。

右質問する。

質問 第三二号
FMS調達後の合理性の検証等に関する質問
主意書

FMS調達後の合理性の検証等に関する質問
主意書

提出者 原口一博

民主党政権時代には数百億円から一千億円台
であつたFMSに係る予算は、第二次安倍内閣
発足以後増加し、平成二十八年には約四千九百
億円、令和元年には約七千億円と、極めて多額
となつた。

衆議院議長　額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出香港人留学生に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出香港人留学生に対する質問に對する答弁書

御指摘の事案のような、最近の香港の情勢をめぐる動向については、香港の繁栄を支えてきた「一国二制度」の根幹である言論の自由といった基本的な価値の尊重に対して深刻な疑念を抱かせるものであり、我が国として、重大な懸念を強めてゐるところであり、引き続き、関係国とも連携しつつ適切に対応していく考えである。

算を圧迫したことが、もつと批判的に検証されるべきである。また、FMSよりも自衛隊の隊舎や官舎の老朽化対策といった自衛隊員の勤務環境などにもつと予算を割くべきであったとの批判が出て当然である。

このように、本来は過去のFMSの運用の合理性を検証する必要があるにもかかわらず、岸田内閣は、新規のFMS予算について、令和四年度の約三千八百億円から、令和五年度は約一兆四千八百億円と大幅な増額を行つた。令和六年度予算に関しても約九千五百億円が概算要求され、今後も野放図なFMS予算の支出が懸念される。

防衛省は、装備品をFMSで調達するに当たり、必要性、性能、代替可能性、経済性などを考慮し、取得が合理的と判断した上で決定して

令和五年十一月十日提出
質問 第三二号

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号

議長の報告

中華人民共和国(中国)香港特別行政区の裁判所
決に関する質問主意書

香港人留学生に対する香港裁判所の不当判決
に関する質問主意書

提出者 松原 仁

衆議院議員松原仁君提出香港人留學生に対する香港裁判所の不当判決に関する質問に対する答弁書

理性を検証する必要があるにもかかわらず、岸田内閣は、新規のFMS予算について、令和四年度の約三千八百億円から、令和五年度は約一兆四千八百億円と大幅な増額を行つた。令和六

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出香港人留学生に対する
香港裁判所の不当判決に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

算を圧迫したことが、もつと批判的に検証されるべきである。また、FMSよりも自衛隊の隊舎や官舎の老朽化対策といった自衛隊員の勤務環境などにもつと予算を割くべきであつたとの批判が出て当然である。

年度予算に関しても約九千五百億円が概算要求され、今後も野放図なFMS予算の支出が懸念される。

防衛省は、装備品をFMSで調達するに当たり、必要性、性能、代替可能性、経済性などを考慮し、取得が合理的と判断した上で決定しているものと思料するが、FMSで調達した後に

おいて、当該装備品の取得が当初判断したとおり合理的なものであつたかどうか検証を行つてゐるか。

二 グローバルホークブロック30について、米空軍は、①「競争の激しい緊迫した状況で運用できる能力がない」、②「中国の脅威に対応できる設計になつてない」と評価し、保有する全機を退役させる方針を示している(二千二十一年八月二十九日朝日新聞デジタル)。また、③「主に地上の静止目標の監視に適する」(令和二年四月七日衆議院安全保障委員会・鈴木政府参考人防衛省整備計画局長)とされるが、他国の防空識別圏への侵入を行わない前提で考えると、平時においてどの程度の有用性があるのか疑問である。

グローバルホークブロック30の取得が合理的なものであつたと現在でも判断しているのか。仮にそう判断する場合は、①から③までの疑問に対し答弁されたい。

三 オスプレイは、米国その他には日本しか導入しておらず、米国も発注を既に終えた。オスプレイの安全性については比較的よく議論されてきたので本質問では触れないが、有用性についても、例えば、着陸の際の空中移動性能がヘリコプターよりも劣り、ヘリコプターのような急旋回やダイブなどといった移動ができない上、ドアガン、ミサイルなども搭載できないので、地上に敵がいるエリアでは対空砲によって撃墜される可能性がヘリコプターより高いという指摘がある。

オスプレイの取得が合理的なものであつたと現在でも判断しているのか。仮にそう判断する場合は、先の指摘に対し答弁されたい。

四 政府は、五年間で四十三兆円とする防衛費の規模を「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に

対峙していく中で、国民の命を守り抜けるか、

極めて現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容を積み上げ、導き出したもの」(令和五年一月二十六日衆議院本会議・岸田内閣総理大臣)としており、令和九年度までに新たなる装備品の契約額の大要は政府内部では算定できているはずである。

令和七年度から九年度までにおいておおむねどの程度のFMS予算の計上を見込んでいるか。

右質問する。

内閣衆質一二二第三二号

令和五年十一月二十日
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員原口一博君提出FMS調達後の合理性の検証等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出FMS調達後の合理性の検証等に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省としては、米国の有償援助による調達を含めた装備品等の調達に係る契約の後には、

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令(平成二十七年防衛省訓令第三十六号)等に基づき、装備品等の調達の進捗状況、経費の発生状況等について、当該調達に当たつてあらかじめ定めた計画との比較を行うとともに、その結果の分析及び評価を行うなど所要の確認を行うこととしているほか、各年度の予算編成過程において、調達した装備品等について、その必要性、性能、代替案、価格等の確認を行うことと

しているところである。

二について
お尋ねの「①から③までの疑問」の示すところが必ずしも明らかではないが、これが「平時ににおいてどの程度の有用性があるのか」を指すのであれば、滯空型無人機RQ-4Bは、我が国周辺海空域において常時継続的な情報収集及び警戒監視を行うために必要な能力を有し、隙のない警戒監視態勢を強化するために極めて有益な装備品であり、その調達は合理的なものであると考えている。

三について
お尋ねの「指摘」について、その背景や根拠等を必ずしも承知しているわけではないが、政府としては、輸送ティルト・ローター機V-22は、固定翼機のように速い巡航速度と長い航続距離に加え、高高度を飛行可能であるといった高い性能を持つ、我が国の島嶼防衛能力を強化する上で不可欠の装備品であるとともに、災害救援活動や離島における急患輸送にも極めて有益な装備品であり、その調達は合理的なものであると考えている。

四について
お尋ねについては、令和五年四月二十六日の衆議院財務委員会、安全保障委員会連合審査会において、浜田防衛大臣(当時)が、「防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容を積み上げさせていただきました。どのような機能、装備品が必要であるかについては、これは当然積み上げで行っておりますが、機種選定が終わつておらず、FMSで取得するか否か決定していない事業があること、また、

ことは困難であり、各年度の予算編成の過程での規模を示してまいりたいと思います。」と答弁しているとおりである。

令和五年十一月十日提出
質問 第三三三号
北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問主意書

提出者 原口 一博
北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問主意書

北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問主意書
我が国は、中国、北朝鮮、ロシアと三つの核保有国に囲まれてゐる一方、米国から核拡大抑止の軍事的脅威をもたらすものとして誤解することが核兵器使用の原因の少なくとも一端を担つてゐる」とあるように、あるいは、かつてソ連の核警戒システムが米国の核ミサイル発射を警報し、これを誤報と判断した一人のソ連軍将校により世界が核戦争から救われたように、そもそも核兵器は存在するだけで偶発的な核戦争のリスクを伴う。

また、そもそも米国の日本に対する核拡大抑止が実在するものなのか、すなわち、仮に日本が核兵器による威嚇や核攻撃を受けたとしても、ニューヨークやロサンゼルスが核攻撃を受ける代償を払つてまで米国が相手国に核兵器を使用するはずがないのではないか、という疑問は、以前から語られている。

世界には、東南アジア非核兵器地帯条約、南太平洋非核地帯条約、アフリカ非核兵器地帯条約、ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、中央

アジア非核兵器地帯条約といつた非核兵器地帯条約が存在し、広大な地域、特に南半球は大半の地域が非核兵器地帯化されている。我が国が進むべきは、米国による核の拡大抑止に依存し、北東アジアにおける核による緊張が高まるに任せた道ではない。これら世界の知恵に学び、我が国を含む周辺地域において非核兵器地帯を作る道である。

北東アジア（ひとつの案として日本と朝鮮半島）において、①核兵器の製造・取得・配備などを禁止し、②核兵器国が非核兵器国に対し、核の使用・威嚇しないことを保証し、③条約の遵守を検証し、問題が生じた際に協議する機能を持った機構を設置すること、を柱とする非核兵器地帯構想の実現に、日本政府も乗り出すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二二二第三三号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出北東アジア非核兵器地帯構想に関する質問に対する答弁書

核兵器地帯構想について、岸田内閣総理大臣が「非核兵器地帯構想については、やはり何といつても件がそろつている地域において非核地帯が設置されることは、一般的に、核不拡散等の目的に資する」と考える。

しかしながら、令和四年十一月二十九日の衆議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「非核兵器地帯構想が基盤とならなければならぬ」と核兵器をめぐる信頼関係が基盤とならなければならぬ」と答弁した。

りません。」と述べているところ、北東アジアにおいては、非核地帯実現のための現実的環境はまだ整っていないと考えており、我が国としては、北東アジアの安全保障環境改善のため、まずは北朝鮮の核問題の解決の実現に向け努力する考え方である。

かかるに、「台湾有事は日本有事」「(日本、台湾、米国を始めとした有志の国)戦う覚悟」と、それぞれ自民党所属の元首相が発言した。たとえ一個人としての発言であったとしても、とりわけ与党の有力政治家の発言は、国内外のマ

日本の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要であり、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが我が国の一貫した立場である。

りません。」と述べているところ、北東アジアにおいては、非核地帯実現のための現実的環境はいまだ整っていないと考えており、我が国としては、北東アジアの安全保障環境改善のため、まずは北朝鮮の核問題の解決の実現に向け努力する考え方である。

令和五年十一月十日提出
質問 第三三四号

元首相による「台湾有事は日本有事」といった発言に関する質問主意書

提出者 原口 一博

元首相による「台湾有事は日本有事」といった発言に関する質問主意書

我が国として防衛力の着実な整備は必要であるが、一方、周辺地域における緊張をいたずらに高めることがないようになることも当然である。

中国の立場からみれば、台湾問題は国内問題であり、台湾独立は反国家分裂法などにみられるよう武力をもつてしても阻止すべき事態である。

千九百七十二年の日中共同声明には「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」とあり、過去には橋本總理や町村外相が台湾独立を支持しない旨国会答弁で明言し、岸田總理も千九百七一年の日中共同声明から未松議員への答弁などと述べている。そうであれば、日本の政府や与党の有力政治家が台湾独立を支持するともとれる振舞いをし、いたずらに中国との緊張を高めることはあってはならぬ（昨年十一月二十九日衆議院予算委員会における

かかるに、「台湾有事は日本有事」（「日本、台湾、米国を始めとした有志の国の戦う覚悟」と、それぞれ自民党所属の元首相が発言した。たとえ一個人としての発言であつたとしても、とりわけ与党の有力政治家の発言は、国内外のマスコミ等によって大きく取り上げられ、外交関係の改善や悪化に直接関わることがある。

政府は、先に述べた発言が、我が国の立場と相容れないものであり、近隣諸国との外交関係に悪影響を及ぼし得る憂慮すべきものとの認識を持つているか。

右質問する。

内閣衆質一一二三四号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 領賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出元首相による「台湾有事は日本有事」といつた発言に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出元首相による「台湾有事は日本有事」といつた発言に関する質問に対する答弁書

御指摘の「台湾有事は日本有事」については、令和三年十一月一日に安倍晋三衆議院議員（当時）が、また、御指摘の「（日本、台湾、米国を始めとした有志の国）戦う覚悟」については、令和五年八月八日に麻生太郎自由民主党副総裁が、それぞれ発言した内容を指すものと考えられるところ、いずれも政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、お尋ねについて政府としてお答えする立場はない。

令和五年十一月十日提出
質問 第三五号

衆議院長崎四区補欠選舉に係る木原防衛大臣の発言に関する質問主意書

提出者 原口 一博

衆議院長崎四区補欠選舉に係る木原防衛大臣の発言に関する質問主意書

令和五年十月十五日、木原稔防衛大臣が、衆議院長崎四区補欠選舉における応援演説において、「自民党的候補を「しっかりと応援していただきたい」とが自衛隊並びにその家族のご苦労に報いることになる」と発言した。

この発言は自衛隊の政治利用に当たり、防衛大臣として許されないものではないか。

右質問する。

内閣衆質二二二第三五号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 頼賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出衆議院長崎四区補欠選舉に係る木原防衛大臣の発言に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出衆議院長崎四区補欠選舉に係る木原防衛大臣の発言に関する質問に対する答弁書

御指摘の発言は、木原防衛大臣が政治家個人としての見解を述べたものであると承知しているが我が国の一貫した立場である。

国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要であり、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというの

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号 議長の報告

参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「今が、お尋ねについては、令和五年十月二十五日の

内閣衆質二一二第三六号
令和五年十一月二十日

れたが、このインボイス制度開始後について、次の例を踏まえ、二点を質問する。

③ インボイス登録業者C（卸売業者）は、Bから仕入れた製品をインボイス登録業者D（小

回の木原防衛大臣の発言については、木原防衛大臣本人が、自衛隊との家族への敬意と感謝を述べたもの、自衛隊を政治的に利用するような意図はない旨説明をした上で、撤回をしたものと承知をしております。自衛隊が政治的に中立の組織であるということを本人も十分に認識をし、その旨会見でも説明をしたと承知をしており、木原大臣については、引き続き職務に当たつていただきたいと考えております。」と答弁したとおりである。

衆議院議員原口一博君提出「ルールに基づく国際秩序」にいう「ルール」「法」と安保理決議「二百四十二」との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

大和五年十一月十日提出
質問 第三六号

提出者 原口一博

「ルールに基づく国際秩序」「法の支配に基

「づく自由で開かれた国際秩序」にいう「ルール」「法」と安保理決議二百四十二との関係に関する質問主意書

ルールに基づく国際秩序」「法の支配に基づく
で開かれた国際秩序」という表現は、国会に

る政府の発言で多々用いられている。

ゴルダン川西岸地区、ガザ地区、ゴラン高原な

からのおイスラエルの撤退を中東における平和にする原則と宣言するなどした千九百六十七年十一

月採択の国連安全保障理事会決議二百四十二は、政府が使用する右表現にいう「ルール」法に含まれていると理解してよいか。

本年十月一日より消費税につき適格請求書等保存方式(以下、「インボイス制度」という)が開始さ

令和五年十一月十日提出
質問第三七号

インボイス制度開始後

り大きい消費税の徴収額に関する質問主意書

インボイス制度開始後の消費者が負担する
より大きい消費税の徴収額に関する質問主
意書

(2) インボイスを登録しない免税業者B(完成品製造業者)は、インボイス登録業者A(原材料製造業者)から仕入れた原材料を加工して製品を完成させて、インボイス登録業者C(卸売業者)に、本体価格五万円と消費税五千円の合計税込五万五千円で売り上げる。この場合、Bの売上の消費税五千円からインボイス登録業者A(原材料製造業者)からの仕入の消費税一千円を差し引いた三千円が、本来、国等に納税すべき金額であるが、Bが免税業者であるため納税額は〇円となる。

(2) インボイス登録しない免税業者B(完成品製造業者)は、インボイス登録業者A(原材料製造業者)から仕入れた原材料を加工して製品を完成させて、インボイス登録業者C(卸売業者)に、本体価格五万円と消費税五千

円の合計税込五万五千円で売り上げる。この

場合、Bの売上の消費税五千円からインボイス登録業者A(原材料製造業者)からの仕入の消費税三千円を差し引いた三千円が、本来、

国等に納税すべき金額であるか Bが免税業者であるため納税額は〇円となる。

このように国等の過大徵収が発生する理由は、
登録業者Cの納税において、直前の仕入先である
免税業者Bにおいて納税を免除されている税額(二千
円)を、登録業者Cの売上の消費税から控除でき
ないだけではなく、免税業者Bの仕入先である登
録業者Aにおいて納税済みの二千円の税額も控除さ
きない仕組みになるためである。

費税七千円を差し引いた三千円をDは国等に納税する。

(④) インボイス登録業者C(卸売業者)は、Bから仕入れた製品をインボイス登録業者D(小売業者)に、本体価格七万円と消費税七千円の合計税込七万七千円で売り上げる。この場合、Bがインボイス登録のない免税業者であるため、Cの売上の消費税七千円からBからの仕入の消費税五千円を差し引くことができず、七千円の全額をCは国等に納税する。

税業者に関する経過措置が終了すると、消費税の国等の過大徴収が発生することを指摘し、
「政府の益税になつてしまふんぢやないか」として、住澤政府参考人（財務省主税税局長）は、
「この経過措置期間を延長ないし恒久化することにに関しては慎重な検討が必要ではないかとい
うふうに考へてゐる」という回答を行つてゐる
が、指摘のあつた消費税の国等の過大徴収につ
いては、そうした事実の発生の可能性を含めて
一切触れていない。しかし、消費税の国等の過
大徴収は、「消費税を負担する者＝消費者」消
費税を申告、納付する者＝事業者」、「消費税
は、事業者に負担を求めるものではありません
ん」（国税庁発行「消費税のあらまし（令和五年六
月）」一ページの記載）という政府の消費税につ
いての説明に反する事実である。政府が国会の
本会議や委員会等で、この国等の過大徴収の發
生について説明を行つたことがあるのであれ
ば、その議事録を示されたい。説明を行つたこ
とがないのであれば、この国等の過大徴収の發
生に関する政府の見解を回答されたい。
右質問する。

[別紙]
衆議院議員吉田はるみ君提出インボイス制度開始後の消費者が負担するより大きい消費税の徴収額に関する質問に対する答弁書
一及び二について

消費税は、諸外国の附加価値税と同様、取引の各段階で課税を行うとともに、課税の累積を排除する観点から、前段階の消費税額を控除する仕入税額控除を行う制度となっている。

は、消費者が支払う消費税相当額だけではなく、免税事業者が仕入れの際に支払って本体価格に転嫁している消費税相当額も含めることが適当であり、これらの合計額は、取引の各段階における事業者の納税額の合計額と一致すると考えられる。

る。このような中で、昨年十月及び本年八月に引き続き、我が国の上空を通過する形で発射を強行したことは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝南北宣言への違反であり、断じて容認できない。本院は北朝鮮に対し重ねて厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中心

ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案
右の議案を提出する。
令和五年十一月二十四日
提出者

これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国・韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

ん」(国税庁発行「消費税のあらまし(令和五年六月)」)一ページの記載)という政府の消費税についての説明に反する事実である。政府が国会の本会議や委員会等で、この国等の過大徴収の発生について説明を行つたことがあるのであれば、その議事録を示されたい。説明を行つたことがないのであれば、この国等の過大徴収の発

内閣衆質二二二第三七号
令和五年十一月二十日

衆議院議員吉田はるみ君提出インボイス制度開始後の消費者が負担するより大きい消費税の徴収額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

万五千円が、Bの製品の本体価格としてCに對し請求されていると考へることが適當である。このように、免税事業者が一連の取引の過程に存在する場合においては、免税事業者が仕入れの際に支払った消費税相当額は、免税事業者が販売する際の本体価格に転嫁され、最終的に消費者が負担するものと想定される。したがつて、消費者が最終的に負担している金額として

山口俊一郎	鷲尾英一郎	武藤容治	秀雄
橘慶一郎	遠藤笠	三ツ林裕一	吉川云
高木	輿水恵一	中司安	浅野折
賛成者	塩川鉄也	吉川	秀雄
高木毅外五十五名	高木毅外五十五名	高木毅外五十五名	高木毅外五十五名

全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国、韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、時間的に制約のある人道問題である拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

十一月二十一日、北朝鮮は、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議

北朝鮮は、昨年以來彈道ミサイルを八十発以上も発射しており、かつてない高い頻度で統く一連の挑発行動は、國際社會に対する深刻な挑戦である。沖繩本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下したとみられる。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)
右
国会に提出する。
合口二三二 一月二日

内閣總理大臣 岸田 文雄

令和5年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条 既定の令和5年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる」とおりとする。

区分	令和5年度成立予算額(千円)	補正額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	改令和5年度予算額(千円)
歳入	114,381,235,569	13,898,653,202	△ 699,488,940	13,199,164,262	127,580,399,831
歳出	114,381,235,569	16,709,001,560	△ 3,509,837,298	13,199,164,262	127,580,399,831

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により令和5年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各府の「予定経費補正要求書」「継続費補正要求書」、「継続費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調査書」は、別に添付する。

第6条 令和5年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和5年度において公債を発行することができる限度額[6,558,000,000千円]を[9,068,000,000千円]に改める。

2 令和5年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和5年度において公債を発行することができる限度額[29,065,000,000千円]を[35,430,000,000千円]に改める。

第7条 令和5年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管裁判所、組織裁判所及びそれに係る項の欄の後にそれぞれ「会計検査院」、「会計検査院」、「会計検査院」(施設施工旅費、施設施工費及び施設整備費に限る。)の欄を加え、所管内閣の組織内閣官房及びそれに係る項の下段にそれぞれ「人事院」、「人事院」(施設整備費に限る。)を加え、所管内閣の組織内閣本府に係る項の「独立行政法人国立公文書館施設整備費」の次に、「地方創生地域産業基盤整備事業推進費」を加え、組織沖縄総合事務局に係る項の「沖縄水産基盤整備事業調査諸費」の次に、「沖縄災害復旧事業工事諸費」を加え、組織子ども・子育て支援施設整備費の前に「子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入に限る。」を加え、所管外務省、組織外務本省に係る項の「外務本省施設費」の前に、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる」とおりとする。

行政法人酒類総合研究所施設整備費」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費」の前に「文部科学本省施設費、教育政策推進費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人教職員支援機構施設整備費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費」を、「私立学校振興費」の後に「私立学校建物其他災害復旧費補助金及び」を、「研究振興費」の後に「特定先端大型研究施設整備費補助金及び」を、「国立大学法人施設整備費」の次に、「国立研究開発法人人物質・材料研究機構施設整備費」を、「国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費」の次に、「國立研究開発法人理化研究所施設整備費」を、「國立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費」の次に、「國立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費」を、「國立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費」の次に、「國立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費」の次に、「國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費」の次に、「國立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費」を加え、組織スポーツセンター施設整備費」を加え、組織文化庁に係る項の「文化財保存施設整備費」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「独立行政法人国立美術館施設整備費」の次に、「独立行政法人国立文化財機構施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「國立研究開発法人國立國際医療研究センター施設整備費」の次に、「國立研究開発法人國立成育医療研究センター施設整備費」を、「医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金)」の次に、「医療施設等災害復旧費補助金」を、「生活基盤施設耐震化等対策費」の次に、「昭和館施設費、独立行政法人國立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費」を、「介護保険制度運営推進費」の次に「社会福祉施設等災害復旧費補助金及び」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農林水産本省施設費」の次に、「新市場創出対策費(新市場創出対策整備費補助金に限る。)」を、「國產農産物生産基盤強化等対策費」の次に「國產農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金」を加え、組織水産庁に係る項の「國立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費」の次に、「國立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費」を、「船舶建造費」の次に、「水産業振興対策費(水産業振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。)」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「経済産業本省施設費」の次に、「國立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費」を加え、組織経済産業局及びそれに係る項の下段にそれぞれ「中小企業庁」、「中小企業政策推進費(中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金及び中小企業特定施設等災害復旧費補助金に限る。)」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「海岸事業費」の次に、「独立行政法人海技教育機構施設整備費」を、「社會資本整備円滑化地盤整備事業費」の次に、「独立行政法人海技教育機構施設整備費」を、「國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施

「設整備費」の次に、「独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費」を、「河川等災害復旧事業費」の次に、「水資源開発施設災害復旧事業費」を加る、組織海上保安庁に係る項の「船舶交通安全基盤整備事業工事諸費」の次に、「船舶交通安全基盤災害復旧事業費」を加える。

第8条 令和5年度一般会計予算総則第10条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中、主管内閣府の次に

財務省	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	東日本大震災復興前年度剩余金受入 (財政法)第6条の純剩余金の受入 に限る。)
農林水産省	雜 収 入	諸 収 入	東日本大震災復興食料安定供給特別 会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

を加え、

農林水産省	雜 収 入	納 諸 収 入	金 付 入
			東日本大震災復興納付金 東日本大震災復興食料安定供給特別 会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

に改める。

第9条 令和5年度一般会計予算総則第11条の防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てる収入の範囲の表中、主管財務省の前に

内 閣 府	雜 収 入	諸 収 入	防衛力強化弁償及返納金
			を 加え、

財 功 省	政府資産整理収入 雜 収 入	國有財產処分収入 諸 収 入	防衛力強化国有財産売払収入、 防衛力強化特別会計受入金(財政投 融資特別会計受入金及び外國為替資 金特別会計受入金に限る。)
			を 加え、

に改める。

第10条 令和5年度一般会計予算総則第13条第1項の債務保証契約の限度額の表中、主管厚生労働省の次に改め、主管厚生労働省の次に

農林水産省	雜 収 入	諸 収 入	防衛力強化弁償及返納金
7 独立行政法人住宅金融 支援機構 住宅金融支援機構債券に 係る債務			「独立行政法人住宅金融 支援機構債券に 支援機構法第20条 係る債務」 「独立行政法人住宅金融 額面総額220,000,000千円及びその利 息に相当する金額」

を加える。

第11条 令和5年度一般会計予算総則第15条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「沖縄振興交付金事業推進費」の前に「物価高騰対応地方創生推進費、地方創生地域産業基盤整備事業推進費」を加える。

第12条 令和5年度一般会計予算総則第17条の見出し中「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」を「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」に改め、同

条中「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費」を「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費は、原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費」に改める。

第13条 令和5年度一般会計予算総則第20条の消費税の収入が充てられる経費の範囲の表中、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「介護保険制度運営推進費」の後に「介護職員処遇改善支援補助金」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正

歳入

(外) 資料

主 管 部	款 項	補 正			差 引額(千円)
		追 加額(千円)	修 正 減 少額(千円)	額	
内閣府	雜 収 入	納 付 金	202,251,617 101,720,399	0	202,251,617 101,720,399
総務省	雜 収 入	雜 納 付 金	101,720,399 100,531,218 100,531,218	0	101,720,399 100,531,218 100,531,218
外務省	雜 収 入	納 付 金	0 0 0	△ 282,363 282,363 282,363	282,363 282,363 282,363
財務省	租税及印紙收入	納 付 金	0 0 0	△ △ 780 △ 780 △ 780	780 780 780
	租 稅	雜 納 付 金	869,000,000 869,000,000 342,000,000	△ 698,000,000 △ 698,000,000 △ 95,000,000	171,000,000 171,000,000 247,000,000
	所法相消揮兌稅	得人統費兌油稅	60,000,000 366,000,000 0	0 0 △ 392,000,000	60,000,000 366,000,000 101,000,000
	政府資產整理收入	回 収 金 等 収 入	101,000,000 0	0 △ 211,000,000	101,000,000 △ 211,000,000
	雜 収 入	國有財產利用收入	19,558,977 19,558,977 13,819,731	△ 5,830 △ 5,830 △ 5,830	19,553,147 19,553,147 13,819,731
公債金	公 債 金	納 付 金	12,202,962 12,202,962 1,616,769	0 0 0	12,202,962 12,202,962 1,616,769
		公 債 金	8,875,000,000 8,875,000,000 2,510,000,000	0 0 0	8,875,000,000 8,875,000,000 2,510,000,000

(号) 報 外

前年度剩余额受入	特例公債金	6,365,000,000	0	0	6,365,000,000	
前年度剩余额受入		3,391,090,153	0	0	3,391,090,153	
前年度剩余额受入		3,391,090,153	0	0	3,391,090,153	
東日本大震災復興前 年度剩余额受入		2,071,534,398	0	0	2,071,534,398	
防衛力強化前年度剩 余额受入		6,456,170	0	0	6,456,170	
脱炭素成長型経済構 造移行推進前年度剩 余额受入		1,313,056,025	0	0	1,313,056,025	
文部科学省	雜 収 入	43,560	0	0	43,560	
	納 付					
	独立行政法人日本又 深川振興センタ 納付金	13,168,468,861	△	698,005,830	12,470,463,031	
	9,295,500	9,577,817	0	0	9,577,817	
	268,326	282,317	0	0	9,295,500	
厚生労働省	雜 収 入	9,027,174	0	0	9,027,174	
	納 付					
	独立行政法人日本又 深川振興センタ 納付金	129,807,658	△	129,807,658	129,807,658	
	9,295,500	157,133	0	0	157,133	
	282,317	282,317	0	0	282,317	
	金	157,133	0	0	157,133	
	雜 納 付 金	129,650,525	0	0	129,650,525	
	金	100,801,237	0	0	100,801,237	
	弁償及返納金	28,849,288	0	0	28,849,288	
農林水産省	雜 収 入	32,062,687	0	0	32,062,687	
	納 付					
	独立行政法人日本又 深川振興センタ 納付金	1,858,749	△	1,858,749	1,858,749	
	金	1,857,044	0	0	1,857,044	
	雜 納 付 金	1,705	0	0	1,705	
	金	30,203,938	0	0	30,203,938	
	公共事業費負担金	11,217,374	0	0	11,217,374	
	弁償及返納金	4,541,425	0	0	4,541,425	
	防衛力強化弁償及返 納金	14,445,139	0	0	14,445,139	

(外) 報

経済産業省	雜 収 入	納 付 金	82,302,570	△	1,167,457	81,135,113
		雜 納 付 金	3,957,835	△	1,167,457	2,790,378
國 土 交 通 省	雜 収 入	諸 収 入	78,344,735	△	0	78,344,735
		諸 納 付 金	78,344,735	△	0	78,344,735
環 境 省	雜 収 入	諸 収 入	273,632,522	△	32,510	273,600,012
		諸 納 付 金	82,441,300	△	0	82,441,300
防 徒 省	雜 収 入	諸 収 入	191,191,222	△	32,510	191,158,712
		諸 納 付 金	82,441,300	△	0	82,441,300
		公共事業費負担金 弁償及返納金	189,491,222	△	32,510	189,458,712
			1,700,000	△	0	1,700,000
			486,000	0	0	486,000
			486,000	0	0	486,000
			486,000	0	0	486,000
			63,470	0	0	63,470
			63,470	0	0	63,470
			63,470	0	0	63,470
	歲 出	歲 入	補 正 額 總 計	13,898,653,202	△	699,488,940
					△	13,199,164,262

所 管	組 織	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
國 會	衆 議 院	追 加 額(千円)	372,838	△ 469,364	△ 96,526
	參 議 院	追 加 額(千円)	240,812	△ 251,664	△ 10,852
國 立 院	立 國 會	追 加 額(千円)	5,473,943	△ 34,620	△ 5,439,323
裁 判 官	國 會 図 書 館	追 加 額(千円)	366	△ 9,733	△ 9,367
裁 判 官	國 會 図 書 館	追 加 額(千円)	53	△ 7,340	△ 7,287
裁 判 官	彈 劾 裁 判 所	追 加 額(千円)	6,088,012	△ 772,721	△ 5,315,291
裁 判 官	彈 劾 裁 判 所	追 加 額(千円)	340,042	△ 332,712	△ 7,330
裁 判 所	最 下 裁 判 所	追 加 額(千円)	827,032	△ 1,268,521	△ 441,489
裁 判 所	最 高 級 裁 判 所	追 加 額(千円)	3,555,186	0	3,555,186
裁 判 所	國 會 所 裁 判 所	追 加 額(千円)	1,538,630	0	1,538,630
裁 判 所	國 會 所 裁 判 所	追 加 額(千円)	6,260,890	△ 1,601,233	△ 4,659,657

(外) 報 告

内閣府	内閣法制局	内閣官房	内閣官房施設費	222,254	400,067
	内閣人事局	内閣官房	内閣官房施設費	27,1491	15,951,614
	内閣事務局	内閣官房	内閣官房施設費	0	283,541
	内閣本部	内閣官房	内閣官房施設費	726	27,499,274
	内閣所管府	内閣官房	内閣官房施設費	272,217	43,734,429
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	1,079	10,968
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	306,072	9,889
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	44,313,797	148,658
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	206,977	157,414
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	323,440	43,881,954
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	0	116,463
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	207,253	207,253
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	0	238,634
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	6,000,000	6,000,000
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	0	1,559,225,000
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	3,332,156	3,330,835
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	2,664,680	2,664,680
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	4,787,992	4,245
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	3,938,607	4,783,747
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	10,991,469	3,938,607
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	13,166,600	10,991,469
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	0	13,166,600
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	0	13,740,736
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	13,744,692	13,740,736
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	241,671	241,671
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	0	9,318
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	0	9,318
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	1,511,996	1,511,996
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	40,000	39,983
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	40,400	40,400
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	937	68,675
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	1,665,572,755	1,665,152,956
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	715,413	701,907
	内閣正規官	内閣官房	内閣官房施設費	31,500,000	31,500,000
	内閣副官	内閣官房	内閣官房施設費	32,215,413	32,201,907
地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	13,506	13,506

(外) 報 衆

知的財産戦略推進事務局 科学技術・イノベーション推進事務局	36,656,178	△	3,367	275,106
健康・医療戦略推進事務局 宇宙開発戦略推進事務局	36,281,294	0	19,485	36,656,693
計	19,485	△	7,315	7,262,418
健康・医療戦略推進事務局 宇宙開発戦略推進事務局 宇宙開発利用推進費	72,957,472	△	7,325	7,262,418
計	7,307,137	△	44,719	9,690,000
北 方 対 策 本 部 総合海洋政策推進事務局	16,997,137	△	0	16,952,418
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄総合事務局	143	△	44,719	7,511
計	308,849	△	7,654	301,851
北 方 対 策 本 部 総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進費	217,020	△	0	217,020
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄総合事務局	525,869	△	6,998	518,871
計	81,384	△	9,849	71,535
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄治水事業工事諸費用	19,382	△	13,050	6,332
計	29	△	6,324	6,295
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄道路整備事業工事諸費用	30,395	△	33,568	3,173
計	15,335	△	330	15,005
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	1,028	△	56,275	55,247
計	558	△	63,541	62,983
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄道路環境整備事業工事諸費用	3,084	△	560	2,524
計	1,360	△	3,941	2,581
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄農業農村整備事業工事諸費用	10,590	△	30,135	19,545
計	0	△	32	32
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄水産基盤整備事業調査諸費用	1,490	0	1,490	1,490
計	63,840	△	188,382	124,542
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄災害復旧事業工事諸費用	67,502	△	105,449	37,947
計	272,984	△	749,582	476,598
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄災害復旧事業工事諸費用	1,223,212	△	125,019	1,098,193
計	765,451	△	27,779	737,672
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄災害復旧事業工事諸費用	75,578	0	75,578	75,578
計	324,721	△	32,241	292,480
国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター 沖縄災害復旧事業工事諸費用	135,607	△	43,483	92,124
計	361,343	0	0	361,343

官 報 (号 外)

(外) 証 明

電子政府・電子自治体推進費	612,863,750	0	612,863,750
情報通信技術研究開発推進費	50,244,484	0	50,244,484
国際研究開発法人情報通信研究機構運営費	9,399,514	0	9,399,514
情報通信技術高度利活用推進費	10,074,602	0	10,074,602
情報通信技術利用環境整備費	33,117,613	0	33,117,613
電波利用料財源電波監視等実施費	10,134,171	△	9,998,375
情報通信国際戦略推進費	2,999,799	△	2,999,799
郵政行政推進費	17,514	0	39,495
一般戦災死没者追悼等事業費	0	△	39,495
恩給費	0	0	17,514
統計調査費	822,099	△	3,588
管区行政評価費用	1,513,103,831	△	751,895
管区行政評価局共通費	1,456	△	377,074
総合通信局共通費	2,858	△	553,532
電波利用料財源電波監視等実施費	779	△	204,017
公害等調整委員会費用	3,637	△	757,549
消防防護施設費	172	△	8,832
消防防護施設費	2,515	△	44,288
消防防災体制等整備費	66,431	0	41,773
計	7,873,551	△	66,431
補正額合計	7,942,487	△	191,726
法務本省共通費	1,521,053,593	△	7,681,825
法務本省共通費	3,103,126	△	236,014
法務本省共通費	8,808	0	7,706,483
法務本省共通費	797,726	△	187
司法制度改革推進費	519,064	0	1,158,920,229
日本司法支援センター運営費	299,320	0	2,916,951
矯正企画調整費	0	0	8,808
更生保護企画調整推進費	299,320	0	797,539
法務施設費	36,934	0	519,064
法務施設費	8,598,935	0	36,934
法務行政情報化推進費	28,587	0	8,598,935
計	13,392,500	△	28,587
			13,203,659
			188,841

(外) 職 務 事

法務総合研究所	法務総合研究所共通費	152,343	△	3,894	148,449
検察官署	国際協力推進費 検察官署計	152,343	△	3,906	12
矯正官署	検察官署共通費 矯正官署計	224,185	△	1,292,880	△
矯正施設	検察官署運営費 矯正施設計	302,263	0	0	1,068,695
更生保護官署	矯正官署共通費 矯正官署計	116,286	0	0	302,263
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	1,132,355	△	1,292,880	△
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	642,734	△	0	116,286
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	2,960,541	△	0	650,146
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	2,193,541	0	0	521,833
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	6,286,437	△	0	2,960,541
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	31,745	△	0	2,193,541
更生保護官署	矯正官署運営費 矯正官署計	105,675	0	0	5,572,554
法務局	法務局共通費 法務局計	137,420	△	61,290	76,130
法務局	法務局共通費 法務局計	462,414	0	0	462,414
法務局	法務局共通費 法務局計	422,064	0	0	422,064
法務局	法務局共通費 法務局計	2,997,225	0	0	2,997,225
出入国在留管理庁	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	54,056	0	0	54,056
出入国在留管理庁	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	3,935,759	0	0	3,935,759
出入国在留管理庁	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	1,555,586	△	20,454	1,535,132
出入国在留管理庁	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	391,031	△	16,457	374,574
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	727,643	0	0	727,643
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	2,674,260	△	36,911	2,637,349
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	163,934	△	0	607
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	733,072	0	0	733,072
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	897,006	△	127,114	769,892
出入国管理業務	更生保護官署運営費 更生保護官署運営費計	28,119,066	△	2,424,825	25,694,241
外務省	正額合計	2,522,747	△	475,121	2,047,626
外務省	正額合計	469,394	0	0	469,394
外務省	正額合計	9,907,127	0	0	9,907,127
外務省	正額合計	26,269,491	△	156,071	26,113,420
外務省	正額合計	42,641,481	0	0	42,641,481
外務省	正額合計	1,156,834	0	0	1,156,834
外務省	正額合計	199,955	0	0	199,955

事 政 策 管 費	2,588,039	0
政 協 力 機 構 運 営 費	147,456,355	0
立 行 政 法 人 國 際 協 力 機 構 施 設 整 備 費	22,972,773	0
在 公 館	372,279	0
外 公 館	372,279	
財 務 省 所 管 省		
補 正 額 合 計	256,556,475	△
在 外 公 館	1,123,061	△
在 外 域 別 外 施	6,403,128	0
分 野 別 外 交	110,000	0
廣 報 文 化 交 流 及 報 道 对 策 費	198,300	△
領 事 政 策 費	307,976	0
計	1,034,833	0
費 費 費 費 費 費 費	9,177,298	△
補 正 額 合 計	275,059	
財 務 本 省 共 通 進 進 案 理	265,733,773	△
財 政 企 画 立 案 管 理	75,165	△
稅 資 国 特 定 国 有 財 產 整 備 費	0	△
貨 幣 製 造 及 信 用 秩 序 制 度 等 企 画 立 案 費	0	△
貨 幣 回 収 準 備 資 金 へ 線 入 関 稅 制 度 等 企 画 立 案 費	1,314,727,567	△
經 政 策 金 国 家 公 務 員 共 流 組 合 連 合 会 等 費	506,048	△
復 興 事 業 費 等 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 へ 線 入 防 御 力 強 化 の た め の 資 金 へ 線 入	110,532,236	0
原 油 価 格 物 価 高 腸 对 策 及 び 原 油 価 格 物 価 上 げ 促 進 環 境 整 備 对 応 予 備 費	0	△
ウ ク ラ イ ナ 情 勢 經 濟 緊 急 对 応 予 備 費	0	△
計	2,552,981,985	△
費 費 費 費 費 費 費	8,902,239,985	
計	264,827,522	
財 務 本 省 共 通 進 進 案 理	1,057,798	
財 政 企 画 立 案 管 理	1,302	△
稅 資 国 特 定 国 有 財 產 整 備 費	1,191	△
貨 幣 製 造 及 信 用 秩 序 制 度 等 企 画 立 案 費	2,945	△
貨 幣 回 収 準 備 資 金 へ 線 入 関 稅 制 度 等 企 画 立 案 費	890,304,759	△
經 政 策 金 国 家 公 務 員 共 流 組 合 連 合 会 等 費	2,376,000	△
復 興 事 業 費 等 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 へ 線 入 防 御 力 強 化 の た め の 資 金 へ 線 入	110,532,236	0
原 油 価 格 物 価 高 腸 对 策 及 び 原 油 価 格 物 価 上 げ 促 進 環 境 整 備 对 応 予 備 費	0	△
ウ ク ラ イ ナ 情 勢 經 濟 緊 急 对 応 予 備 費	0	△
計	3,393,912,535	△
費 費 費 費 費 費 費	855,984	
計	255,925,283	
財 務 本 省 共 通 進 進 案 理	6,403,128	
財 政 企 画 立 案 管 理	110,000	
稅 資 国 特 定 国 有 財 產 整 備 費	190,318	
貨 幣 製 造 及 信 用 秩 序 制 度 等 企 画 立 案 費	307,976	
貨 幣 回 収 準 備 資 金 へ 線 入 関 稅 制 度 等 企 画 立 案 費	424,422,808	
經 政 策 金 国 家 公 務 員 共 流 組 合 連 合 会 等 費	506,048	
復 興 事 業 費 等 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 へ 線 入 防 御 力 強 化 の た め の 資 金 へ 線 入	110,532,236	
原 油 価 格 物 価 高 腸 对 策 及 び 原 油 価 格 物 価 上 げ 促 進 環 境 整 備 对 応 予 備 費	0	
ウ ク ラ イ ナ 情 勢 經 濟 緊 急 对 応 予 備 費	0	
計	2,000,000,000	△
費 費 費 費 費 費 費	500,000,000	
計	500,000,000	

官 報 (号 外)

財務局	財務局	通商共業費	35,546	△	442,301
財務局	通商共業費	406,879	△	38,324	368,555
關計	通商共業費	442,425	△	516,171	73,746
關計	通商共業費	620,459	△	195,042	425,417
國稅	國稅	1,995,100	△	80,514	1,914,586
國稅	國稅	2,615,559	△	275,556	2,340,003
國稅	國稅	6,341,280	△	6,459,498	△
國稅	國稅	4,054,016	△	0	4,054,016
國稅	國稅	89,355	△	1,955	87,400
國稅	國稅	221,303	△	0	221,303
獨立行政法人酒類綜合研究所	獨立行政法人酒類綜合研究所	130,000	0	130,000	
獨立行政法人酒類綜合研究所	獨立行政法人酒類綜合研究所	補助設施整備費	計	4,374,501	
文部科學省	文部科學省	正額合計	10,835,954	△	6,461,453
文部科學省	文部科學省	補助設施整備費	2,566,875,923	△	3,401,165,715
文部科學省	文部科學省	文部科學本省	379,267	△	68,174
文部科學省	文部科學省	文部科學教育政策推進費	931,014	0	311,093
文部科學省	文部科學省	文部科學教育政策推進費	2,367,539	△	241,063
文部科學省	文部科學省	文部科學教育政策推進費	184,592	0	2,126,476
文部科學省	文部科學省	文部科學教育政策推進費	519,420	0	184,592
文部科學省	文部科學省	文部科學教育政策推進費	519,420	0	519,420
初等中等教育振興費	初等中等教育振興費	2,874,28,913	0	287,428,913	
初等中等教育振興費	初等中等教育振興費	74,737	0	74,737	
独立行政法人國立特別支援教育總合研究所施設整備費	独立行政法人國立特別支援教育總合研究所施設整備費	38,534,898	0	38,534,898	
義務教育費	義務教育費	38,534,898	0	38,534,898	
高級職業教育費	高級職業教育費	24,329,027	0	24,329,027	
独立行政法人國立高等專門學校機構船建造費	独立行政法人國立高等專門學校機構船建造費	5,105,692	0	5,105,692	
独立行政法人國立高等專門學業費	独立行政法人國立高等專門學業費	11,739,891	0	11,739,891	
独立学校	独立学校	2,440,173	△	32,879	2,407,294
独立学校	独立学校	11,660,366	0	0	11,660,366
独立学校	独立学校	1,121,253	△	3,820	1,117,433
独立学校	独立学校	156,002,559	△	8,022	155,994,537
独立学校	独立学校	57,962,944	0	0	57,962,944
独立学校	独立学校	6,515,394	△	0	6,515,394
研究開発法人物質・材料研究機構運營費	研究開発法人物質・材料研究機構運營費	441,267,186	△	15,370	441,251,816
研究開発法人物質・材料研究機構運營費	研究開発法人物質・材料研究機構運營費	235,000	0	0	235,000

(外) 報 告

國立研究開発法人理化学研究所運営費	689,100	0	689,100
國立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	770,958	0	770,958
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	1,071,000	0	1,071,000
國立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	5,120,000	0	5,120,000
國立研究開発法人防災科学技術研究開発機構運営費	651,812	0	651,812
國立研究開発法人防災科学技術研究開発施設整備費	5,891,995	0	5,891,995
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	3,325,671	0	3,325,671
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	0	△ 1,236	1,236
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	20,059,712	0	20,059,712
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	716,720	0	716,720
國立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	957,533	0	957,533
國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	181,000	0	181,000
國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	41,915,064	0	41,915,064
國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	2,192,643	0	2,192,643
國立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	1,169,632	0	1,169,632
國立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	516,900	0	516,900
國立研究開発機構施設整備費	158,111,612	△ 0	158,111,612
國立研究開発機構施設整備費	54,395	△ 21,000	21,000
國際交流・協力推進費	1,258,014	△ 17,612	36,783
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	593,084	△ 0	1,258,014
計	1,293,153,626	△ 409,176	1,292,744,450
國立教育政策研究所	591,198	△ 882	590,316
科学技術・学術政策研究所	1,830	△ 22,965	21,135
日本学士院	56	△ 53,670	53,614
計	593,084	△ 77,517	515,567

文部科学本省所轄機関

(外) 器 官

ス ポ 一 ツ 府	ス ポ 一 ツ 府 共 通 費	5,314	△	20,747	△	15,433
文 化 府	ス ポ 一 ツ 振 興 費	3,736,752	0	0	0	3,736,752
	独 行 政 法 人 日 本 ス ポ 一 ツ 施 設 整 備 費	1,540,000	0	0	0	1,540,000
	計	5,282,066	△	20,747	△	5,261,319
文 化 府	文 化 府 共 通 費	45,374	△	8,907	0	36,467
	文 化 振 興 費	8,159,772	△	0	0	8,159,772
	文 化 財 保 存 事 業 費	20,107,783	△	26,000	0	20,081,783
	文 化 藝 術 院 費	0	△	0	0	829,323
文 化 府	独 行 政 法 人 国 立 科 学 博 物 館 施 設 整 備 費	829,323	0	0	0	384,176
	独 行 政 法 人 国 立 美 術 館 施 設 整 備 費	384,176	0	0	0	384,176
文 化 府	独 行 政 法 人 国 立 文 化 財 機 構 施 設 整 備 費	477,362	0	0	0	477,362
	独 行 政 法 人 日 本 芸 術 文 化 振 興 会 施 設 整 備 費	309,646	0	0	0	309,646
厚 生 労 働 省	計	30,313,436	△	72,144	△	30,241,292
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省 共 通 費	1,329,342,212	△	579,584	0	1,328,762,628
厚 生 労 働 省	医 療 提 供 体 制 確 保 对 策 費	1,754,142	△	829,516	0	924,626
厚 生 労 働 省	医 療 徒 事 者 等 確 保 对 策 費	10,297,443	0	10,297,443	0	0
厚 生 労 働 省	医 療 情 報 化 等 推 進 費	7,406,933	△	21	21	7,406,933
厚 生 労 働 省	医 療 安 全 確 保 推 進 費	256,244	0	0	0	256,244
厚 生 労 働 省	国 立 研 究 開 発 法 人 国 立 國 際 医 療 研 究 セ ン タ ー 運 営 費	98,881	0	0	0	98,881
厚 生 労 働 省	国 立 研 究 開 発 法 人 国 立 成 育 医 療 研 究 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	2,981,904	0	0	0	2,981,904
厚 生 労 働 省	国 立 研 究 開 發 法 人 国 立 成 育 医 療 研 究 セ ン タ ー 運 営 費	346,626	0	0	0	346,626
厚 生 労 働 省	国 立 研 究 開 發 法 人 国 立 成 育 医 療 研 究 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	253,000	0	0	0	253,000
感 染 症 対 策 費	915,226,309	0	0	915,226,309	0	915,226,309
特 定 疾 患 等 对 策 費	708,606	△	704	707,902	0	1,200,000
ハ ン ゼ ナ 病 資 料 館 施 設 費	1,200,000	0	0	0	0	26,850
移 植 医 療 推 進 費	26,850	0	0	0	0	1,039,772
医 藥 品 承 認 審 查 等 推 進 費	1,039,772	0	0	0	0	16,333
医 藥 品 安 全 对 策 等 推 進 費	16,333	0	0	0	0	8,402,602

(外) 報 告

血 液 製 劑 対 策 費	18,975	0	18,975
医療技術実用化等推進費	6,933,073	0	6,933,073
医療提供体制基盤整備費	44,359,333	△	44,359,333
医療費適正化推進費	31,942,831	△	31,942,831
医療費保険給付諸対策費	394,940	0	394,940
地域健康増進対策費	96,629	0	96,629
健康危機管理推進費	456,742	△	456,742
水道施設整備費	64,982	△	62,525
生活基盤施設耐震化等対策費	2,492,000	0	2,492,000
生活衛生対策費	34,537,000	0	34,537,000
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	938,155	0	938,155
特定石綿被害建設業労働者等給付金等支給諸費	17,978,891	0	17,978,891
高齢者等雇用安定・促進費	0	△	9,582
若年者等職業能力開発支援費	1,509,719	0	1,509,719
生活保護等対策費	18,757	0	18,757
自殺対策費	11,600,150	△	2,816,915
社会福祉諸費用	2,065,803	0	2,065,803
遺族及留守家族等支援事業費	521,125	0	521,125
戦没者慰靈事業費	84,260	△	195,843
中国残留邦人等支援事業費	49,500	△	20,040
昭和館施設費	5,761	0	5,761
独立行政法人国立重要知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	194,024	0	194,024
社会福祉施設整備費	146,711	0	146,711
独立行政法人福祉医療機構運営費	12,383,998	0	12,383,998
障害保健福祉費	1,732,740	0	1,732,740
公的年金制度等運営諸費用	23,831,199	0	23,831,199
介護保険制度運営推進費	182,334	0	182,334
業務取扱費年金特別会計へ繰入	135,751,308	△	236,285
国際機関活動推進費	78,721	0	78,721
厚生労働調査研究等推進費	29,469,148	0	29,469,148
國立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	10,214,027	△	10,213,929
業務取扱費年金特別会計へ繰入	2,000,000	0	2,000,000

官 報 (号 外)

(外) 報 告

独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	789,821	0	789,821				
食料安全保障確立対策費	10,217,774	△	758,643	9,459,131			
食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	40,000,000	0	40,000,000				
担い手育成・確保等対策費	20,106,417	△	870	20,105,547			
共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	4,508	4,508			
農地集積・集約化等対策費	3,222,583	0	3,222,583				
海岸事業費	1,137,869	0	1,137,869				
國產農産物生産基盤強化等対策費	211,102,648	0	211,102,648				
独立行政法人畜改良七二一施設整備費	990,000	0	990,000				
農業・食品産業強化対策費	5,729,000	0	5,729,000				
農林水産政策研究所	0	△	76,632	76,632			
農林水産業環境政策推進費	2,706,420	0	2,706,420				
農業農村整備事業費安定供給特別会計へ繰入	127,707,000	0	127,707,000				
農山漁村活性化対策費	5,425,000	0	5,425,000				
風水害等	234,500	0	234,500				
農業農村整備事業調査詔請費	0	△	3,038	3,038			
農業施設災害復旧事業費	39,305,000	0	39,305,000				
農業施設災害関連事業費	399,000	0	399,000				
計	498,193,493	△	1,606,830	496,586,663			
農林水産本省検査指導機関	430,143	△	83,250	346,893			
農林水産本省検査指導所施設費	107,500	0	107,500				
農林水産本省検査指導所施設費	537,643	△	83,250	454,393			
農林水産技術会議共通費	11,417	△	6,151	5,266			
農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	2,015,000	0	2,015,000				
國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	4,450,000	0	4,450,000				
國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	570,000	0	570,000				
計	7,046,417	△	6,151	7,040,266			

(外) 証 拙

地 方 農 政 局		地 方 農 政 局		地 海 岸 事 業 工 事 諸 費	
北 海 道 農 政 事 務 所	農 業 農 村 整 備 事 業 工 事 諸 費	7,672	△	2,326,967	△
林	計	163	△	14,337	△
北 海 道 農 政 事 務 所	農 業 農 村 整 備 事 業 工 事 諸 費	33,287	△	313,559	△
林 野 庁	計	41,122	△	2,654,863	△
北 海 道 農 政 事 務 所	整 裝 機 構 施 設 整 裝 費	823	△	216,189	△
林 野 庁	國 立 研 究 開 發 法 人 森 林 研 究	203,523	△	559,672	△
森 森 治	整 裝 機 構 施 設 整 裝 費	930,000	0	930,000	0
森 森 治	借 入 金 利 子 国 有 森 林 野 事 業 債 務	99,700	0	99,700	0
森 森 治	借 入 金 利 子 国 有 森 林 野 事 業 債 勿	23,072,000	0	23,072,000	0
森 森 治	費 費 費 費	42,242,926	0	42,242,926	0
水 產	管 球 特 別 会 計 へ 繰 入	977,261	△	977,261	△
水 產	國 有 森 林 野 事 業 債 勿	8,895,449	0	8,895,449	0
水 產	債 務 处 理 費 國 有 森 林 野 事 業 債 勿	22,380,258	0	22,380,258	0
水 產	管 球 特 別 会 計 へ 繰 入	46,377	△	69,048	△
水 產	森 林 整 備 · 林 業 等 振 興 对 策 費	38,036	△	107,641	△
水 產	森 林 整 備 · 林 業 等 振 興 对 策 費	25,535,134	0	25,535,134	0
水 產	山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	7,682,109	0	7,682,109	0
水 產	山 林 施 設 灾 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	27,757	0	27,757	0
水 產	計	131,153,269	△	1,713,622	129,439,647
水 產	水 產 府 共 通 費	96,149	△	30,991	65,158
水 產	國 立 研 究 開 發 法 人 水 產 研 究	4,876,165	0	4,876,165	0
水 產	教 育 機 構 船 舶 建 造 費	732,965	△	0	732,965
水 產	水 產 資 源 管 球 対 策 費	84,794,901	△	94,272	84,700,629
水 產	水 產 振 興 対 策 費	0	△	25,798	25,798
水 產	保 險 料 國 庫 負 担 金 等 食 料 安 定	2,600,413	0	0	2,600,413
水 產	供 給 特 別 会 計 へ 繰 入	1,083,000	0	0	1,083,000
水 產	漁 村 活 性 化 対 策 費	12,865,000	0	0	12,865,000
水 產	海 岸 事 業 費	1,011,000	0	0	1,011,000
水 產	基 盤 整 備 費	430,000	0	0	430,000
水 產	漁 港 施 設 灾 害 復 旧 事 業 費	108,489,593	△	151,061	108,338,532
水 產	計	745,462,360	△	6,431,966	739,030,394
農 林 水 產 省 所 管 捕 正 額 合 計					

(外) 報 告

経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	523,856	△	259,617	264,239
		経済構造改革推進費	111,379,073	△	21,939	111,357,134
		対外経済政策推進費	127,151,255	△	3,009	127,148,246
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	13,688,335	0	13,688,335	
		産業技術・環境・産業標準政策推進費	1,318,000,685	△	50,051	1,317,950,634
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	2,400,000	0	2,400,000	
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	3,279,995	0	3,279,995	
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	83,119,566	0	83,119,566	
		独立研究開発法人新エネルギー運営費	10,463,978	0	10,463,978	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	998,824	0	998,824	
		情報処理・サービス・製造産業振興費	558,110,397	△	13,554	558,096,843
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,409,000	0	3,409,000	
		産業保安確保費	1,100,000	△	10,000	1,090,000
		地域経済政策推進費	8,889,807	△	5,199	8,884,608
		工業用水道事業費	1,634,000	0	1,634,000	
		計	2,244,148,771	△	363,369	2,243,785,402
		経済産業局施設費	7,110	△	262,735	255,625
		計	0	△	21,000	21,000
		産業保安監督官署資源工事ルギー府共通費	7,110	△	283,735	276,625
		資源工事ルギー府共通費	1,038	△	154,275	153,237
		工事ルギー需給構造高度化対策費	67,397	△	20,830	46,567
		石油石炭財源(燃料安定供給対策費)及工事ルギー需給構造高度化対策費工事ルギー効率特別会計へ繰入	794,845,701	0	794,845,701	
		独立行政法人工事ルギー・金属物資源機構運営費	92,692,399	0	92,692,399	
		計	10,976,658	0	10,976,658	
			898,582,155	△	20,830	898,561,325

(外) 報 倉

中小企業庁		中小企業庁	共通費	11,182	△	38,356	△	27,174
国土交通省		中小企業政策推進費	整備機構出資	391,698,614	△	9,797	0	391,688,817
經濟産業省	所管補正額合計	3,546,448,870	△	403,709,796	△	48,153	0	403,661,643
国土交通本省	独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	1,541,505	△	1,314,000	△	3,545,578,508	0	329,782
住宅市場整備推進費	住宅対策諸事業費	40,220,010	△	65,807	0	40,219,623	0	1,314,000
洋環境改善事業費	洋環境対策費	12,838,000	0	633,000	0	633,000	0	65,807
道路環境改善事業費	道路環境改善事業費	25,910	0	25,910	0	25,910	0	12,838,000
水資源開発事業費	水資源開発事業費	985,000	0	985,000	0	985,000	0	3,461,114
都市水環境整備事業費	都市水環境整備事業費	11,697,945	0	5,363,996	0	11,697,945	0	5,363,996
下水道事業費	下水道事業費	5,363,996	0	7,551,349	0	7,551,349	0	81,000
住宅防災事業費	住宅防災事業費	81,000	0	0	0	176,150,000	0	176,150,000
下水道防災事業費	下水道防災事業費	0	0	0	0	4,625,000	0	4,625,000
河川整備事業費	河川整備事業費	222,036,593	0	65,306	0	222,036,593	0	65,306
多目的ダム建設事業費	多目的ダム建設事業費	6,692,950	0	0	0	6,692,950	0	0
総合流域防災事業費	総合流域防災事業費	6,467,340	0	0	0	6,467,340	0	0
砂防事業費	砂防事業費	41,932,995	0	19,348,843	0	41,932,995	0	19,348,843
海岸事業費	海岸事業費	55,550	△	0	0	52,454	0	554,689
公共交通等安全対策運営費	公共交通等安全対策運営費	554,689	0	0	0	554,689	0	554,689
独立行政法人航空大학교施設整備費	独立行政法人航空大학교施設整備費	39,780	0	0	0	39,780	0	39,780
鉄道安全対策事業費	鉄道安全対策事業費	6,597,000	0	0	0	6,597,000	0	6,597,000
道路交通安全対策事業費	道路交通安全対策事業費	137,977,705	0	0	0	137,977,705	0	137,977,705
総合的物流体系整備推進費	総合的物流体系整備推進費	8,380,496	0	0	0	8,380,496	0	8,380,496
港湾事業費	港湾事業費	85,868,123	0	0	0	85,868,123	0	85,868,123
地域連携道路事業費	地域連携道路事業費	169,941,500	0	0	0	169,941,500	0	169,941,500

整備新幹線建設推進高度化等事業費	79,752	0	79,752
都市・地域づくり推進費	724,958	0	724,958
都市再生・地域再生整備事業費	13,378,000	0	13,378,000
鉄道網整備推進費	0	9,614	9,614
鉄道網整備事業費	2,340,000	0	2,340,000
地域公共交通維持・活性化推進費	33,006,265	0	33,006,265
道路交通円滑化推進費	7,758,800	0	7,758,800
道路交通円滑化事業費	59,548,000	0	59,548,000
社会資本整備・管理効率化推進費	182,131	1,976	180,155
不動産市場整備等推進費	148,985	0	148,985
建設市場整備推進費	379,095	0	379,095
国土調査費	1,999,990	0	1,999,990
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	350,000	0	350,000
自動車運送業市場環境整備推進費	342,552	0	342,552
海事産業市場整備等推進費	2,610,287	△	2,609,803
独立行政法人海技教育機構運営費	548,533	0	548,533
独立行政法人海技教育機構施設整備費	160,000	0	160,000
国土形成推進費	325,987	0	325,987
社会資本総合整備事業費	330,919,111	0	330,919,111
地理空間情報整備・活用推進費	79,532	0	79,532
離島振興費	1,354,968	0	1,354,968
離島振興事業費	15,589,500	0	15,589,500
北海道総合開発推進費	1,013,568	0	1,013,568
北海道開発事業費	164,957,457	0	164,957,457
技術研究開発推進費	2,552,787	0	2,552,787
國立研究開発法人木研究所施設整備費	1,116,699	0	1,116,699
國立研究開発法人建築研究所施設整備費	722,000	0	722,000
國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	830,363	0	830,363

外(母)報官

独立行政法人自動車技術総合 機構施設整備費	255,000	0	255,000
情報報化推進費	1,435,792	△	24,831
国際協力費	240,000	0	1,410,961
官廳營繕費	2,854,491	△	240,000
治水海岸事業調査諸費用	0	0	2,854,491
港湾事業調査諸費用	0	△	1,172
都市水環境整備事業調査諸費用	0	△	1,866
住宅建設事業調査諸費用	0	0	10
国営公園等事業調査諸費用	0	△	20
下水道事業調査諸費用	6	0	20
河川等災害復旧事業費	0	△	6
水資源開発施設災害復旧事業費	219,805,409	0	219,805,409
住宅施設災害復旧事業費	894,000	0	894,000
鉄道施設災害復旧事業費	142,000	0	142,000
河川等災害関連事業費	54,000	0	54,000
自動車安全特別会計へ繰入	104,207,315	0	104,207,315
自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	1,310,900	0	1,310,900
自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	1,282	0	1,282
計	1,946,732,031	△	1,944,816,303
国土技術政策総合研究所共通費	1,898	△	1,915,728
国土技術政策総合研究所施設費	1,139,523	0	1,139,523
技術研究開発推進費	109,354	0	109,354
治水海岸事業工事諸費用	5,580	△	13,575
道路整備事業工事諸費用	344	△	32,110
港湾空港整備事業工事諸費用	651	△	5,498
計	1,257,350	△	82,199
國土地理院共通費	1,982	△	1,173,151
國土地理院施設費	123,676	0	85,936
災害情報整備推進費	2,991,379	0	123,676
地理空間情報整備・活用等推進費	1,854,376	0	2,991,379
技術研究開発推進費	3,564	0	1,854,376
計	4,974,977	△	3,564
	87,918		4,887,059

(外) 報 告

海 地 方 難 審 整 判 所		所 局	海 地 方 整 備 局	共 通 費	費 用	20,650
海 地 方 難 審 整 判 所	海 地 方 整 備 局	共 通 費	費 用	20,650	△	20,650
海 地 方 整 備 局	地 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	154,995	△	237,149	△	82,154
地 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	471,058	△	683,507	△	212,449
道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	743,390	△	540,043	△	203,317
港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	55,758	△	384,354	△	328,596
都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	國 営 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	11,857	△	167,622	△	155,765
國 営 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	7,159	△	80,216	△	73,057
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	計	2,326,613	0	2,326,613		
計	北 海 道 開 發 局	3,770,800	△	2,092,891	1,677,909	
北 海 道 開 發 局	北 海 道 開 發 局 共 通 費	70,466	△	52,476	17,990	
北 海 道 開 發 局 共 通 費	北 海 道 開 發 局 施 設 費	93,599	0	93,599		
北 海 道 開 發 局 施 設 費	北 海 道 道 収 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	73,211	△	65,392	7,819	
北 海 道 道 収 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	90,611	△	141,136	50,525	
北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	20,910	△	53,924	33,014	
北 海 道 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	6,987	△	13,560	6,573	
北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 国 営 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	361	△	413	52	
北 海 道 国 営 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	北 海 道 農 業 農 村 整 備 事 業 等 工 事 諸 費	66,752	△	96,985	30,233	
北 海 道 農 業 農 村 整 備 事 業 等 工 事 諸 費	北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	27,173	0	27,173		
北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	計	450,070	△	423,886	26,184	
計	地 方 運 輸 局	185,668	△	127,895	57,773	
地 方 運 輸 局	地 方 運 輸 行 政 推 進 費	25,618	0	25,618		
地 方 運 輸 行 政 推 進 費	地 方 運 輸 行 政 推 進 費	211,286	△	127,895	83,391	
地 方 運 輸 行 政 推 進 費	地 方 航 空 局 共 通 費	1,639	△	31,822	30,183	
地 方 航 空 局 共 通 費	地 方 航 空 局 共 通 費	39,667	△	19,668	19,999	
地 方 航 空 局 共 通 費	地 観 光 計	68,929,532	△	0	68,949,531	
地 観 光 計	地 観 光 計	68,969,199	△	19,668	55,374	
地 観 光 計	共 通 費	223,196	△	278,570	55,374	
共 通 費	共 通 費	223,196	△	0	2,636,962	
共 通 費	氣 象 官 哲 施 設 費	2,636,962	△	5,942	23,718,841	
氣 象 官 哲 施 設 費	氣 象 官 哲 施 設 費	23,724,783	△	3,684	2,717	
氣 象 官 哲 施 設 費	研 究 計	967	△	0	26,297,712	
研 究 計	研 究 計	26,585,908	△	288,196	26,297,712	

(外) 報 關

運輸安全委員会	運輸安全委員会	32,974	△	39,139	△	6,165
海上保安官署共通費	海上保安官署施設費	1,866,362	△	0	0	1,866,362
船舶交通安全及海上治安対策費	船舶交通安全基盤整備事業費	928,252	△	0	0	928,252
船舶建造費	船舶交通安全基盤整備事業工事諸費用	54,823,854	△	10,825	0	54,813,029
船舶交通安全基盤整備事業工事諸費用	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	14,620,356	△	0	0	14,620,356
船舶交通安全基盤災害復旧事業費	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	7,498,617	△	0	0	7,498,617
船舶交通安全基盤災害復旧事業費	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	383	△	25,538	△	25,155
船舶交通安全基盤災害復旧事業費	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	43,000	△	0	0	43,000
計	計	79,780,824	△	36,333	△	79,744,461
環境補正額合計	環境補正額合計	2,132,767,154	△	5,166,451	△	2,127,600,703
環境共通費	環境共通費	147,739	△	289,893	△	142,154
地球温暖化対策推進費	地球温暖化対策推進費	325,000	△	0	0	325,000
石油石炭税財源工事費(第一需要半対策特別会計へ繰入)	石油石炭税財源工事費(第一需要半対策特別会計へ繰入)	54,509,031	△	0	0	54,509,031
脱炭素成長型経済構造移行推進工事(第二対策特別会計へ繰入)	脱炭素成長型経済構造移行推進工事(第二対策特別会計へ繰入)	43,560	△	0	0	43,560
地球環境保全費	地球環境保全費	200,000	△	14,827	△	185,173
大気・水・土壤環境等保全費	大気・水・土壤環境等保全費	3,525,000	△	5,172	△	3,519,828
資源循環政策推進費	資源循環政策推進費	31,534,208	△	1,500	△	31,532,708
廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費	52,615,000	△	0	0	52,615,000
生物多様性保全等推進費	生物多様性保全等推進費	4,692,500	△	3,983	△	4,688,517
環境保全施設整備費	環境保全施設整備費	1,146,047	△	0	0	1,146,047
自然物質対策推進費	自然物質対策推進費	3,982,867	△	0	0	3,982,867
環境保健対策推進費	環境保健対策推進費	0	△	3,828	△	3,828
環境自然公園等事業費	環境自然公園等事業費	0	△	1,816	△	1,816
環境政策基盤整備費	環境政策基盤整備費	317,110	△	0	0	317,110
環境調査研修所	環境調査研修所	160	△	15,913	△	15,753
國立研究開発法人國立環境研究所運営費	國立研究開発法人國立環境研究所運営費	950,000	△	0	0	950,000
自然公園等事業工事諸費用	自然公園等事業工事諸費用	654,000	△	0	0	654,000
國立研究開発法人國立環境研究所施設整備費	國立研究開発法人國立環境研究所施設整備費	17,133	△	2,767	△	14,366
廃棄物処理施設災害復旧事業費	廃棄物処理施設災害復旧事業費	536,000	△	0	0	536,000
計	計	155,195,355	△	339,699	△	154,855,656

(外) 報 告

地 方 環 境 事 勿 所		地 方 環 境 事 勿 所 共 通 費		181,444	
原 子 力 規 制 委 員 会		地 方 環 境 対 策 費		19,244	
原 子 力 規 制 委 員 會 共 通 費		397,666 △		0	
原 子 力 安 全 確 保 費		140,074 △		19,244	
放 射 能 調 查 研 究 費		447,583 △		35,002	
電 源 開 発 促 進 稅 源 電 源 利 用 費		242,411 0		444,034	
電 源 及 原 子 力 安 全 規 制 対 策 費		4,839,979 0		242,411	
原 子 力 規 制 特 別 会 計 入		4,839,979		4,839,979	
計		5,561,426		5,561,426	
防 衛 省		補 正 額 合 計		108,631	
防 境 省 所 管		防 衛 本 省 費		467,564	
防 衛 本 省 費		161,263,068 △		160,795,504	
防 衛 本 省 費		148,982 △		115,565	
防 衛 本 省 費		33,417 0		243,026	
防 衛 本 省 費		1,832,983 0		1,832,983	
防 衛 本 省 費		7,461,265 △		138,888	
防 衛 本 省 費		140,263,077 0		140,262,077	
防 衛 本 省 費		177,524,973 △		28,596	
防 衛 本 省 費		7,629,276 △		87,753	
防 衛 本 省 費		107,956,790 0		0	
防 衛 本 省 費		609,227 △		107,956,790	
防 衛 本 省 費		4,519,000 0		609,227	
防 衛 本 省 費		23,810,931 0		4,519,000	
防 衛 本 省 費		13,446,983 0		23,810,931	
防 衛 本 省 費		7,471,908 0		13,446,983	
防 衛 本 省 費		7,471,908 0		7,471,908	
防 衛 本 省 費		7,419,402 0		7,419,402	
防 衛 本 省 費		313,079,745 0		313,079,745	
防 衛 本 省 費		20,074 △		20,074	
防 衛 本 省 費		812,807,341 △		811,889,386	
防 衛 本 省 費		917,955 △		917,955	
防 衛 本 省 費		227,407 △		227,407	
防 衛 本 省 費		0 0		0 0	
防 衛 本 省 費		33,795 △		33,795	
防 衛 本 省 費		219,524 0		219,524	
防 衛 本 省 費		242,156 △		242,156	
防 衛 本 省 費		813,049,497 △		813,049,497	
防 衛 本 省 費		1,179,157		1,179,157	
防 衛 本 省 費		811,870,340		811,870,340	
防 衛 本 省 費		13,199,164,262		13,199,164,262	
防 衛 本 省 費		3,509,837,298		3,509,837,298	
防 衛 本 省 費		16,709,001,560 △		16,709,001,560	
防 衛 本 省 費		正 級 計		正 級 計	
防 衛 本 省 費		歲 出 補 正 級 計		歲 出 補 正 級 計	

(外) 取引報告

乙号 繼続費補正

所管 組織	項目	総額 (千円)	年割額						事由
			令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	
防衛省	防衛本省 艦建造費	令和元年度潜水 艦建造費	69,923,209	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,848	23,651,157	—
	既定	△ 609,227	0	0	0	0	0	△ 609,227	—
	修正減少	69,313,982	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,848	23,041,930	—	令和元年度潜水艦建造費について、契約価格が予定を下回ったことに伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
	改定	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和2年度潜水 艦建造費	71,270,125	—	914,704	7,537,872	17,192,432	24,733,087	20,892,030	—
	既定	△ 600	—	0	0	0	4,519,000	△ 4,519,600	—
	変更増減	71,269,525	—	914,704	7,537,872	17,192,432	29,252,087	16,372,430	工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
	改定	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度甲V 型警備艦建造費	95,876,335	—	—	1,729,356	7,262,992	43,168,026	43,715,961	—
	既定	1,198,831	—	—	0	0	23,810,931	△ 22,614,100	—
	変更増減	97,073,166	—	—	1,729,356	7,262,992	66,978,957	21,101,861	令和3年度甲V型警備艦建造費について、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
	改定	—	—	—	—	—	—	—	—
	所管組織	項目	総額 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	令和7年度 (千円)	令和8年度 (千円)
	令和3年度潜水 艦建造費	68,665,449	214,323	1,909,350	19,671,623	26,611,863	20,258,290	—	—
	既定	663,283	0	0	13,446,983	△ 12,782,000	1,700	—	—
	変更増減	69,328,732	214,323	1,909,350	33,118,606	13,829,863	20,256,590	—	令和3年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
	改定	—	—	—	—	—	—	—	—

(外) 報 告

令和4年度甲V型警備艦建造費 既 定	106,286,282	—	2,209,486	9,078,961	49,689,615	45,308,220	—
変更増減 改 定	△ 2,600	—	0	7,471,908	△ 7,474,008	△ 500	—
合和4年度潜水艦建造費 既 定	106,283,682	—	2,209,486	16,550,869	42,215,607	45,307,720	—
合和4年度潜水艦建造費 既 定	74,345,795	—	184,549	3,006,356	24,138,316	25,278,502	21,738,072
変更増減 改 定	△ 1,300	—	0	7,419,402	△ 7,420,002	0	700
	74,344,495	—	184,549	10,425,758	16,718,314	25,278,502	21,737,372

合和4年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

丙号 緑越明許費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項	
國 會	衆 議 院	(項) 衆 議 院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。)	參 議 院	(項) 參 議 院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度前 の退職手当に限る。)	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度前 の退職手当に限る。)
國 立 國 會 図 書 館		(項) 國 立 國 會 図 書 館のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。)	國 立 國 會 図 書 館	業 務 費	會 計 檢 查 院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度前 の退職手当に限る。)	
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。)	內 閣 官 房	施 設 整 備 費	(項) 內 閣 官 房 共 通 費 のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。)	
					(項) 內 閣 官 房 共 通 費 のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。)	
					諸 諸 金(グローバルヘルス 推進調査事業費に限る。)	

(外) 報

但

民間資金等活用事業調査費 補助金	地域融資米河期世代支援加速化交付金
地方創生支援委託費(うち 地方創生支援事業費)	地方創生支援委託費(うち 地方創生支援事業費)
防災政策策費のうち 災害関係調査費(災害対応 力緊急強化事業費に限る。)	防災政策策費のうち 災害関係調査費(災害対応 力緊急強化事業費に限る。)
原子力災害対策費	原子力災害対策費
沖縄政策策費のうち 沖縄離島無電柱化緊急対策 事業費補助金	沖縄離島無電柱化緊急対策 事業費補助金
重要土地等調査費のうち 重要土地等調査委託費(重 要施設周辺等地図情報調査 等事業費に限る。)	重要土地等調査費のうち 重要土地等調査委託費(重 要施設周辺等地図情報調査 等事業費に限る。)
男女共同参画社会形成 促進費	男女共同参画社会形成 促進費
経済財政政策費のうち 景気動向調査費(リアルタ イムデータ活用経済動向分 析事業費及び経済財政モニ タリング整備事業費に限る。)	経済財政政策費のうち 景気動向調査費(リアルタ イムデータ活用経済動向分 析事業費及び経済財政モニ タリング整備事業費に限る。)
(項) 人事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)	(項) 人事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)
内閣本府共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 政府広報費(戦略的広報費 に限る。)	内閣本府共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 政府広報費(戦略的広報費 に限る。)
内閣府	内閣府
内閣	内閣
院	院
人事	人
（項） 事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)	（項） 事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)
（項） 人事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)	（項） 人事院のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前 の退職手当に限る。) 序費(勤務環境デジタル化 推進費に限る。) 研修所序費(公務員研修所 施設の老朽化対策整備費に 限る。) 任用試験費(諸外国公務員 制度調査研究費、職場復帰 支援手法開拓費及び勤務時 間実態調査研究費に限る。)

			(項) 宮 内 庁 のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
公正取引委員会	公正取引委員会のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	(項) 公正取引委員会のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	(項) 宮 内 庁 のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
警察	警察のうち 警察装備費(護衛・警備機材緊急整備費に限る。)	警察のうち 警察装備費(護衛・警備機材緊急整備費に限る。)	警察のうち 警察装備費(テロ等対策資機材緊急整備費に限る。)
警察	警察のうち 警察装備費(サイバーセキュリティ対策資機材緊急整備費に限る。)	警察のうち 警察装備費(サイバーセキュリティ対策資機材緊急整備費に限る。)	警察のうち 警察装備費(テロ等対策資機材緊急整備費に限る。)
沖縄総合事務局	(項) 沖縄総合事務局のうち 沖縄道整備事業工事諸費用(うち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)) 諸費用 冲縄災害復旧事業工事 諸費用	(項) 沖縄総合事務局のうち 沖縄道整備事業工事諸費用(うち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)) 諸費用 冲縄災害復旧事業工事 諸費用	(項) 沖縄総合事務局のうち 沖縄道整備事業工事諸費用(うち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)) 諸費用 冲縄災害復旧事業工事 諸費用
国際平和協力本部	(項) 国際平和協力本部のうち 国際平和協力義務厅費(防弾車整備費に限る。)	(項) 国際平和協力本部のうち 国際平和協力義務厅費(防弾車整備費に限る。)	(項) 国際平和協力本部のうち 国際平和協力義務厅費(防弾車整備費に限る。)
総合海洋政策推進事務局	(項) 総合海洋政策推進事務局のうち 諸謝金(海洋開発重点戦略緊急加速化事業費に限る。)	(項) 総合海洋政策推進事務局のうち 諸謝金(海洋開発重点戦略緊急加速化事業費に限る。)	(項) 総合海洋政策推進事務局のうち 諸謝金(海洋開発重点戦略緊急加速化事業費に限る。)
科学技术・イノベーション推進事務局	(項) 科学技術・イノベーション推進事務局のうち 科学技術基礎調査等委託費(重要科学技術領域調査研究開発事業費分析事業費、革新的産業開拓調査事業費、地方創生指定位方策実施費等立地地域放射性同位元素製造・利用開発事業費に限る。)	(項) 科学技術・イノベーション推進事務局のうち 科学技術基礎調査等委託費(重要科学技術領域調査研究開発事業費分析事業費、革新的産業開拓調査事業費、地方創生指定位方策実施費等立地地域放射性同位元素製造・利用開発事業費に限る。)	(項) 科学技術・イノベーション推進事務局のうち 科学技術基礎調査等委託費(重要科学技術領域調査研究開発事業費分析事業費、革新的産業開拓調査事業費、地方創生指定位方策実施費等立地地域放射性同位元素製造・利用開発事業費に限る。)
内閣府			

官 報 (号 外)

警 察 活 動	基盤整備費のうち 校費(サイバーセキュリティ対策資機材緊急整備費に限る。)
警 察 活 動	装備費(テロ等対策資機材緊急整備費に限る。) 資機材緊急整備費、備用資機材ไซバーセキュリティ対策資機材緊急整備費及び通信機器緊急整備費に限る。)
警 察 活 動	犯罪鑑識費、灾害警報費及び対策費(テロ等対策資機材緊急整備費に限る。) 警察通話維持費(移動無線通信に限る。)
警 察 活 動	警察活動機関取引事業者支援費(ロング等対策事業費及び地域事業費に限る。)
金 融 行	金融政策業務実績評議会費用(多額種除云設備等修理水風評影響対策事業費に限る。)
金 融 行	金融機関取引事業者支援費(多額種除云設備等修理水風評影響対策事業費に限る。)
消 費 者 庁	消費者政策調査費(食品多様化費、実態調査費、消費者取扱状況実態調査費に限る。)
消 費 者 庁	消費者政策調査費(食品多様化費、実態調査費、消費者取扱状況実態調査費に限る。)
こ ど も 家 庭 庁	こども家庭庁共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前)の退職手当に限る。)
金 融 政 策	金融政策業務実績評議会費用(多額種除云設備等修理水風評影響対策事業費に限る。)
金 融 行	金融政策業務実績評議会費用(多額種除云設備等修理水風評影響対策事業費に限る。)
こ ど も 家 庭 庁	こども家庭庁共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前に係る定年退職年度前)の退職手当に限る。)
保 育 対 策	保育対策事業費補助金(こども誰でも通園制度(仮称)試行的実施事業費、保育所等業務のケーフィー見守り保育士修業料等事業費に限る。)

児童虐待防止等対策費のうち

（児童福祉施設等設備災害復旧費補助事業）
（児童福祉施設等設備災害復旧費補助事業）

デジタル庁共通費のうち
情報処理業務手当費(経営企
画機能強化に係る費用及びデジ
タル政策広報事業費に限
る。)

デジタル社会形成推進のうち費

情報処理業務費(医療費)

助成・情報連携実力二種証明事ド業母子費及促進・保健

事業化推進委員会報告書

業經討二事業環境營境、構及確子性電保署業環名賴信費

共業省事進推各府・等・等・等

資料、調査等の登記事項を証明する書類及び利用規約

業費に限る。)

社会保険制度・人間整備費補助金

情報通信技術調達等適効率化推進費のうち

情報処理業務（政府情報システム緊急備費に限る）

預貯金口座情報提供等業務
交付金

総務本省共通費のうち

退職手当(定年引上)に伴う勤務賞認の翌年以降

（降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。）

卷之三

行政評価等実施費のうち 行政評価等政策効果調査費 (人工知能活用政策評価調 査研究費に限る。)	地方行政制度整備費のうち 地方行政体制整備義務化事業費 (自治体窓口業務改革支援 事業費に限る。)
職員旅費(自治体窓口業務 改革支援事業費に限る。)	地 域 振 興 費のうち 地方振興対策調査費(地域 活性化起業人材育成推 進調査費に限る。)
地 方 行 政 制 度 整 備 費 の う ち 職員旅費(自治体窓口業務 改革支援事業費に限る。)	地 域 振 興 費のうち 地方振興対策調査費(地域 活性化起業人材育成推 進調査費に限る。)
情報通信技術研究開発 推進費	情報通信技術研究開発 推進費
情報通信技術研究開発推進 業務費(ノード、ハーバル開 発事業費、多言語翻訳技術 化事業費、技術研究開 発事業費、データ連携最適 化事業費、人工知能技術 研究開発事業費に限 る。)	情報通信技術研究開発 推進費(ノード、ハーバル開 発事業費、多言語翻訳技術 化事業費、技術研究開 発事業費、データ連携最適 化事業費、人工知能技術 研究開発事業費に限 る。)
情報通信技術研究開発推進 委託費(ノード、ハーバル開 発事業費、多言語翻訳技術 化事業費、技術研究開 発事業費、データ連携最適 化事業費、人工知能技術 研究開発事業費に限 る。)	情報通信技術研究開発 推進費(ノード、ハーバル開 発事業費、多言語翻訳技術 化事業費、技術研究開 発事業費、データ連携最適 化事業費、人工知能技術 研究開発事業費に限 る。)
情報通信技術高度利活 用推進費	情報通信技術利用環境 整備費
諸謝金(放送コンテンツ版 権料金(実践的サイ バーゼギュリティ人材育成 推進事業費に限る。)	情報通信技術研究開発調査 費(携帯電話、衛星放送 等開発事業費に限る。)
情報通信技術高度利活 用推進費	電波利用料財源電波監 視等実施費
諸謝金(放送コンテンツ版 権料金(実践的サイ バーゼギュリティ人材育成 推進事業費に限る。)	電波利用料財源電波監 視等実施費(携帯事業 費に限る。)
情報通信技術高度利活 用推進費	情報通信国際戦略推進 費
諸謝金(放送コンテンツ版 権料金(実践的サイ バーゼギュリティ人材育成 推進事業費に限る。)	情報通信技術研究開発調査 費(携帯電話、衛星放送 等開発事業費に限る。)
一般職災死没者追悼等 事業費	一般職災死没者追悼等 事業費
日本赤十字社救護看護婦 員、医師等補助金(太平 洋戦争、全国戦災都市空爆 死者慰霊塔整備事業費に限 る。)	日本赤十字社救護看護婦 員、医師等補助金(太平 洋戦争、全国戦災都市空爆 死者慰霊塔整備事業費に限 る。)

電 聲 報 (號 外)

法務総合研究所	(項) 檢察官署共通費のうち 検査業務費(検察公判支援設備整備費に限る。)	法務行政情報化推進費のうち 情報処理業務費(矯正官署設備緊急整備費に限る。)
法務局	(項) 矯正官署共通費のうち 登記事務処理費(うち登記申請業務費用等広報費及び登記申請研究経費に限る。)	司法院・司法試験予備試験デジタル化推進事業費に限る。)
法務本省	(項) 法務本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意定(生退職年齢前退職手当に限る。)手賃(法務本省設備更新経費に限る。)備費(法務本省設備更新経費に限る。)及び法的ニニス把握調査費	統計調査費のうち タリ化推進事業費、統計データ成事業費、統計アーティクル化推進事業費に限る。)
法務省	(項) 消防防災等業務庁費(マイ業構災害対応装備、消防指揮機器充実度強化事業費、危険物規制強化事業費、緊急化装備、消防事業進捗促進事業費及び消防大学設備整備費に限る。)	消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務庁費(マインハイスト活用支援隊員派遣訓練及救援等配備整備費、危険物規制強化事業費、緊急化装備、消防指揮機器充実度強化事業費、危険物規制強化事業費、緊急化装備、消防事業進捗促進事業費及び消防大学設備整備費に限る。)
法務省	(項) 消防防災技術研究開発促進業務調査費(救急隊運用最適化調査費に限る。)	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費及び消防大学設備整備費に限る。)
法務省	(項) 情報処理業務庁費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)
航空機購入費	(項) 消防団設備整備費補助金	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)
法務本省	(項) 法務本省設備更新経費	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)
法務本省	(項) 基本法制整備費のうち 府費(基本法制調査研究経費に限る。)	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)
法務本省	(項) 司法制度改革推進費のうち 府費(法教育デジタル化推進事業費に限る。)	消防防災技術研究開発促進業務調査費(消防指揮機器充実度強化事業費に限る。)

(外) 報 告

出入国在留管理庁	(項) 出入国管理企画調整推進費のうち 出入国管理業務庁費(出入国在留管理庁設置運営費及び生活・就労情報発信事業費に限る。)
公安調査庁	(項) 破壊的団体等調査費のうち 団体等調査業務庁費(情報収集費・分析機器導入調査研究費・情報収集・分析機器緊急整備費及び公安調査部門一ムベーシン整備費に限る。)
外務省	(項) 外務本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
財務省	(項) 財務本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前の退職手当に限る。)
税關業務課	(項) 税關業務課のうち 自動車重量税(不正乗物・爆発物検知装置搭載車及びエツクス線検査装置搭載車に限る。)
税關業務課	(項) 税關業務課のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前の退職手当に限る。)
税關業務課	(項) 税關業務課のうち 支那特別府費・税制相談費及び日本産酒大根需要開拓事業費に限る。)
税關業務課	(項) 税關業務課のうち 日本産酒類海外展開支援事業費補助金
税關業務課	(項) 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費
在在外公館	(項) 在外公館共通費のうち 渡航事務庁費(旅券緊急作成費に限る。)
文部科学省	(項) 文部科学本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以前の退職手当に限る。)

外(号)報

文部科学本省施設費	教育支援体制整備事業費 教育(幼稚教育費に限る。)
教育政策推進費のうち 委託費	教育政策推進事業 (教育データ利活用教育調査 事業費、リカレント教育 研究事業費、リカレント教 育プラットフォーム構築支 援事業費及び生命安全教育 事業費に限る。)
教員講習開設事業費等補助 金	教員講習開設事業費等補助 金 国際文化交流促進費補助金 (教育環境整備事業費に限 る。)
放送大学学園施設整備費補 助金	放送大学学園施設整備費補 助金 学校安全特別対策事業費補 助金 公立社会教育施設災害復旧 都道府県事務費交付金
独立行政法人教職員支 援機構施設整備費	独立行政法人教職員支 援機構施設整備費 独立行政法人國立青少年 年教育振興機構施設整 備費
初等中等教育振興費のうち 初等中等教育振興事業委託 費(不登校児童生徒等災害 発見・早期支援事業費及び 学校ICT活用推進事業費に 限る。)	初等中等教育振興事業委託 費(不登校児童生徒等災害 発見・早期支援事業費及び 学校ICT活用推進事業費に 限る。)
先端技術活用教育推進事業 委託費(次世代校務システム 化推進実証事業費に限 る。)	先端技術活用教育推進事業 委託費(次世代校務システム 化推進実証事業費に限 る。)
学校保健特別対策事業費補 助金	教育支援体制整備事業費補 助金(不登校児童生徒等学 び継続事業費に限る。)
高等学校等デジタル人材育 成支援事業費補助金	高等学校等デジタル人材育 成支援事業費補助金
高等教育振興費	高等教育振興費のうち 奨学金業務システム開発費 補助金 私立学校振興費のうち 私立学校建物其他災害復旧 費用 私立学校情報機器整備費補 助金 私立学校施設災害復旧都道 府県事務費交付金
科学研究・学術政策推 進費	科学研究・学術政策推 進費 (うち 産学官連携支援事業委託費 (産学官連携事業費に限 る。))
科学技术・学術政策推 進費	科学技术・学術政策推 進費 (うち 産学官連携支援事業委託費 (産学官連携事業費に限 る。))
地域産学官連携科学技術助 成金	地域産学官連携科学技術助 成金 (産学官連携事業費に限 る。)

官 報 (号 外)

健康対策事業委託費(新規・再興感染症データバンク事業費)、感染症臨床研究費等補助費(医療機関モニタリング事業費)、体機制管理モニタリング事業費)、疾病予防対策事業費等補助費(医療機関モニタリング事業費)、疾病予防対策事業費等補助費(医療機関モニタリング事業費)、疾病予防対策事業費等補助費(医療機関モニタリング事業費)、予防接種対策費補助金(予防接種事務手数料等事業費に限る)、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(新型接種体制運営保事業費臨時補助金)、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(新型接種体制運営保事業費に限る)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(新型コロナウイルスワクチン等生涯体制整備臨時特別交付金)、特定疾患等対策費のうち衛生関係指導者養成等委託費用(難病ケノム等情報収集・検証事業費に限る)、疾患予防対策事業費等補助金(公費負担医療才人支援事業費)、小児慢性特定疾患対策事業費補助金(公費負担医療才人支援事業費に限る)、移植医療推進費のうち移植対策事業費補助金(造血幹細胞移植検査法実証事業費に限る)、医薬品承認審査等推進費のうち

官 報 (号 外)

	(項) 国立障害者リハビリテーションセンター運営費	介護職員処遇改善支援補助金 医療介護提供体制改革推進 交付金
厚生労働省試験研究機関	厚生労働統計調査費(調査票情報等利活用推進事業・施設・事業所調査負担軽減調査費に限る。)	厚生労働調査研究等推進費
検疫所	社会保障・税番号活用のうち 社会保険・税番号制度活用 社会整備費等補助金(医療扶助費・税番号制度シス テム改修事業費、健康保険認定事業費、スマートヘル スヘルスカード事業費、スマートヘルスカード事業費 改修事業費、訪問診療導入事業費、スマートヘルスカ ード事業費及びスマートヘルスカード事業費に限る。)	社会保障・税番号活用 推進費
農林水産省	(項) 麻薬・覚醒剤等対策費のうち 農林水産本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務年数に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)	更生援護庁費(教育・福祉 並びに運搬状況調査設備整備事業費に限 る。)
地方厚生局	(項) 新市場創出対策費のうち 新市場創出対策事業費(消費行動引 導・適正取扱業界団体ック支援事業費及 び新市場創出対策事業費に限る。)	農林水産本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務年数に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)
農林水産本省	(項) 新市場創出対策事業費(消費行動 引導・適正取扱業界団体ック支援事業費及 び新市場創出対策事業費に限る。)	農林水産本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務年数に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)
検疫業務等実施費のうち 検疫所施設整備費	(項) 新市場創出対策事業費(消費行動 引導・適正取扱業界団体ック支援事業費及 び新市場創出対策事業費に限る。)	農林水産本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務年数に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)
厚生労働省試験研究機関	厚生労働本省試験研究のうち 所試験研究費	厚生労働統計調査費(福岡検疫所体制 整備事業費に限る。)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

国土交通省・国土交通本省

(項)	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 中小企業特定施設等災害復旧費補助金
	国土交通省共通費のうち 中小企業特定施設等災害復旧費補助金

国土交通省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	中小企業組合等災害復旧費補助金 中小企業特定施設等災害復旧費補助金
住宅市場整備推進費のうち 住宅市場整備推進等事業費 補助金(既存住宅省エネ改修等事業費に限る。)	水資源対策費のうち 水資源対策調査費(地下水保全管理効率化等調査費に限る。)
地球温暖化防止等対策費のうち 地球温暖化防止等対策調査費(グリーンインフラ社会実装調査費・物流業生産性向上促進調査費及び海事産業温室効果ガス排出削減調査費に限る。)	技術研究開発調査費(脱炭素燃料供給体制調整補助調査費に限る。)
モーダルシフト等推進事業費緊急措進事業費に限る。)	水害・土砂災害対策調査費(水防護活動高齢化促進事業事務手続費、土砂災害緊急情報報等高変動地等監視管理費用に限る。)
流通業務脱炭素化促進事業費補助金	水害・土砂災害対策費のうち 水害・土砂災害対策調査費(水防護活動高齢化促進調査費、効率化推進調査費、土砂災害緊急情報報等高変動地等監視管理費用に限る。)

(外) 報 告

国 土 地 球 研 究 所

(項)

地理空間情報整備・活用推進調査費(人流量データ活用調査費及び統計情報活用推進調査費に限る。)
北海道総合開発推進調査費のうち
(水産物生産安定化等促進調査費及び地盤活動観測経費に限る。)
民族共生象徴空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。)

社会資本整備・管理効率化推進調査費(国土交通省による高規格度化調査費、官公連携社会及び地域再生戦略マネジメント推進調査費に限る。)
官民連携社会資本整備等推進費補助金(官民連携社会資本整備等緊急推進事業費に限る。)

不動産市場整備等推進のうち
不動産市場整備等推進調査費(不動産市場環境整備推進調査費に限る。)

建設市場整備推進調査費のうち
建設市場整備推進調査費(建設機械施工管理技術検定試験実施体制効率化調査費、建設業生産性向上促進調査費及び建設業廻遇改善推進調査費に限る。)

自動車運送業市場環境整備推進費
自動車運送業市場環境整備推進調査費(トランク運送業働き方改革推進調査費、自動車運送業行政手続オフィス化推進調査費及びトランク運送業取引適正化調査費に限る。)

海事産業市場整備等推進費のうち
海事産業市場整備等推進調査費(造船業人材確保・育成推進調査費に限る。)

独立行政法人海技教育機構施設整備費
国土形成推進費のうち
国土形成二次元推進調査費(ビッグデータ活用旅客流动分析調査費、国土防災地理情報利活用促進調査費に限る。)

地理空間情報整備・活用推進費のうち

地理空間情報整備・活用推進調査費(人流量データ活用調査費及び統計情報活用推進調査費に限る。)
北海道総合開発推進調査費のうち
(水産物生産安定化等促進調査費及び地盤活動観測経費に限る。)
民族共生象徴空間運営委託費(誘客推進事業費に限る。)

技術研究開発推進費のうち
技術研究開発調査費(新技術活用・精算業務等効率化調査費、建設機械等施工高度化技術導入推進調査費、活用規格ユーニットロードターミナル構築調査費に限る。)
技術研究開発委託費(運輸技術研究開発推進事業費に限る。)

独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費
情報化推進費のうち
情報処理業務手数料(業務データ化・強制化調査事業費に限る。)
ジタル化推進費(環境整備費用及び創出等推進調査費に限る。)
オーブンデータ・スマートシティ支援事業
国際協力費のうち
物流多様化・強制化調査事業費に限る。)
経済協力調査委託費(国際事業費及びスマートシティ支援事業費に限る。)
都市開発案件形成支援事業
水資源開発施設災害復旧事業費
災害清掃整備推進費のうち
測量庁費(防災地理情報整備費及び地盤活動観測経費に限る。)
地理空間情報整備・活用等推進費のうち

(外) 報 告

<p>地 方 整 備 局</p> <p>(項) 治水海岸事業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>道路整備事業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>港湾空港整備事業工事 諸費</p> <p>(項) 都市環境整備事業工事 のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>国営公園等事業工事諸 費用</p> <p>(項) 北海道治水海岸事業工 事諸費</p>	<p>測量亭費(地理空間情報デ ジタル網耐災害性強化費に限 る。)</p> <p>技術研究開発推進費のうち 地理地盤活動研究調査費 (地盤変動把握技術調査費に 限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費(地理空間情報デ ジタル網耐災害性強化費に限 る。)</p> <p>北海道農業農村整備事 業等工事諸費</p> <p>退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道農業農村整備事 業等工事諸費</p> <p>退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道農業農村整備事 業等工事諸費</p> <p>退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道農業農村整備事 業等工事諸費</p> <p>退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道農業農村整備事 業等工事諸費</p>
<p>地 方 運 輸 局</p> <p>(項) 地方運輸局共通費のうち 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足対策調査費、 観光産業人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観光振興調査費(観光地・ 観光施設・人材不足消費費、 大・国際会議等誘致競争力向上 調査費及び高付加価値観 察客支援調査費に限る。)</p>	<p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p>
<p>気 象 現 象 府</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p> <p>(項) 地方運輸局、観光振興費のうち 観測予報緊急対策事業費に 限る。)</p>	<p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p> <p>北海道港湾空港整備事 業工事諸費のうち 退職手当(定年引上げに伴 う勤務意思確認の翌年度以 降に係る定年退職年度前の 退職手当に限る。)</p>

		(外) 報 告
海 上 保 安 庁	(項) 海上保安官署共通費のうち 校費(教育訓練用資器材整備費に限る。)	経済協力開発機構等施出金(昆明・モンゴル才媛世界銀行多様性枠組支援費に限る。)
	船舶交通安全及海上治安対策費のうち 情報処理業務手費(情報システム整備費、無線紙航機用資機材整備費及び海洋状況情報網と共にワード構築費に限る。)	環境政策基盤整備費のうち 公害調査費(環境技術性能実証調査費及び有機フッ素化合物はく露評価調査費に限る。)
環 境 省	(項) 通信業務手費(通信機器整備費に限る。) 水路業務手費(地図変動観測装置整備費に限る。) 装備費(テロ対策等資機材緊急整備費に限る。)	環境保全研究費補助金(研究開発型スタートアップ緊急支援事業費に限る。)
環 境 本 省	船舶交通安全基盤災害復旧事業費のうち 環境本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	自然公園等事業工事諸のうち 自然公園等事業工事諸のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)
地 方 環 境 事 務 所	地球温暖化対策推進費のうち 環境保全調査等委託費(環境配慮行動普及促進事業費に限る。) 環境配慮行動普及促進事業費補助金 資源循環政策推進費のうち 環境保全調査費(食品ロス削減等循環型社会促進事業費及びごみボイ捨て・抑制対策等モニタリ事業費に限る。)	地方環境対策費のうち 環境保全調査費(小笠原諸島除外ネズミ類駆除等経費に限る。)
原 子 力 規 制 委 員 会	原子力規制委員会共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	原子力規制委員会共通費のうち 環境保全調査費(放射線測定情報処理業務システム改修費に限る。)
防 衛 省	環境保全調査等委託費(自動車リサイクル再生材料利用費拡大産官学連携推進事業費に限る。) 生物多様性保全等推進費のうち 環境保全調査費(国立公園滞在体験等懸力向上事業費及びクマ出没対応検討経費に限る。)	保障措置業務委託費(放射線測定情報交付金(放射線測定機器整備等事業費に限る。))
防 衛 本 省	(項) 防衛本省共通費のうち 退職手当(定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。)	

丁号 國庫債務負担行為補正

(外) 証拠

所管	組織	事業項目	限度額 (千円)	行為年度	國庫の負担度	由
会計検査院	会計検査院	決算確認システム開発	既定	91,952	令和5年度	令和5年度及び令和6年度同
内閣	内閣官房	内閣官房施設整備	既定	478,402 570,354	同 —	決算確認システムの開発については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣本府	沖縄道路交通円滑化事業	既定	3,055,062	令和5年度	令和5年度以内降5箇年度及び令和6年度
		追加	既定	694,161	同	令和5年度及び令和6年度
		改修	既定	3,749,223	—	令和5年度以内降5箇年度及び令和6年度
		情報収集衛星システム開発	既定	80,413,322	令和5年度	令和5年度以内降5箇年度及び令和6年度
		追加	既定	16,591,473	同	令和5年度以内降5箇年度及び令和6年度
		改定	既定	97,004,795	—	令和5年度以内降5箇年度及び令和6年度
		沖縄港湾改修事業	既定	30,845,000	令和5年度	令和5年度以内降4箇年度及び令和6年度以内降3箇年度以内
		追加	既定	8,530,000	令和5年度	一般国道58号恩納高架橋(その5)ほか7箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		改定	既定	39,375,000	—	—
		沖縄港湾改修事業	既定	2,010,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度
		追加	既定	960,000	同	令和5年度以内降3箇年度以内
		改修	既定	2,970,000	令和5年度	平良港及び石垣港の改修工事については、多くの日数を要するため
		冲縄道路更新防災等対策事業費補助	既定	729,000	—	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外) 諸 附

宇宙開発戦略推進事務局	沖縄農業農村整備事業費補助、沖縄水産基盤整備事業費補助、実用準天頂衛星システム開発等	1,463,000	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため、実用準天頂衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
警察庁	警察通信機器整備既追加定	1,013,891 10,875,091 11,888,982 11,925,792	令和5年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度	令和5年度 令和5年度 令和5年度 —	令和6年度 令和6年度 令和6年度 —	令和6年度 令和6年度 令和6年度 —	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
航空機購入	航空機購入既追加定	166,561	令和5年度	令和5年度	令和5年度以内 降3箇年度以内 令和6年度	令和5年度以内 降3箇年度以内 令和6年度	警察用ヘリコプター6機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため 令和3年度一般会計国庫債務負担行為(事項)[航空機購入]に基づいて実行した警察用ヘリコプター2機の購入に係る国庫の負担となる契約について、外国為替相場の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため 令和3年度一般会計国庫債務負担行為(事項)[航空機購入]に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
デジタル庁	情報通信技術調達既定	443,459,048	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内	令和5年度以内 同	令和5年度以内 同	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため。
総務省	消防庁改空機購入既定	454,174,159 3,300,000	令和5年度	令和5年度 —	令和5年度 —	令和5年度 —	消防防災用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
法務省	法務省施設整備追加既定	10,355,423 4,066,409	令和5年度	令和5年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	令和5年度以内 同	令和5年度以内 同	広島法務総合研修所(仮称)及び横浜刑務所の建設については、多くの日数を要するため
	改定	14,421,832	—	—	—	—	

(外) 報 明

文部科学省	文部科学本省	5,333,812	令和 5 年度	令和 5 年度以降 3 箇年度以内	独立行政法人国立高等専門学校機構船舶等専門学校機構が実習船代船建造事業費補助
	特定先端大型研究施設整備費補助	1,419,862	令和 5 年度	令和 5 年度以降 3 箇年度以内	特定先端大型研究施設整備費補助
	国際宇宙ステーション開発費補助	12,390,794	令和 5 年度	令和 5 年度以降 4 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
既	定	7,589,602	同	令和 5 年度以降 5 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
追	加	19,980,396	—	—	国際宇宙ステーション開発費補助
改	定	400,000	令和 5 年度	令和 5 年度及び令和 6 年度	国際宇宙ステーション開発費補助
基幹ロケット高度化推進費補助	既 定	6,511,165	同	令和 5 年度以降 3 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
改	定	6,911,165	—	—	国際宇宙ステーション開発費補助
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助	既 定	1,812,740	令和 5 年度	令和 5 年度以降 3 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助	既 定	2,400,000	令和 5 年度	令和 5 年度以降 4 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	既 定	2,016,462	令和 5 年度	令和 5 年度以降 3 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
改	定	8,124,000	令和 5 年度	令和 5 年度以降 5 箇年度以内	国際宇宙ステーション開発費補助
		10,140,462	—	—	国際宇宙ステーション開発費補助

農林水産省		農林水産本省		國立研究開発法人日本原子力研究所開発機構施設整備費補助	
かんがい排水事業	既定	17,734,069	令和5年度	令和5年度以内 降4箇年度以内	令和5年度以内 降4箇年度以内
	追加	654,000	同	令和6年度	会津南部地区門田幹線用水路ゲート設備改修(その3)工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
農用地再編整備事業	既定	18,388,069	—	—	—
	追加	4,569,000	令和5年度	令和5年度以内 降4箇年度以内	令和5年度以内 降4箇年度以内
農用地再編整備事業	既定	677,000	同	令和6年度	会津南部地区門田幹線用水路ゲート設備改修(その3)工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
総合農地防災事業	既定	5,246,000	—	—	—
	追加	16,913,278	令和5年度	令和5年度以内 降4箇年度以内	令和5年度以内 降4箇年度以内
総合農地防災事業	既定	2,745,000	同	令和5年度以内 降5箇年度以内	河北潟周辺地区河北潟放水路防潮水門(二期)建設工事については、多くの日数を要するため
農業競争力強化基盤整備事業費補助	既定	19,658,278	—	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村地域防災減災事業費補助	既定	742,000	令和5年度	令和5年度以内 降3箇年度以内	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	822,855	令和5年度	令和5年度以内 降3箇年度以内	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改定	22,000	同	令和6年度	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	—	844,855	—	—	—

(外) 報 告

林野庁	治山事業	675,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	姫川地区ほか4地区の荒廃山地の復旧工事並びに彈城地区及び姫川地区の地すべり防止工事については、多くの日数を要するため
追加		1,090,000	同	令和6年度	
改定		1,765,000	—	—	
国有林野内治山事業既定		799,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	
追加		2,698,000	同	令和6年度	令川地区ほか30地区的国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
改定		3,497,000	—	—	
治山事業費補助既定		2,114,508	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	
追加		2,932,000	同	令和6年度	
改定		5,046,508	—	—	
森林環境保全整備事業既定		4,953,700	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	
追加		2,316,000	同	令和6年度	
改定		7,269,700	—	—	
森林環境保全整備事業費補助既定		395,500	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	
追加		314,000	令和5年度	令和6年度	
改定		709,500	—	—	
水産庁	国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費補助	9,708,745	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外) 取引 報

総合水系環境整備事業既定		3,921,692	令和5年度	令和5年度以内 降3箇年度以内 令和6年度	高瀬川水系ほか4水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
河川都市基盤整備事業既定	追加	277,000	同	—	—
河川改修事業既定	改定	4,198,692	—	—	—
河川改修事業既定	追加	1,550,000	同	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度及び 令和6年度	庄内川及び淀川の改修工事並びにこれらに附帯する工事について
河川維持修繕事業既定	追加	7,043,468	—	—	は、多くの日数を要するため
河川維持修繕事業既定	追加	80,531,628	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	雄物川ほか19河川の改修工事及びこれらに附帯する工事について は、多くの日数を要するため
堰堤維持定	改定	14,890,000	同	—	北上川ほか13河川の維持修繕工事及びこれらに附帯する工事について は、多くの日数を要するため
河川維持修繕事業既定	追加	95,421,628	—	—	—
河川維持修繕事業既定	追加	67,233,080	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	利根川北千葉導水路及び川内川鶴田ダムの維持修繕工事について は、多くの日数を要するため
堰堤維持定	改定	8,054,000	令和5年度	—	—
堰堤維持定	改定	75,287,080	—	—	—
河川総合開発事業既定	改定	21,787,837	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	利根川北千葉導水路及び川内川鶴田ダムの維持修繕工事について は、多くの日数を要するため
河川総合開発事業既定	追加	380,000	同	—	—
河川総合開発事業既定	改定	22,167,837	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	利根川北千葉導水路及び川内川鶴田ダムの維持修繕工事について は、多くの日数を要するため
河川総合開発事業既定	追加	30,636,400	令和5年度	令和5年度以内 降5箇年度以内 令和5年度以内 降3箇年度以内	肱川山鳥坂ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多 くの日数を要するため
河川総合開発事業既定	改定	2,700,000	同	—	—
河川総合開発事業既定	改定	33,336,400	—	—	—

(外) 報 告 号

河川工作物関連応急対策事業	既定	8,911,000	令和5年度	令和5年度以内
追加	5,100,000	同	令和5年度以内	令和5箇年度以内
改定	14,011,000	—	令和5箇年度以内	令和5箇年度以内
堰堤改良事業	既定	4,731,000	令和5年度	令和5年度以内
追加	39,000	同	令和5年度	令和5箇年度以内
改定	4,770,000	—	令和5年度	令和5箇年度以内
堰堤改良費補助	既定	49,331	令和5年度	令和5年度以内
特定洪水対策等推進事業費補助	既定	3,833,334	令和5年度	令和5年度以内
追加	160,000	同	令和5年度	令和5箇年度以内
改定	3,993,334	—	令和5年度	令和5箇年度以内
多目的ダム建設事業	庄川利賀ダム建設工事	既定	39,639,000	令和5年度
追加	1,040,000	同	令和5年度以内	令和5箇年度以内
改定	40,679,000	—	令和6年度	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
雄物川成瀬ダム建設工事	既定	64,509,000	令和5年度	令和5年度以内
追加	310,000	同	令和5年度及び令和6年度	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
改定	64,819,000	—	—	—

(外) 報 告

豊川設楽ダム建設工事既	定	31,102,000	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内 令和 5 年度及 び令和 6 年度 の日数を要するため
追 加 定	300,000	同	—	—
改 設工事既	31,402,000	—	—	—
子吉川島海ダム建	4,540,000	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内 令和 6 年度	子吉川島海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多く の日数を要するため
砂防既	683,000	同	—	—
追 改砂防事既	5,223,000	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内 令和 6 年度	砂防工事及びこれに附帯する工事については、多く の日数を要するため
砂防既	31,933,740	—	—	—
追 改砂防管既	10,133,000	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内 令和 5 年度以 降 3 箇年度以内	赤川水系ほか18水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事について は、多くの日数を要するため
砂防既	42,066,740	—	—	—
追 改砂防管既	869,000	令和 5 年度	令和 5 年度及 び令和 6 年度 同	桜島の砂防設備維持修繕工事については、多くの日数を要するため
海岸保全施設整備事業既	370,000	同	—	—
追 改海岸保全施設整備事業既	1,229,000	—	—	桜島の砂防設備維持修繕工事については、多くの日数を要するため
道防既	10,234,000	令和 5 年度	令和 5 年度及 び令和 6 年度 同	大分港海岸ほか 9 海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの 日数を要するため
追 改道防既	3,357,000	同	—	—
道路更新防災対策事業既	13,591,000	—	—	一般国道奈良169号伯母峯道路(その 2)の道路更新防災対策工事 については、多くの日数を要するため
追 改道防既	45,323,000	令和 5 年度	令和 5 年度 降 5 箇年度以内 令和 5 年度以 降 3 箇年度以内	—
追 改道防既	290,000	同	—	—
追 改道防既	45,613,000	—	—	—

(外) 勘定

	道 路 維 持	42,050,000	令和5年度	令和5年度以 降3箇年度以内	
追	加	100,000	令和5年度	令和6年度	
改	定	42,190,000	—	—	
道 路 修 繕 事 業	既 定	225,395,000	令和5年度	令和5年度以 降5箇年度以内	高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか5箇所の維 持については、多くの日数を要するため
追	加	6,050,000	同	令和6年度	
改	定	231,445,000	—	—	
道 路 交 通 安 全 施 設 等	整 備 事 業	31,951,000	令和5年度	令和5年度以 降5箇年度以内	高速自動車国道広島中国横断自動車道尾道松江線雲南地区車両監視 装置ほか7箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を 要するため
既 定		1,686,000	同	令和6年度	
追	加	33,637,000	—	—	
改	定	18,942,000	令和5年度	令和5年度以 降5箇年度以内	
交 通 事 故 重 点 対 策 道 路 事 業	既 定	89,000	同	令和6年度	一般国道宮崎10号不動寺交差点改良の交通事故重点対策工事につい ては、多くの日数を要するため
既 定		19,031,000	—	—	
道 路 更 新 防 災 等 対 策 事 業 費 補 助	定	15,556,637	令和5年度	令和5年度以 降4箇年度以内	
追	加	1,930,054	同	令和5年度以 降3箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するた め
改	定	17,486,691	—	—	

(外) 報 訊

道路交通安全施設等整備事業費補助	既 定	599,500	令和 5 年度	令和 5 年度及び令和 6 年度	
追 加	34,100	同	令和 6 年度		
改 定	633,600	—	—		
港湾改修事業	既 定	74,763,000	令和 5 年度	令和 5 年度以内	
追 加	15,450,000	同	降 5 箇年度以内		
改 定	90,213,000	—	降 3 箇年度以内		
地域連携道路事業	既 定	482,071,000	令 和 5 年度	令和 5 年度以内	
追 加	27,824,000	令 和 5 年度	令和 5 年度以内		
改 定	509,895,000	—	降 3 箇年度以内		
地域連携道路事業費補助	既 定	37,923,643	令 和 5 年度	令和 5 年度以内	
追 加	9,748,850	同	令和 5 年度以内		
改 定	47,672,493	—	降 3 箇年度以内		
道路交通円滑化事業	既 定	181,258,000	令 和 5 年度	令和 5 年度以内	
追 加	9,444,000	同	降 5 箇年度以内		
改 定	190,702,000	—	降 3 箇年度以内	一般国道静岡 1 号藤枝東道路(その 2)ほか 21 箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため	

(外) 報 告

道路交通円滑化事業 費補助	既 定	913,000	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度以 降 3 箇年以内
	追 加	440,000	同	同
改 定		1,353,000	—	—
離島治山事業費補助	既 定	150,000	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度及 び令 和 6 年 度
	追 加	20,000	同	令 和 6 年 度
改 定		170,000	—	—
離島港湾改修事業費 補助	既 定	1,230,000	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度及 び令 和 6 年 度
	追 加	162,000	同	令 和 6 年 度
改 定		1,392,000	—	—
離島農業農村整備事 業費補助	既 定	172,000	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
離島水産基盤整備事 業費補助	既 定	1,082,241	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度及 び令 和 6 年 度
	追 加	92,400	同	令 和 5 年 度以 降 3 箇年以内
改 定		1,174,641	—	—
北海道海岸保全施設 整備事業	既 定	240,000	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度及 び令 和 6 年 度
	追 加	400,000	同	同
改 定		640,000	—	—

(外) 報 告

北海道国有林野内治 山事業	既定	60,000	令和 5 年度	令和 6 年度	
	追加	250,000	同	同	
改定		310,000	—	—	
北海道河川改修事業	既定	13,029,102	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 4 箇年度以内 令和 5 年度及び 令和 6 年度	十勝岳(白金)地区及びえりも地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
追加	12,764,000	同	—	—	
改定	25,793,102	—	—	—	
北海道河川維持修繕 既定		7,707,637	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 5 箇年度以内 令和 6 年度	石狩川ほか 4 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	268,000	同	—	—	
改定	7,975,637	—	—	—	
北海道河川工作物開 連応急対策事業	既定	160,000	令和 5 年度	令和 5 年度及 び令和 6 年度 令和 6 年度以内	石狩川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
追加	410,000	同	—	—	
改定	570,000	—	—	—	
石狩川幾春別川総合 開発建設工事	既定	500,000	令和 5 年度	令和 5 年度以 降 3 箇年度以内 令和 6 年度	後志利別川の河川工作物開連応急対策工事については、多くの日数を要するため
追加	675,000	同	—	—	
改定	1,175,000	—	—	—	
北海道砂防事業	既定	1,120,000	令和 5 年度	令和 6 年度 令和 5 年度以 降 3 箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	1,038,000	同	—	—	
改定	2,158,000	—	—	—	

(外) 報 告

		北海道道路更新防災 対策事業		令和5年度以降3箇年度以内 令和6年度	一般国道229号鳥山館浦道路の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
既	定	追加	定期		
改	定	北海道地域連携道路	—	—	—
既	定	北海道道路更新防災 対策事業	4,875,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道地域連携道路	360,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
改	定期	北海道道路更新防災 対策事業	5,175,000	—	—
既	定期	北海道道路修繕事業	40,950,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道道路修繕事業	4,740,000	同	令和5年度以内 令和6年度
改	定期	北海道道路修繕事業	45,690,000	—	北海道横断自動車道黒松内釧路線音羽鶴野道路ほか5箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
既	定期	北海道道路修繕事業	38,362,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道道路修繕事業	3,200,000	同	令和5年度以内 令和6年度
改	定期	北海道雪寒地或道路 交通確保事業	41,562,000	—	北海道横断自動車道黒松内北見線修繕ほか36箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
既	定期	北海道雪寒地或道路 交通確保事業	570,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道雪寒地或道路 交通確保事業	150,000	同	令和5年度以内 令和6年度
改	定期	北海道港湾改修事業	720,000	—	一般国道275号共成防雪の雪寒工事については、多くの日数を要するため
既	定期	北海道港湾改修事業	3,285,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道総合水系環境 整備事業	5,783,000	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
改	定期	北海道総合水系環境 整備事業	9,068,000	—	室蘭港ほか14港の改修工事については、多くの日数を要するため
既	定期	北海道総合水系環境 整備事業	259,202	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度
追	定期	北海道総合水系環境 整備事業	70,000	同	釧路川水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
改	定期	北海道総合水系環境 整備事業	329,202	—	—

(外) 報 告

北海道道路交通安全施設等整備事業	既	定	7,535,000	令和 5 年度	令和 5 年度及び令和 6 年度	一般国道38号東十条十丁目交差点改良及び44号川口中央帯(その3)の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
追加	180,000	同	7,715,000	—	—	—
改定	—	—	—	—	—	—
北海道交通事故重点対策道路事業	既	定	2,170,000	令和 5 年度	令和 5 年度及び令和 6 年度	一般国道38号東十条十丁目交差点改良及び44号川口中央帯(その3)の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
追加	345,000	同	—	—	—	—
改定	2,515,000	—	—	—	—	—
北海道かんがい排水事業	既	定	2,310,000	令和 5 年度	令和 5 年度以降3箇年度以内	一般国道12号野幌町交差点改良ほか3箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
追加	1,300,000	同	—	—	—	—
改定	3,610,000	—	—	—	—	—
北海道農用地再編整備事業	既	定	445,000	令和 5 年度	令和 5 年度	鳥沼字文地区北6号用水路線6線北工区改修工事ほか2件の工事について、多くの日数を要するため
追加	935,000	同	—	—	—	—
改定	1,380,000	—	—	—	—	—
北海道特定漁港漁場整備事業	既	定	1,510,000	令和 5 年度	令和 5 年度及び令和 6 年度	美唄地区155工区区画整理工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追加	2,368,000	同	—	—	—	—
改定	3,878,000	—	—	—	—	—

(外) 報 告

北海道治山事業費補助	884,000	令和5年度	令和6年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道道路更新防災等対策事業費補助	53,400	令和5年度	令和6年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助	262,000	令和5年度	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定追加	1,110,000	令和5年度	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	1,372,000	—	—	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農村整備事業費補助	55,000	令和5年度	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林環境保全整備事業費補助	54,000	令和5年度	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道水産基盤整備事業費補助	150,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定追加	1,259,000	同	—	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	1,409,000	—	—	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
官営既定	19,610,569	令和5年度	令和5年度以内	官営施設の營繕工事等については、多くの日数を要するため
改定追加	689,180	令和5年度	令和5年度以内	官営施設の營繕工事等については、多くの日数を要するため
改定追加	20,299,749	—	—	官営施設の營繕工事等については、多くの日数を要するため
河川大規模災害関連事業既定	40,706,000	令和5年度	令和5年度以内	阿武隈川ほか2河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
改定追加	3,258,000	同	令和5年度以内	阿武隈川ほか2河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
改定	43,964,000	—	—	阿武隈川ほか2河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため

(外) 証 印

気象庁							
海上保安庁	海上保安官署施設整備	一	令和5年度	令和7年度まで1箇年度延長	令和4年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「気象レーダー製作等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和7年度まで1箇年度延長する必要があるため		
既定	1,390,744	令和5年度	令和5年度以内	令和5年度以内	海上保安官署の施設の整備については、多くの日数を要するため		
追加	1,452,880	同	令和5年度及び令和6年度	令和5年度及び令和6年度	警備救難用航空機9機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため		
改定	2,843,624	—	—	—	ヘリコプター搭載型巡視船の代船建造については、多くの日数を要するため		
航空機購入	74,795,214	令和5年度	令和5年度以内	令和5箇年度以内	大型巡視船代船建造		
既定	19,581,559	令和5年度	令和5年度以内	令和5箇年度以内	公務員宿舎建設等		
既定	35,298,165	令和5年度	令和5年度以内	令和5箇年度以内	公務員宿舎の建設等については、多くの日数を要するため		
追加	7,470,079	同	同	—	提供施設等整備		
改定	42,768,244	—	—	—	既定		
既定	42,902,300	令和5年度	令和5年度以内	令和5箇年度以内	追加		
既定	2,775,344	同	同	—	改定		
提供施設移設整備	45,677,644	—	—	—	既定		
既定	565,730,956	令和5年度	令和5年度以内	令和5箇年度以内	追加		
既定	28,155,552	同	同	令和5箇年度以内	改定		
	593,886,508	—	—	—			

令和五年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、令和五年十一月二日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の增收を見込むとともに、前年度剩余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和五年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満

歳入	1 稟税及印紙収入	一七一、〇〇〇百万円
	2 稅外収入	七六二、〇七四百万円
	3 公債金	八、八七五、〇〇〇百万円
(一) 特例公債金		二、五一〇、〇〇〇百万円
		六、三六五、〇〇〇百万円
計		三、三九一、〇九〇百万円
歳入	4 前年度剩余金受入	一三、一九九、一六四百万円

歳出

1 物価高から国民生活を守る

二 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

三 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

四 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

五 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

六 その他の経費

7 國債整理基金特別会計へ繰入

8 地方交付税交付金

9 既定経費の減額

△ 一三、五〇九、八三七百万円

四、二八二、七一八百万円

一、四八五、〇六一百万円

一、三一四、七二八百万円

七八一、九八四百万円

一三、一九九、一六四百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、「令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和五年十一月二十四日

衆議院議長 領賀福志郎殿

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

令和五年十一月二十四日

予算委員長 小野寺五典

内閣総理大臣 岸田 文雄

官報 (号外)

令和5年度特別会計補正予算

第1条 次に掲げる各特別会計の令和5年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる事項とする。

(外) 取扱 報

7 独立行政法人国際協力機構	1,043,100,000	を
7 独立行政法人国際協力機構	1,449,100,000	に、
11 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	43,900,000	を
甲号 歳入歳出予算補正		
所管 特別会計	款	項
内閣府、総務省及 ○財務省	交付税及び譲与税配付 歳 入	他会計より受入
		一般会計より受入
		財政投融资特別会計より受 入
		租 税
		地 方 法 人 税
		地 方 捉 発 油 税
		特 別 法 人 事 業 税
	借 入 金	借 入 金
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入
	歳 入 補 正 領	歳 入 補 正 領
	地方交付税交付金 地方譲与税譲与金	地方交付税交付金 地方譲与税譲与金
歳 出	歳 出 補 正 領	歳 出 補 正 領

(外) 報 明

財務省	國債整理基金	入	他会計より受入		1,504,585,473	△	2,507,472,723		1,002,887,250
			他会計より受入 東日本大震災復興他会計より受入		1,314,727,567	△	2,492,461,850		1,177,734,283
			脱炭素成長型経済構造移行 推進他会計より受入		187,778,796	△	15,010,873	0	172,767,923
					2,079,110	△		2,079,110	
公債金	公復興債換公債金	4,501,199,274	△	6,962,299,937	△	2,352,997,626	△	2,461,100,663	
資産処分収入	東日本大震災復興株式売扱 収入	70,605,015	0	6,853,296,900	△	109,003,037	△	109,003,037	
配当金収入	東日本大震災復興配当金 収入	2,601,379	0	0	0	0	70,605,015	70,605,015	
雜収入	東日本大震災復興雜収入	0	△	86,917,049	△	86,917,049	△	86,917,049	
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入 東日本大震災復興前年度剩 余金受入	9,040,702	0	86,895,133	△	86,895,133	△	86,895,133	
歳入	正額	6,088,031,843	△	21,916	△	21,916	△	21,916	
歳出	国債整理支出 復興債整理支出 脱炭素成長型経済構造移行 債整理支出	5,824,967,506	△	9,432,653,883	△	3,607,686,377	△	3,607,686,377	
		260,985,227	△	124,035,826	△	136,949,401	△	136,949,401	
		2,079,110	0	0	0	2,079,110	0	2,079,110	
財政投融資	正額	6,088,031,843	△	9,556,689,709	△	3,468,657,866	△	3,468,657,866	
財務省及び国土交 通省	財政融資資金勘定	歳入	資金運用収入	運用利殖金収入	0	△ 152,954,560	△	152,954,560	
		歳出	公債金	公債金	0	△ 152,954,560	△	152,954,560	
			財政融資資金より受入	財政融資資金より受入	0	△ 7,000,000,000	△	7,000,000,000	
				財政融資資金より受入	0	△ 7,000,000,000	△	7,000,000,000	
					0	△ 1,500,000,000	△	1,500,000,000	
					0	△ 1,500,000,000	△	1,500,000,000	

官 報 (号 外)

積立金より受入	積立金より受入	32,761,133	0	32,761,133
雜 収 入	雜 収 入	32,761,133	0	32,761,133
歲 入	歲 入	△ 32,761,133	△ 0	△ 32,761,133
補 正 錄	補 正 錄	△ 18,653,303	△ 0	△ 18,653,303
財政融資資金へ繰入 事務取扱費 諸国債整理基金特別会計へ繰入	財政融資資金へ繰入 事務取扱費 諸国債整理基金特別会計へ繰入	△ 8,671,607,863	△ 0	△ 8,638,846,730
出	出	△ 7,000,000,000	△ 0	△ 7,000,000,000
歲 出	歲 出	△ 25,560	△ 0	△ 29,249
補 正 額	補 正 額	△ 49,116,620	△ 0	△ 49,116,620
歲 出	歲 出	△ 1,589,759,359	△ 0	△ 1,589,759,359
按 資 勘 定 入	按 資 勘 定 入	△ 8,638,901,539	△ 0	△ 8,638,846,730
歲 出	歲 出	△ 8,638,901,539	△ 0	△ 8,638,846,730
運 用 収 入	運 用 収 入	△ 100,000,000	△ 0	△ 10,392,176
歲 出	歲 出	△ 100,000,000	△ 0	△ 10,392,176
前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	110,392,176	△ 0	110,392,176
歲 入	歲 入	△ 1,130,000	△ 0	△ 1,130,000
補 正 額	補 正 額	△ 615,763	△ 0	△ 615,763
產 業 投 資 支 出	產 業 投 資 支 出	△ 76,253,309	△ 0	△ 76,253,309
地 方 公 団 休 金 融 機 構 納 付 金 収 入 交 付 稅 及 ビ 議 与 税 収 付 金 特 別 会 計 へ 繰 入	地 方 公 団 休 金 融 機 構 納 付 金 収 入 交 付 税 及 ビ 議 与 税 収 付 金 特 別 会 計 へ 繰 入	△ 32,250,991	△ 0	△ 32,250,991
前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	△ 142,113	△ 0	△ 142,113
歲 出	歲 出	△ 68,136,616	△ 0	△ 68,136,616
工 ネ ル ギ 一 勘 定 入	工 ネ ル ギ 一 勘 定 入	△ 68,136,616	△ 0	△ 68,136,616
他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	△ 178,528,792	△ 0	△ 78,528,792
歲 出	歲 出	△ 100,000,000	△ 0	△ 100,000,000
補 正 額	補 正 額	△ 73,000,000	△ 0	△ 73,000,000
工 ネ ル ギ 一 勘 定 入	工 ネ ル ギ 一 勘 定 入	△ 73,000,000	△ 0	△ 73,000,000
燃 料 安 定 供 給 対 策 及 工 ネ ル ギ 一 署 構 廉 高 壱 化 対 策 財 源 一 般 会 計 よ り 受 入	燃 料 安 定 供 給 対 策 及 工 ネ ル ギ 一 署 構 廉 高 壱 化 対 策 財 源 一 般 会 計 よ り 受 入	△ 147,244,990	△ 0	△ 147,244,990
脱炭素成長型経済構造整行 推進一般会計より受入	脱炭素成長型経済構造整行 推進一般会計より受入	△ 147,201,430	△ 0	△ 147,201,430
公 債 金	公 債 金	△ 43,560	△ 0	△ 43,560
		0	0	1,041,633,957

官 報 (号 外)

前 年 度 剩 余 金 受 入		脱炭素成長型経済構造進行 公債金	1,041,633,957
前 年 度 剩 余 金 受 入		123,495,100	0
歳 入	補 正 額	1,312,374,047	0
歳 出	燃料安定供給対策費 工ネルギー需給構造高度化 対策費	52,247,605	0
歳 出	脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	1,039,598,407	0
歳 出	国立研究開発法人新工ネル ギー・産業技術総合開発機 構運営費	4,996,100	0
歳 出	独立行政法人工ネルギー・ 金属鉱物資源機構運営費	20,398,233	0
歳 出	脱炭素成長型経済構造移行 推進国債整理基金特別会計 へ繰入	2,079,110	0
歳 出	補 正 額	1,312,374,047	0
電源開発促進勘定入 歳	他会計より受入	24,899,691	0
歳 出	電源利用対策財源一般会計 上の受入	20,179,942	0
歳 出	原子力安全規制対策財源一 般会計より受入	4,719,749	0
歳 出	電源利用対策費	120,230	0
歳 出	原子力安全規制対策費	3,313,256	0
歳 出	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費	3,598,131	0
歳 出	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構設置整備費	16,461,581	0
歳 出	事務取扱費	1,406,493	0
歳 出	補 正 額	24,899,691	0
厚生労働省 労働保険定入 歳	前年度繰越資金受入	627,694	0
歳 出	前年度国庫負担金受入超過 額受入	627,694	0
歳 出	職業紹介事業等実施費	88,428	0
歳 出	高齢者等雇用安定・促進費	281,046	0

(外) 取 報 嘉

内閣府及び厚生労働省		年		金		歳		歳		歳		歳	
子ども・子育て支援勘定		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
職業能力開発強化費		若年者等職業能力開発支援費		91,701		0		△		91,701		0	
他会計より受入		一般会計より受入		29,292,282		△		67,482,202		△		38,189,920	
積立金より受入		積立金より受入		29,292,282		△		67,482,202		0		△	
前年度剩余金受入		前年度剩余金受入		7,700,106		0		0		7,700,106		7,700,106	
前年度剩余金受入		前年度剩余金受入		121,757,970		0		0		121,757,970		121,757,970	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳		歳		歳		歳	
歳		歳		歳		歳							

官 報 (号 外)

農業再保険勘定		農業再保険収入		一般会計より受入		一般会計より受入		事務取扱費業務勘定へ繰入		交付金等他勘定へ繰入	
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
農業再保険勘定	入	農業再保険収入		0	△	4,508	△	4,508	△	463,824	△
漁船再保険勘定	入	漁船再保険収入		0	△	4,508	△	4,508	△	11,415,920	△
漁業共済保険勘定	入	漁業共済保険収入		0	△	21,138	△	21,138	△	11,879,744	△
業務勘定	入	他勘定より受入		0	△	4,660	△	4,660	△	4,508	△
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		0	△	494,130	△	494,130	△	4,508	△
国営土地改良事業勘定	入	事務取扱費		449,812	△	494,130	△	494,130	△	4,508	△
国有林野事業債務管理	入	他会計より受入		449,812	△	494,130	△	494,130	△	4,508	△
他会計より受入		一般会計より受入		0	△	25,516	△	25,516	△	463,824	△
土地改良事業工事諸費				0	△	25,516	△	25,516	△	11,415,920	△
一般会計より受入				157	△	25,673	△	25,673	△	11,879,744	△
借入金		一般会計より受入		8,895,449	△	977,261	△	977,261	△	463,824	△
借入金		借入金		0	△	8,900,000	△	8,900,000	△	11,415,920	△
正額		正額		8,895,449	△	8,900,000	△	8,900,000	△	463,824	△
國債整理基金特別会計へ繰入				0	△	9,877,261	△	9,877,261	△	11,415,920	△
歳		歳		0	△	981,812	△	981,812	△	981,812	△

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

令和五年十一月二十四日 衆議院会議録第八号 令和五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 度 と な る 年 度	事 由
内閣府、文部科学省及び環境省	工ネルギー対策 給勵定	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費 省工ネルギー投資促進支援事業費	17,220,133	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 4 箇年度以内	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
電源開発促進 勘定	脱炭素成長型経済構造移行推進省工ネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費	314,999,999	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内	省工ネルギー投資促進支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	業務用建築物脱炭素改修・加速化事業費補助	33,929,425	令和 5 年度	令和 5 年度以内 降 5 箇年度以内	脱炭素成長型経済構造移行推進省工ネルギー投資促進・需要構造転換支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	
仕様の変更に伴う国立研究開発法人日本機構施設整備費補助による限度額の増額	1,540,000	令 和 5 年 度	令和 5 年度以内 降 3 箇年度以内	令和 5 年度以内 降 4 箇年度以内	業務用建築物脱炭素改修・加速化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため	
国立研究開発法人日本機構施設整備費補助による限度額の増額	24,283,103	令 和 5 年 度	令和 5 年度以内 降 4 箇年度以内	令和 4 年度以内 令和 4 年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため	令和 4 年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和 5 年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和 8 年度まで 2 箇年度延長する必要があるため	
本原子力研究開発機構施設整備費補助による限度額の一部変更	—	令 和 5 年 度	令和 8 年度まで 2 箇年度延長			

(文 叹) 報 加

(外)助報

厚生労働省	労働保険 雇用勘定	デジタル人材育成実践モデル事業 総合的職業能力開発 プログラム推進事業 費補助	2,905,109 380,345	令和5年度 令和5年度	令和5年度以内 令和5年度及 び令和6年度	約を結ぶことを要するため 総合的職業能力開発プログラム推進事業については、その事業を円 滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行 こととするため
国土交通省	自動車安全 空港整備勘定	空港整備 既定	129,751,472 1,331,000	令和5年度 同	令和5年度以内 令和5箇年度以内 令和6年度	東京国際空港ほか2空港の整備については、多くの日数を要するた め
		改定	131,082,472	—	—	
		既定	9,176,205	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度	
		追加	642,450	同	—	
		改定	9,818,655	—	—	
		既定	1,392,210	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	1,755,000	同	—	
		改定	3,147,210 229,333	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度	新千歳空港及び函館空港の整備については、多くの日数を要するた め
		既定	北海道空港整備事業 航空路整備	令和5年度	令和5年度以内 令和6年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	7,092,600 403,000	同	令和5年度以内 令和6年度	航空路保安施設及び航空交通管制施設については、多くの日 数を要するため
		改定	7,495,600	—	—	

官報(号外)

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

本補正予算は、財政投融資特別会計等十特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等三特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行つこととしている。

主な特別会計補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	五一、一七六、九六二	四九、五四三、六一三
補正	一一、一七二、六一六	一一、一六三、六二六
計	五一、三四八、五七八	五〇、七〇七、二二九

2 国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二三九、四七三、六九五	二三九、四七三、六九五
補正	△三、四六八、六五八	△三、四六八、六五八
計	二三六、〇〇五、〇三七	二三六、〇〇五、〇三七

3 財政投融資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	三三、九〇一、五七七	二三、九〇一、五七七
補正	△八、六三八、八四七	△八、六三八、八四七
計	一五、二六二、七三〇	一五、二六二、七三〇

(2) 投資勘定

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	一、〇一六、七〇七	一、〇一六、七〇七
補正	七八、五二九	二七、〇〇〇
計	一、〇九五、二三五	九八九、七〇七

4 エネルギー対策特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	二、七八七、一四四	二、七八七、一四四
補正	一、三二二、三七四	一、三二二、三七四
計	四、〇九九、五一八	四、〇九九、五一八

(2) 電源開発促進勘定

	当 初	補 正	計
歳入(百万円)	三三四、四五八	三三四、四五八	三三四、四五八
歳出(百万円)	二四、九〇〇	二四、九〇〇	二四、九〇〇
	三五九、三五七	三五九、三五七	三五九、三五七

(1) 子ども・子育て支援勘定

	当 初	補 正	計
歳入(百万円)	三、三四四、六八一	三、三四四、六八一	三、三四四、六八一
歳出(百万円)	九一、二六八	九一、二六八	九一、二六八
	三、四三五、九四九	三、四三五、九四九	三、四三五、九四九

(2) 業務勘定

	当 初	補 正	計
歳入(百万円)	四五六、七一四	四五六、七一四	四五六、七一四
歳出(百万円)	七九	七九	七九
	四五六、七九二	四五六、七九二	四五六、七九二

以上のほかに、労働保険特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、自動車安全特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、歳入歳出予算の補正を行つている。

二 补正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブから、それぞれ、「令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和五年十一月二十四日

衆議院議長 額賀福志郎殿

予算委員長 小野寺五典

二 臨時財政対策
のため平成十六
年度から令和五
年度までの各年
度において特別
に起こすことが
できることとさ
れた地方債の額

- (1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改
正前の地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
第三十三条の五の二第一項の規定により平成十
六年度から平成十八年度までの各年度において
起こすことができることとされた地方債の額
千円
- (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規
定により平成十九年度から平成二十一年度まで
の各年度において起こすことができることとさ
れた地方債の額
- (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規
定により平成二十二年度において起こす能够
のこととされた地方債の額
- (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規
定により平成二十三年度から平成二十五年度ま
での各年度において起こすことができることと
された地方債の額
- (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規
定により平成二十六年度から平成二十八年度ま
での各年度において起こすことができることと
された地方債の額
- (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第三条の規定による改正前の
地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定に
より平成二十九年度から令和元年度までの各年
度において起こすことができることとされた地
方債の額

(令和五年度分として交付すべき地方交付税の
総額の一部の令和六年度における交付)

第三条 令和五年度分として交付すべき地方交付
税の総額のうち新法附則第十二条に規定する令
和五年度震災復興特別交付税額以外の額につい
ては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額

を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない
で、新法第六条第二項の当該年度の前年度以
前の年度における地方交付税でまだ交付してい
ない額として、令和六年度分として交付すべき

地方交付税の総額に加算して交付することができる。
一 新法附則第四条の規定により算定された令
和五年度分として交付すべき地方交付税の総
額から新法附則第十一条に規定する令和五年
度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和五年度分に係る新法第十条第二項本
文の規定により各地方団体に対して交付す
べき普通交付税の額の合算額

ロ ロイに規定する合算額から三千億円を控除
した額の九十四分の六に相当する額に新法
第二十条の二第二項の規定により令和五年

度分の地方交付税の総額に算入された額及
び百五十億円を加算した額

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の
二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改め
る。

二 第二項】を「附則第六条の三第一項】に改め
る。

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
の一部改正)

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する
法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のよ
うに改正する。
附則第二条の二中「附則第十条第四項】を「附
則第十条第三項】に改める。

理由
地方財政の状況等に鑑み、令和五年度に限り臨
時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設
けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計
の借入金を増額する等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

議案の目的及び要旨
本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和五年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、地方交付税交付金として一兆五百八十四億円が計上

の額とすること。
基準財政需要額から控除された額の範囲内の額であること。
地方交付税の総額の特例
(一) 令和五年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額一兆三千億円のうち、三千億円の償還を繰り延べること。

度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 経済対策の事業等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和五年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

(二) 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和五年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。

(三) 令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。

(四) 令和五年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和六年度

分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるこ

と。

(五) 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需

要額について、令和六年度にあつては、臨時財政対策債償還基金費の額の百分の五十五に相当する額を、令和七年度にあつては、當該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。

(四) 令和五年度に限り、地方公共団体が起これば、ことができる」とされる臨時財政対策債について、令和五年八月三十一日までに

決定された普通交付税の額の算定において
本案施行に要する経費
令和五年度特別会計補正予算(特第1号)の交

付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、地方交付税交付金として一兆五百八十四億円が計上されている。

右報告する。
令和五年十一月二十四日
右報告する。

令和五年十一月二十日

衆議院議長 額賀福志郎殿
總務委員長 古屋 範子

右
国会に提出する。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

第十九条第二項中「及び第八号」を「及び第九号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（基金の設置等）

第二十一条 機構は、次に掲げる業務（複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一 第十八条第二号に掲げる業務（同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるもの）を公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。）

成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条を「第二十五条」に、「第二十四条」を「第二十六条」に改める。

第四条中「業務を」を「業務並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を」に改める。

第十八条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に

次の一号を加える。

七 次に掲げる者として公募により選定した者

に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
ための助成金を交付すること。

イ 宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行いう民間事業者であつて、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの

を行う大学その他の研究機関

第十九条第二項中「及び第八号」を「及び第九号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（基金の設置等）

第二十一条 機構は、次に掲げる業務（複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一 第十八条第二号に掲げる業務（同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるもの）を公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。）

成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改める。

第四条中「業務を」を「業務並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を」に改める。

第十八条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に

次の一号を加える。

七 次に掲げる者として公募により選定した者

二 第十八条第七号に掲げる業務

2 前項の基金(以下この条から第二十三条まで及び第三十一条第三号において「基金」という。)の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十二条 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十九条を削る。

第二十八条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、第四章中同条を第二十九条とする。

第二十六条第一項第二号中「第二十三条」を「第二十五条」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「及び第七号」を「及び第八号」に改め、同項第八号中「同条第六号」の下に「及び第七号」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第三十一条に次の二条を加える。

(国会への報告等)

付金を使用することができるよう、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「物価高騰対策給付金」とは、次に掲げる給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下この条において同じ。)をいう。

一 物価が高騰している状況に鑑み、令和五年度の一般会計補正予算(第1号)における物価

高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)の規定による

市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し七万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金

二 前号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する給付金であつて、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができる

ようにする必要があるものとして内閣府令、総務省令・財務省令で定めるもの

イ 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるものであること。

ロ イの支援を必要とする個人又は世帯として内閣府令・総務省令・財務省令で定める

ものに対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金又は交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から支給されること。

(差押禁止等)

第三条 物価高騰対策給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 物価高騰対策給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四条 租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた物価高騰対策給付金(第二条第一号に掲げるものに限る。)についても適用する。ただし、第三条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日
郵便物認可日

令和五年十一月二十四日 衆議院會議錄第八号

発行所	二束下 二番一〇 京都港 立五号 行政 法人 國立 印刷 局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 配本 送別
料	四四〇四〇円 別四円